



子育て支援



就農支援



お試し移住施設



住宅支援

# 2021年度 群馬県内市町村 移住・定住 支援施策一覧

—最終更新日：2021年7月1日—



# 群馬県内市町村 移住・定住支援施策一覧(もくじ)

※下記をクリックすると該当のページが表示されます。

[早見表](#) . . . . . [1](#)

[全市町村共通事項](#) . . . . . [3](#)

## 県央エリア

[前橋市](#) . . . . . [4](#)

[伊勢崎市](#) . . . . . [7](#)

[渋川市](#) . . . . . [13](#)

[榛東村](#) . . . . . [16](#)

[吉岡町](#) . . . . . [19](#)

[玉村町](#) . . . . . [20](#)

## 西部エリア

[高崎市](#) . . . . . [21](#)

[藤岡市](#) . . . . . [23](#)

[富岡市](#) . . . . . [26](#)

[安中市](#) . . . . . [29](#)

[上野村](#) . . . . . [33](#)

[神流町](#) . . . . . [35](#)

[下仁田町](#) . . . . . [38](#)

[南牧村](#) . . . . . [41](#)

[甘楽町](#) . . . . . [43](#)

## 吾妻エリア

[中之条町](#) . . . . . [47](#)

[長野原町](#) . . . . . [52](#)

[嬭恋村](#) . . . . . [54](#)

[草津町](#) . . . . . [57](#)

[高山村](#) . . . . . [59](#)

[東吾妻町](#) . . . . . [65](#)

## 利根沼田エリア

[沼田市](#) . . . . . [69](#)

[片品村](#) . . . . . [72](#)

[川場村](#) . . . . . [74](#)

[昭和村](#) . . . . . [76](#)

[みなかみ町](#) . . . . . [78](#)

## 東部エリア

[桐生市](#) . . . . . [82](#)

[太田市](#) . . . . . [87](#)

[館林市](#) . . . . . [90](#)

[みどり市](#) . . . . . [94](#)

[板倉町](#) . . . . . [99](#)

[明和町](#) . . . . . [103](#)

[千代田町](#) . . . . . [107](#)

[大泉町](#) . . . . . [111](#)

[邑楽町](#) . . . . . [115](#)

## 群馬県の情報



# 群馬県内市町村 移住・定住支援施策一覧(早見表)

最終更新 : 2021/7/1

市町村名	定住・子育て支援										住宅支援							農業体験就農支援			その他						
	結婚祝金(品)	出産祝金(品)	入学祝金(品)	子育て世帯支援金(品)	給食費補助	学童保育料補助	通学費補助	子ども医療費無料・保育料補助	チャイルドシート購入費補助・貸与	生活補給金の支給	奨学金貸与	空き家情報(*1)・空き家バンク(*2)	新築・増改築(リフォーム)補助	住宅取得費補助	家賃補助	住宅資金利子補給(勤労者以外)	勤労者住宅資金融資・利子補給	住宅用地分譲	公営住宅の紹介	家財処分費補助	体験農園・市民農園	農業体験・ツアー	新規就農者支援	お試し移住施設・制度	移住支援者によるサポート	起業支援	
1 前橋市					○		○	○				*1	○								○		○		○		
2 伊勢崎市		○			○	○		○				*2	○			○	○	○								○	
3 渋川市	○	○		○	○		○	○		○		*2	○	○			○	○	○		○		○			○	
4 榛東村					○			○								○					○						
5 吉岡町					○		○	○	○							○											
6 玉村町					○			○									○	○			○		○				
7 高崎市						○		○	○				○	○	○			○			○		○				○
8 藤岡市		○					○	○		○		*2	○			○		○	○							○	○
9 富岡市		○			○			○				*2	○					○	○		○		○	○	○		
10 安中市		○			○		○	○		○		*2	○				○	○	○				○	○			○
11 上野村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	○		○								○	
12 神流町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		*2		○	○			○							○	○	
13 下仁田町	○	○	○					○		○		*2	○			○		○			○				○	○	
14 南牧村	○	○	○	○	○	○	○	○				*2	○						○					○	○		
15 甘楽町	○	○		○	○			○				*2	○								○		○		○		○
16 中之条町		○	○	○	○	○	○	○	○	○		*2	○	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○
17 長野原町		○	○		○		○	○	○			*2	○					○	○								○
18 嬭恋村		○			○	○		○					○				○							○	○	○	
19 草津町		○			○		○	○		○																	
20 高山村		○	○	○	○	○	○	○		○	○	*2	○				○	○					○		○	○	
21 東吾妻町		○	○	○	○		○	○	○	○		*2	○			○								○	○	○	○
22 沼田市							○	○	○	○								○			○	○		○	○	○	○
23 片品村		○			○		○	○	○	○		*2	○	○								○					
24 川場村		○	○				○	○	○				○	○													
25 昭和村		○		○	○		○	○	○	○		*2	○	○							○						
26 みなかみ町		○	○				○	○		○		*2	○	○			○	○	○		○	○			○	○	○
27 桐生市	○	○			○	○	○	○	○	○		*2	○			○	○	○			○		○	○	○	○	○
28 太田市		○			○	○		○		○											○						○
29 館林市						○	○	○	○			*2	○	○		○		○			○		○			○	○
30 みどり市		○		○	○		○	○	○	○		*2	○			○	○	○			○					○	○
31 板倉町		○	○	○	○			○	○	○			○			○	○	○			○		○			○	○
32 明和町		○						○	○	○			○			○		○			○		○			○	○
33 千代田町				○	○		○	○		○			○	○		○	○	○			○		○			○	○
34 大泉町				○		○		○					○			○		○			○					○	○
35 邑楽町		○			○	○	○	○		○		*2	○			○		○					○			○	○
合計	7	26	11	13	26	13	23	35	12	3	20	21	28	10	3	16	12	23	7	19	3	15	9	12	25		

移住相談窓口	電話	所在地	市町村名	
前橋市観光政策課	027-257-0675	前橋市大手町2-12-1	前橋市	1
伊勢崎市企画調整課	0270-27-2707	伊勢崎市今泉町二丁目410	伊勢崎市	2
渋川市政策創造課	0279-22-2401	渋川市石原80	渋川市	3
榛東村産業振興課	0279-54-2211	北群馬郡榛東村大字新井790-1	榛東村	4
吉岡町住民課協働環境室	0279-54-3111	北群馬郡吉岡町大字下野田560	吉岡町	5
玉村町企画課	0270-64-7711	佐波郡玉村町大字下新田201	玉村町	6
高崎市企画調整課	027-321-1202	高崎市高松町35-1	高崎市	7
藤岡市企画課	0274-40-2424	藤岡市中栗須327	藤岡市	8
富岡市地域づくり課	0274-62-1511	富岡市富岡1460-1	富岡市	9
安中市地域創造課	027-382-1111	安中市安中1-23-13	安中市	10
上野村振興課	0274-59-2111	多野郡上野村大字川和11	上野村	11
神流町総務課	0274-57-2111	多野郡神流町大字万場90-6	神流町	12
下仁田町企画課	0274-64-8809	甘楽郡下仁田町大字下仁田682	下仁田町	13
南牧村村づくり・雇用推進課	0274-87-2011	甘楽郡南牧村大字大日向1098	南牧村	14
甘楽町企画課	0274-74-3133	甘楽郡甘楽町大字小幡161-1	甘楽町	15
中之条町企画政策課	0279-75-8837	吾妻郡中之条町大字中之条町1091	中之条町	16
長野原町企画政策課	0279-82-2244	吾妻郡長野原町大字長野原1340-1	長野原町	17
嬭恋村交流推進課	0279-82-5191	吾妻郡嬭恋村大字鎌原494-45	嬭恋村	18
草津町企画創造課	0279-88-7193	吾妻郡草津町大字草津28	草津町	19
高山村地域振興課	0279-63-2111	吾妻郡高山村大字中山2856-1	高山村	20
東吾妻町企画課	0279-68-2111	吾妻郡東吾妻町大字原町1046	東吾妻町	21
沼田市観光交流課	0278-23-2111	沼田市下之町888	沼田市	22
片品村むらづくり観光課	0278-58-2112	利根郡片品村鎌田3967-3	片品村	23
川場村むらづくり振興課	0278-52-2111	利根郡川場村大字谷地2390-2	川場村	24
昭和村企画課	0278-24-5111	利根郡昭和村大字糸井388	昭和村	25
みなかみ町観光商工課	0278-25-5028	利根郡みなかみ町後閑318	みなかみ町	26
桐生市定住促進室	0277-46-1111	桐生市織姫町1-1	桐生市	27
太田市企画政策課	0276-47-1892	太田市浜町2-35	太田市	28
館林市企画課	0276-72-4111	館林市城町1-1	館林市	29
みどり市企画課	0277-76-0962	みどり市笠懸町鹿2952	みどり市	30
板倉町企画財政課	0276-82-6125	邑楽郡板倉町大字板倉2682-1	板倉町	31
明和町総務課政策室	0276-84-3111	邑楽郡明和町新里250-1	明和町	32
千代田町企画財政課	0276-86-7007	邑楽郡千代田町大字赤岩1895-1	千代田町	33
大泉町企画戦略課	0276-63-3111	邑楽郡大泉町日の出55-1	大泉町	34
邑楽町企画課	0276-88-5511	邑楽郡邑楽町大字中野2570-1	邑楽町	35

# 群馬県の移住・定住支援施策(全市町村共通事項)

ここでは全市町村に共通する支援施策をご紹介します。ただし市町村によって、対象者の範囲や支給方法などが異なる場合がありますので、詳細は各市町村にお問い合わせください。

## 暮らし

### ●移住支援金事業

東京圏から群馬県に移住された方に最大100万円を支給する制度

<https://gunmagurashi.pref.gunma.jp/shienkin/>



## 子育て

### ●産婦健康診査

産後2週間を目安に受ける産婦健康診査費用の一部を助成します。

### ●福祉医療費助成制度(子ども、重度心身障害者等の医療費無料化)

子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療が受けられるよう保険医療費の一部負担金を、県と市町村が助成します。入院・通院ともに中学校卒業まで。

他にも、重度心身障害者、母子・父子家庭(所得税非課税者のみ)、親のない子(18歳年度末まで、所得税非課税者のみ)についても適用となります。

### ●幼児教育・保育の無償化について

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子供、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子供の利用料が無料になります。

### ●群馬県第3子以降3歳未満児保育料免除事業

県内で子育てする世帯の経済的負担を軽減するために、認可保育所、認定こども園及び認可外保育施設を利用する第3子以降の3歳未満児の保育料を無料化します(認可外保育施設は月額上限あり)。

### ●第3子以降の副食費補助事業

第3子以降の子供については、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。

分類	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p><b>第3子以降学校給食費無料化事業</b></p> <p>対象者：次の全てに該当する保護者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象児童及び生徒並びに保護者が前橋市内に住所を有していること。</li> <li>・同一世帯で小中学校に在学する児童及び生徒を3人以上養育していること。</li> <li>・学校給食費に未納がないこと。</li> </ul> <p>ただし、生活保護及び就学援助の認定やその他国等から就学奨励費等により学校給食費相当額の給付を受けている者は対象外。</p> <p>内 容：対象者からの申請により、対象となる児童が、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市立学校在学の場合：学校給食費を免除する。</li> <li>・上記以外に在学の場合：学校給食費相当額を補助金として交付する。</li> </ul> <p>問合せ：《教育委員会総務課 学校給食係》 TEL：027-898-5810</p>
	<p><b>第3子以降の保育所・認定こども園保育料無料化事業</b></p> <p>対象者：次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象児童と保護者の住民登録が市内にあること。</li> <li>・同一世帯で子どもを3人以上扶養していること。</li> <li>・保育料算定に必要な税書類が提出されていること。</li> <li>・保育料を滞納していないこと。</li> </ul> <p>内 容：対象児童の保育料無料化</p> <p>問合せ：・保育所、認定こども園：《子育て施設課 施設管理係》 TEL：027-220-5705</p>
	<p><b>第3子以降の副食費補助事業</b></p> <p>対象者：次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象児童と保護者の住民登録が市内にあること。</li> <li>・同一世帯で3人以上の子どもを扶養していること。</li> <li>・副食費算定に必要な税書類が提出されていること。</li> <li>・副食費を滞納していないこと。</li> </ul> <p>内 容：対象児童にかかる副食費の額を補助</p> <p>問合せ：・保育所、認定こども園：《子育て施設課 施設管理係》 TEL：027-220-5705 ・私立幼稚園《子育て施設課 施設指導係》 TEL：027-220-5706</p>
	<p><b>幼稚園保育料補助事業(第3子以降保育料軽減事業)</b></p> <p>対象者：・市内に住所を有する第3子以降の園児であること。 ・同一世帯で3人以上の子どもを扶養していること。 ・市民税の申告がされていること。</p> <p>内 容： (補助限度額：年額) 国立73,200円、私立308,000円</p> <p>問合せ：《子育て施設課 施設指導係》 TEL：027-220-5706</p>
	<p><b>保育料補助事業(第3子以降の認可外保育施設利用料軽減事業)</b></p> <p>対象者：・市内に住所を有していること。 ・同一世帯で子どもを3人以上扶養していること。 ・第3子以降の児童が小学校就学前の児童であること。 ・第3子以降の児童が交付対象となる認可外保育施設を利用し、かつ、利用料を支払っていること。 ・本補助金の交付を受けようとする保護者が、前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例に規定する保育料を滞納していないこと。ただし、保育料の納付誓約を行い、計画どおり納付している場合は、この限りではありません。</p> <p>内 容： 第3子以降の認可外保育施設利用料の一部を補助するもの。</p> <p>○補助金額：月額27,000円(上限)</p> <p>問合せ：《子育て施設課 施設指導係》 TEL：027-220-5706</p>
	<p><b>子ども医療費支給事業</b></p> <p>対象者：医療保険の加入者のうち、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども</p> <p>内 容： 子どもの医療費のうち保険診療の自己負担金相当額を公費で負担する医療費支給事業で、乳幼児期における疾病の早期発見と早期治療を促進し、さらに小・中学の成長期の子どもの健やかな成長を図り、保護者の経済的負担の軽減を目的とする。(群馬県内の市町村で一律実施)</p> <p>問合せ：《国民健康保険課 医療給付係》 TEL：027-898-6253</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>産後ヘルパー派遣事業</b></p> <p>対象者：次のいずれにも該当する人  <ul style="list-style-type: none"> <li>・前橋市に住民票がある人</li> <li>・生後6か月未満(多胎の場合1年未満)の子がいる人</li> <li>・家族や親族から家事や育児の支援が受けられない人</li> </ul> </p> <p>内 容：家庭にヘルパーが訪問し、家事(食事準備や買い物、洗濯、掃除など)・育児(調乳や沐浴の準備・後片付け等)の支援を行います。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・単胎の場合：生後6か月未満の期間で20回以内</li> <li>・多胎の場合：生後1年未満の期間で40回以内</li> </ul> </p> <p>問合せ：《福祉部 子育て支援課》 TEL：027-212-8337</p>
	<p><b>遠距離通学補助事業</b></p> <p>対象者：次のいずれかに該当する児童生徒  <ul style="list-style-type: none"> <li>①富士見町西大河原地区、箕輪地区または大洞地区に居住し、前橋市立白川小または富士見中に通学していること。</li> <li>②旧嶺小学校区に居住し、住居から芳賀小への通学距離が旧嶺小との通学距離を超え、公共交通機関を利用していること。</li> <li>③前橋市立小中学校に通学し、住居から学校までの直線距離が児童においては3km以上、生徒にあつては5km以上あること。</li> </ul> </p> <p>内 容：居住地区や公共交通機関の利用に応じて経費の一部を補助します。</p> <p>問合せ：《学校教育課 管理係》 TEL：027-898-5812</p>
住宅支援	<p><b>空家等利活用ネットワーク事業</b></p> <p>対象者：前橋市で一戸建ての空き家を探している人、所有している空き家の売買や貸借を考えてる人</p> <p>内 容：市に登録している不動産業者を紹介</p> <p>問合せ：《建築住宅課 空家利活用センター》 TEL：027-898-6081</p>
	<p><b>空き家対策補助制度①空き家リフォーム補助②空き家を活用した二世帯近居・同居住宅補助</b></p> <p>対象者：①空き家を取得し自ら居住しようとする個人、空き家を取得し親族関係にある者に住宅として貸そうとする個人、空き家を親族関係にある者から借りて自ら居住しようとする個人  ②親または子と近居または新たに同居するために空き家を取得し、1.自ら居住しようとする個人、2.親族関係にある者に住居として貸そうとする個人、3.親族関係にある者から借りて自ら居住しようとする個人、4.取得した空き家を除却した跡地に6か月以内に住宅を建築しようとする個人</p> <p>内 容：①工事費の3分の1以内で上限100万円を支給  ②-1,2,3 工事費の3分の1以内で上限120万円を支給  ②-4 工事費の3分の1以内で上限100万円を支給  いずれも市外からの転入者1人20万円（4人まで）、中学校修了前1人10万円（4人まで）、夫婦とも39歳以下の場合10万円を工事費の3分の1を超えない範囲で加算</p> <p>問合せ：《建築住宅課 空家利活用センター》 TEL：027-898-6081</p>

分類	事業名（対象者・内容）
農村体験・就農支援	<p><b>市民農園</b></p> <p>対象者： 市内に居住又は通勤する農業者以外の者</p> <p>内 容： 五十山ふれあい農園 50㎡×54区画 4,200円/年度 駐車場・トイレ・水道あり。</p> <p>問合せ：《農政課 地域営農係》 TEL：027-898-6703</p>
	<p><b>新規参入者定着支援事業</b></p> <p>対象者： ・本市に転入し、新たに農業に参入する方 ・就農時点で55歳未満の方 ・本事業を活用後、引き続き市内で5年以上営農することが認められる方</p> <p>内 容： 農家住宅等の月額家賃の1/2（上限2万円）を補助（2年間を限度とする） 詳細についてはお問合せください。</p> <p>問合せ：《農業委員会事務局 農業振興係》 TEL：027-898-6733</p>
その他	<p><b>UIJターン若者就職奨励金</b></p> <p>対象者： 下記に該当する40歳未満の者 ・UIJターンによって前橋市に転入し、令和2年7月2日以降に市内中小企業に就職した者 ・前橋市に転入後6か月以内もしくは転入前3か月以内に就職（正規雇用）し、その後6か月以上継続して勤務している者。 ・奨励金交付後も前橋市に住み続ける意思がある者。 ・市税を滞納していない者。 ・移住支援金の交付決定を受けていない者。</p> <p>内 容： 対象労働者1人につき5万円 なお、扶養親族等とともに転入した場合は、扶養親族等1人につきそれぞれ25,000円を加算。 ただし、同一世帯に交付する額は支給対象者と合わせて10万円を上限とする。</p> <p>問合せ：《産業政策課 雇用促進係》 TEL：027-898-6985</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>おかず代の実費徴収に係る補足給付</b></p> <p>対象者：次のいずれかに該当する人            ①養育している子どもが私学助成幼稚園に通っており、同一世帯で養育している小学校3年生までの子どもの上から数えて3人目以降であること            ②当該年度（4～8月の利用分については前年度）の市民税の所得割課税額が77,101円未満であること</p> <p>内 容：養育している子どもが私学助成幼稚園に通っている場合に、副食費（おかず代）を給付。給付金の上限額は1か月につき4,500円。</p> <p>問合せ：《こども保育課》 TEL：0270-27-2751</p>
	<p><b>第3子以降おかず代補助金交付</b></p> <p>対象者：伊勢崎市に住所がある児童とその保護者で次の①～③の全てに該当する人            ①第3子以降の児童（3歳以上）が幼稚園、保育所（園）認定こども園などに通所、通園していること            ②同一世帯で子どもを3人以上扶養していること。ただし、所得金額が38万円・令和3年9月分以降は48万円（給与収入は103万円）を超える者は扶養の人数から除く。            ③申請時点で利用者負担（保育料）に滞納がないこと</p> <p>内 容：3人以上の子どもを扶養している世帯の3人目以降の児童が幼稚園、保育所（園）、認定こども園などに入園している場合、副食費（おかず代）を補助。補助金の上限額は1か月につき4,500円。</p> <p>問合せ：《こども保育課》 TEL：0270-27-2751            《学校教育課》 TEL：0270-27-2787</p>
	<p><b>産後ケア事業</b></p> <p>対象者：伊勢崎市に住民登録がある産後3か月未満の母親とその子どもで次に該当する人            ①家族等からの十分な家事、育児の援助が受けられない人            ②産後の心身の不調やからだの回復への不安、育児に対する不安がある人</p> <p>内 容：出産後に心身の不調や育児不安のあるお母さんを助産師がサポート</p> <p>問合せ：《健康管理センター》 TEL：0270-23-6675</p>
	<p><b>産婦健康診査</b></p> <p>対象者：産後約2週間の産婦</p> <p>内 容：産後2週間を目安に受ける産婦健康診査費用の一部を助成</p> <p>問合せ：《健康管理センター》 TEL：0270-23-6675</p>
	<p><b>第3子以降学校給食費助成事業</b></p> <p>対象者：・市内の小学校、中学校または伊勢崎特別支援学校に在籍する児童生徒を同一世帯内で3人以上養育している人            ・世帯所得の合計額が600万円以下である人            ・学校給食費に滞納がない人            ・生活保護や就学援助等から学校給食費の全部支給を受けていない人</p> <p>内 容：同一世帯内で3人以上の児童生徒を養育している保護者に対し、第3子以降の児童生徒の学校給食費を助成</p> <p>問合せ：《健康給食課》 TEL：0270-75-2517</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>第3子以降出産祝金</b></p> <p>対象者：第3子以降の子どもが生まれた人で次に該当する人            ①第3子以降の出産時点で6ヶ月以上本市に住所を有している人            ②第3子以降の出産時点で2子以上を実際に養育（同居が原則）している人            ③外国人の場合は、①と②のほかに「永住者」または「特別永住者」の在留資格を有している人</p> <p>内容：次世代を担う子の出産を奨励し、児童の健全な発育と福祉の増進を図るため、児童1人につき10万円を支給</p> <p>問合せ：《子育て支援課 手当給付係》 TEL：0270-27-2750</p>
	<p><b>放課後児童クラブ利用者負担金減免</b></p> <p>対象者：①生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている人            ⇒利用者負担金の全額            ②当該年度分（4月分から6月分までの利用者負担金にあっては前年度分）の市民税が非課税である世帯に属する人            ⇒利用者負担金の100分の50に相当する額            ③当該年度分（4月分から6月分までの利用者負担金にあっては前年度分）の市民税の所得割が非課税であって均等割のみ課税されている世帯に属する人            ⇒利用者負担金の100分の25に相当する額</p> <p>内容：児童が公設公営、公設民営の放課後児童クラブを利用している場合に、上記のいずれかの要件を満たしている場合は利用者負担金を減免する</p> <p>問合せ：《子育て支援課》 TEL：0270-27-8805</p>
	<p><b>放課後児童クラブ利用者負担金助成</b></p> <p>対象者：①生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている人            ⇒利用者負担金の全額            ②当該年度分の市民税が非課税である人            ⇒利用者負担金の100分の50に相当する額（ただし、月額5,000円を上限）            ③当該年度分の市民税の所得割が非課税であって均等割のみ課税されている人            ⇒利用者負担金の100分の25に相当する額（ただし、月額2,500円を上限）</p> <p>内容：児童が民設民営の放課後児童クラブを利用している場合に、保護者と児童が市内に住民登録をしており、上記のいずれかの要件を満たしている場合は利用者負担金を助成する</p> <p>問合せ：《子育て支援課》 TEL：0270-27-8805</p>
	<p><b>子ども医療費無料化</b></p> <p>対象者：中学校卒業までの子ども</p> <p>内容：医療費の自己負担分を福祉医療費として助成</p> <p>問合せ：《年金医療課 医療助成係》 TEL：0270-27-2740</p>
	<p><b>第3子以降保育料無料</b></p> <p>対象者：・児童と保護者が市内に住民登録をしていること            ・第3子以降の児童（3歳未満）が保育所（園）、認定こども園に通所、通園していること            ・同一世帯で子どもを3人以上扶養していること。ただし、所得金額が38万円・令和3年9月分以降は48万円（給与収入は103万円）を超える者は扶養の人数から除く            ・申請時点で利用者負担（保育料）、市税に滞納がないこと</p> <p>内容：3人以上の子どもを扶養している世帯の3人目以降の児童が幼稚園、保育所（園）、認定こども園などに入園している場合、申請により利用者負担（保育料）を無料とする。</p> <p>問合せ：《こども保育課》 TEL：0270-27-2751</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>利用者支援事業【子育てコンシェルジュ】</b></p> <p>対象者： 小学校就学前の子どもがいる子育て家庭</p> <p>内 容： 窓口に配置された専門員による、幼稚園や保育所（園）、認定こども園などの施設や地域の子育て支援事業などの案内、情報の提供、相談受付</p> <p>問合せ： 《こども保育課》 ℡：0270-27-2751</p>
	<p><b>ワクチン&amp;子育てナビ</b></p> <p>対象者： 主に就学前の子どもの保護者</p> <p>内 容： 予防接種スケジュール管理システムや子育て情報の提供を行うモバイルサービス。スマートフォンや携帯電話などからインターネットを通じて、保護者や子どもの名前（ともにニックネーム）・生年月日・メールアドレスなどを登録することで、適切な予防接種スケジュールを自動作成する。接種時期が近づくともメールでお知らせする。予防接種スケジュール管理機能のほかには、子どもの健診予定日前に健診のお知らせメールの配信、予防接種実施医療機関の検索、妊娠中の記録（写真やコメントの記録）、子どもの成長記録（写真やコメントの記録、成長グラフの作成）、感染症情報（毎週更新）、小児の休日夜間診療情報、子育て情報などの閲覧が出来る。</p> <p>※登録料・利用料は無料、通信費用は利用者負担</p> <p>問合せ： 《健康づくり課 保健予防係》 ℡：0270-27-2746</p>
	<p><b>おたふくかぜ予防接種費用助成事業</b></p> <p>(新)</p> <p>対象者： ・接種者が接種日当日に市内に住民登録をしていること ・伊勢崎市の市指定医療機関で接種していること ・接種は、生後12箇月以上48箇月未満までに接種していること</p> <p>内 容： おたふくかぜ予防接種費用の一部を助成する。助成額および助成回数は、1人1回、助成額は3,000円とする。</p> <p>問合せ： 《健康づくり課 保健予防係》 ℡：0270-27-2746</p>
	<p><b>不妊治療費の助成</b></p> <p>対象者： 不妊治療を行っている夫婦で、次の要件を満たす人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①医師による不妊治療を行っている法律上の婚姻関係にある夫婦であること</li> <li>②夫婦の双方またはいずれか一方が、申請日の1年以上前から引き続き伊勢崎市に住民登録があること</li> <li>③医療保険法における医療保険に加入していること</li> <li>④伊勢崎市の市税及び国民健康保険税に滞納がないこと</li> <li>⑤他の地方公共団体から同一の不妊治療に対し同種の補助を受けていないこと</li> </ol> <p>内 容： 不妊治療に要する医療費の一部を助成する（当該年度内の不妊治療に要する自己負担額の2分の1 上限：年額10万円）。また、助成金の申請は1年度（4月1日から翌年3月31日まで）につき1回とし、助成回数は、同一夫婦について通算3回を限度とする。</p> <p>問合せ： 《健康管理センター》 ℡：0270-23-6675</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>不育治療費の助成</b></p> <p>対象者：不育治療を行っている夫婦で、次の要件を満たす人            ①医師による不育治療を行っている法律上の婚姻関係にある夫婦であること            ②夫婦の双方またはいずれか一方が、申請日の1年以上前から引き続き伊勢崎市に住民登録があること            ③医療保険法における医療保険に加入していること            ④伊勢崎市の市税及び国民健康保険税に滞納がないこと            ⑤他の地方公共団体から同一の不育治療に対し同種の補助を受けていないこと</p> <p>内 容：不育治療に要する医療費の一部を助成する（当該年度内の不育治療に要する自己負担額の2分の1 上限：年額20万円）。また、助成金の申請は1年度（4月1日から翌年3月31日まで）につき1回とし、助成回数は、同一夫婦について通算3回を限度とする。</p> <p>問合せ：《健康管理センター》 TEL：0270-23-6675</p>
	<p><b>新生児聴覚検査費用の助成</b></p> <p>対象者：伊勢崎市に住民登録があり、原則生後1か月以内に新生児聴覚検査を受けた子どもの保護者</p> <p>内 容：自動聴性脳幹反応検査（AABR）、耳音響放射検査（OAE）等の新生児聴覚検査にかかる費用の一部助成            ※助成金：1人につき1回まで、上限：3,000円（3,000円に満たない場合はその額まで）            ※申請期限は検査をしてから6ヶ月以内</p> <p>問合せ：《健康管理センター》 TEL：0270-23-6675</p>
	<p><b>出生祝品の贈呈</b></p> <p>対象者：本市が受領した出生届に記載された子</p> <p>内 容：出生届出時に祝品として出生記念証及び新生児用品「Made in いせさき製品」を贈呈する。</p> <p>問合せ：《市民課》 TEL：0270-27-2726</p>
	<p><b>ファミリー・サポート・センター事業</b></p> <p>対象者：子育ての手助けをして欲しい人（利用会員）または子育てのお手伝いをしたい人（援助会員）</p> <p>内 容：利用会員からの依頼に応じてお手伝いをしたい人（援助会員）を紹介し、保育施設までの送迎など、保育施設では対応しきれない保育を有料（1時間700円～）で援助する。</p> <p>問合せ：《こども保育課》 TEL：0270-23-6471</p>
住宅支援	<p><b>伊勢崎市空き家情報バンク</b></p> <p>対象者：伊勢崎市内の空き家を売りたい・貸したい人、空き家を買いたい・借りたい人</p> <p>内 容：管理不全な空き家の発生を予防し、空き家の利活用の推進を図るため、市が群馬県宅地建物取引業協会や全日本不動産協会群馬県本部などと協力し、市内の空き家の情報を発信する。</p> <p>問合せ：《環境保全課 空家対策係》 TEL：0270-27-2797</p>
	<p><b>浄化槽設置に対する補助</b></p> <p>対 象：これから浄化槽を設置するもので、次の要件を満たすもの            ・設置する合併処理浄化槽が窒素または、窒素およびリン除去能力のある高度処理型浄化槽            ・環境省の定める環境配慮型浄化槽の性能要件を満たすもの            ・設置する合併処理浄化槽の大きさが10人槽以下のもの            ・浄化槽を使用する建物が申請者が居住するための専用住宅（小規模店舗併用住宅を含む）            ・申請者が、過去に合併処理浄化槽の設置補助金の交付を受けていない            ・申請者が、公共事業等に係る合併処理浄化槽又は単独処理浄化槽等の補償を受けていない            ・浄化槽を設置する場所が、公共下水道・農業集落排水の供用開始区域外、市設置型浄化槽の整備区域外            ・市税等の滞納がないこと</p> <p>内 容：生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する（①転換設置+宅内配管：5人槽65万円、7人槽68万円、10人槽71万円 ・②準転換設置（単独処理浄化槽等の撤去不可）+宅内配管：5人槽45万円、7人槽48万円、10人槽51万円 ・③建替等設置：5人槽25万円、7人槽28万円、10人槽31万円 ・④新規設置：5人槽7.5万円、7人槽9万円、10人槽10.5万円〔①、②、③には県の浄化槽エコ補助金を含む〕）</p> <p>問合せ：《環境政策課 企画清掃係》 TEL：0270-27-2732            ※詳しくは、伊勢崎市ホームページ（「いせさきぐらし」  <a href="https://www.city.isesaki.lg.jp/isesaki_life/index.html">https://www.city.isesaki.lg.jp/isesaki_life/index.html</a>）をご覧ください。</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p><b>土地区画整理地内の保留地の公売</b></p> <p>対象者：原則として土地売買契約から30日以内に土地代金の全額を払込みできる人</p> <p>内容：区画整理によって生み出された保留地（西部地区・東部第二地区・茂呂第一地区）を住宅用地として販売</p> <p>問合せ：《区画整理課 換地工務係》 TEL：0270-27-2771</p>
	<p><b>勤労者住宅資金の貸付</b></p> <p>対象者：次の要件を満たす人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊勢崎市内で住宅の敷地の取得をしようとする人、または、伊勢崎市内で住宅を新築・増改築・購入しようとする人</li> <li>・伊勢崎市内に居住または勤務先を有する勤労者であって、同一事業所に1年以上継続して勤務する人</li> <li>・3年以内に住宅建設できる人 ※着工後及び購入後の融資は対象外</li> </ul> <p>内容：融資限度額 2,000万円          融資利率 2.0%以内          融資期間 20年以内（返済の最終年は、満65歳まで）</p> <p>問合せ：《商工労働課 融資労政係》 TEL：0270-27-2755</p>
	<p><b>市有地の売払い</b></p> <p>対象者：次の要件を満たす人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人または法人</li> <li>・代金の支払い能力がある人（市、県民税を滞納していない人）</li> <li>・伊勢崎市暴力団排除条例第2条第3号および第4号（暴力団、暴力団員等）の規定に該当しない人</li> </ul> <p>内容：利用予定のない市有地の売払いを行う。</p> <p>問合せ：《管財課管財係》 TEL：0270-27-2703 《都市計画課》 TEL：0270-27-2766</p>
	<p><b>市営住宅の紹介</b></p> <p>対象者：入居申込みができる人は次の要件を満たす人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在住宅に困窮していることが明らかな人</li> <li>・同居者がある場合は親族（配偶者等及び3親等以内の血族または1親等以内の姻族）であること</li> <li>・単身で入居する場合は、身元引受人1人をつけられる人</li> <li>・世帯の全員が市民税等を滞納していないこと</li> <li>・世帯の全員が暴力団員ではないこと</li> <li>・入居に際して、敷金（家賃3か月分）を納められる人</li> <li>・市が定める収入基準に当てはまる人</li> </ul> <p>内容：市営住宅の募集を、原則として年4回（5月・8月・11月・2月の月上旬）行い、募集ごとに、広報や市ホームページにて入居条件や募集住戸等について紹介          ※随時募集を行っている住宅もあり</p> <p>問合せ：《住宅課 住宅管理係》 TEL：0270-27-2764          ※詳しくは、伊勢崎市ホームページ（「いせさきぐらし」  <a href="https://www.city.isesaki.lg.jp/isesaki_life/index.html">https://www.city.isesaki.lg.jp/isesaki_life/index.html</a>）をご覧ください。</p>
	<p><b>住宅リフォーム助成事業</b></p> <p>対象者：・市内に住民登録のある人          ・対象住宅（平成23年以前に建築した住宅）に令和3年4月1日時点で2年以上継続して居住する個人住宅の所有者          ・市税を滞納していない人          ・令和2年の合計所得金額が700万円以下の人          ・令和元年度、令和2年度に本事業の助成を受けていない人</p> <p>内容：居住環境の向上と地域経済の活性化を目的として、個人住宅のリフォーム工事を市内の施工業者に依頼して行う場合、その工事費用の一部を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成金額 助成対象経費の30%（千円未満切り捨て）</li> <li>・補助限度額 8万円</li> <li>・対象住宅 平成23年以前に建築され、令和元年度、令和2年度に本事業の助成を受けていない、申請者が所有・居住している市内の住宅</li> <li>・対象工事 住宅本体と内部の修繕・機能向上を目的とした、対象経費10万円以上の工事</li> <li>・申請受付期間 令和3年5月7日（金）～6月18日（金）</li> </ul> <p>問合せ：《住宅リフォーム窓口》 TEL：0270-23-7381 《商工労働課 商工振興係》 TEL：0270-27-2754          ※詳しくは、伊勢崎市ホームページ（「いせさきぐらし」  <a href="https://www.city.isesaki.lg.jp/isesaki_life/index.html">https://www.city.isesaki.lg.jp/isesaki_life/index.html</a>）をご覧ください。</p>

分類	事業名（対象者・内容）
起業支援	<p><b>創業促進サポート補助金</b></p> <p>対象者：市内で新たに創業する人で次の要件を満たす人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内において当該補助金の申請年度内に創業する人</li> <li>・市・県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税および国民健康保険税を滞納していない</li> <li>・個人が事業を開始する場合にあっては創業時において市内に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている人。新たに設立される会社が事業を開始する場合にあっては事業所が会社の本店または主たる事務所であること</li> <li>・伊勢崎市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業による支援を受けた人</li> <li>・創業に際して、法令等に基づく資格又は許認可が必要な業種については、交付申請時において既に取得している、または取得することが確実と見込まれる人</li> <li>・交付申請時において他の法人の代表または役員の職にない人</li> <li>・3年以上継続して事業を行う意欲があり、原則として週30時間以上営業を行う人</li> <li>・事業所の設置について商工会議所、商工会、近隣商店街等への情報提供に同意する人</li> <li>・伊勢崎市暴力団排除条例(平成24年伊勢崎市条例第32号)第2項第3号および第4号に規定する者でない人</li> <li>・過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない人</li> </ul> <p>内 容：市内における創業を促進することで地域経済の活性化を図るため、市内で新たに創業する人に対し、創業時に必要となる各種経費の一部について、予算の範囲内において補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 補助対象経費の2分の1以内を交付（ただし、1,000円未満は切り捨て）</li> <li>・補助限度額 100万円</li> <li>・補助対象経費 事業所改装費、備品購入費、販売促進に係る経費など</li> <li>・募集期間 令和3年4月1日（木）～予算額到達まで</li> </ul> <p>問合せ：《商工労働課 商工振興係》 TEL：0270-27-2754  ※詳しくは、伊勢崎市ホームページ（「いせさきぐらし」  <a href="https://www.city.isesaki.lg.jp/isesaki_life/index.html">https://www.city.isesaki.lg.jp/isesaki_life/index.html</a>）をご覧ください。</p>
	<p><b>中小企業活性化資金の融資</b></p> <p>対象者：次の全ての条件を満たす中小企業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業信用保険法で定める特定中小企業者で、市税を完納していること</li> <li>・（法人の場合）市内に主たる事業活動を行う店舗、工場または事業所を登記していること</li> <li>・（個人の場合）市内に1年以上居住していること</li> </ul> <p>※着工後および購入後の融資は対象外、創業者（創業から1年未満の人を含む）は保証必須</p> <p>内 容：資金使途 運転資金、設備資金  ※3,5,7ナンバーの車両（普通乗用車、小型乗用車）は不可</p> <p>融資限度額 運転資金1,500万円 設備資金3,000万円</p> <p>融資利率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転資金年利1.7%以内（信用保証付 1.3%以内）</li> <li>特別融資利率適用（前年比5%以上の売上減）の場合は年利1.5%以内（信用保証付 1.1%以内）</li> <li>・設備資金年利1.7%以内（信用保証付 1.3%以内）</li> </ul> <p>※創業者（事業開始から1年未満の者含む）は保証必須</p> <p>融資期間</p> <p>運転資金 6年以内 【うち据置1年以内】</p> <p>設備資金 8年以内 【うち据置1年以内、新築及び増改築の場合は10年以内（うち据置1年以内）】</p> <p>問合せ：《商工労働課 融資労政係》 TEL：0270-27-2755</p>

分類	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<b>幼児教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)保育料の無料化</b>
	<p>対象者： 渋川市居住の児童            内 容： 保育料無料            問合せ： 《こども課保育幼稚園係》 TEL：0279-22-2415</p>
	<b>公立幼稚園通園バス使用料無料化・私立認定こども園通園バス使用料一部補助事業</b>
	<p>対象者： 公立幼稚園の通園バス使用者、私立認定こども園の通園バス使用者            内 容： 公立幼稚園通園バス使用者は全額無料、私立認定こども園通園バス使用者は一部補助            問合せ： 《こども課保育幼稚園係》 TEL：0279-22-2415</p>
	<b>学校給食費全額公費負担</b>
	<p>対象者： 渋川市立小中学校に通う児童生徒            内 容： 児童生徒の学校給食費を全額公費負担            問合せ： 《学校給食課学校給食係》 TEL：0279-22-0132</p>
	<b>遠距離通学児童通学費補助事業・遠距離通学生徒通学費補助事業</b>
	<p>対象者： 遠距離通学の小学校児童及び中学校生徒で対象となる路線バスを使用する者            内 容： 通学費全額補助            問合せ： 《教育総務課管理・学校再編係》 TEL：0279-22-2076</p>
	<b>奨学金貸与事業</b>
	<p>対象者： 本市に1年以上居住し、修学意欲と能力がありながら経済的理由により修学困難な者（高等学校、中等教育学校(後期課程)、大学、短大、高等専門・専修(高等課程又は専門課程)学校に入学・在学)            内 容： 奨学金を無利子で貸与            ○高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程) 月額10,000円以内            ○高等専門学校 月額15,000円以内            ○大学、短大、専修学校(専門課程) 月額35,000円以内            問合せ： 《教育総務課管理・学校再編係》 TEL：0279-22-2076</p>
<b>県産木製品の出生祝い品贈呈</b>	
<p>対象者： 市内に住所を有する乳幼児            内 容： 県産材を使用した木製品(積み木)を乳幼児検診時に出生祝い品として贈呈            問合せ： 《農林課林政・有害鳥獣対策係》 TEL：0279-22-2593</p>	
<b>ブックスタート事業</b>	
<p>対象者： 6か月児健康相談を受診する全ての乳児及びその保護者            内 容： 6か月児健康相談時に絵本の読み聞かせを行い、絵本をプレゼントする            問合せ： 《市立図書館》 TEL：0279-22-0644</p>	
<b>こども医療費無料化</b>	
<p>対象者： 中学校卒業までのこども(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)            内 容： 医療費(入院・外来ともに)無料            問合せ： 《保険年金課医療給付係》 TEL：0279-22-2461</p>	
<b>不妊治療費助成事業</b>	
<p>対象者： 婚姻から1年以上経過し、申請日の1年以上前から渋川市に住所を有する夫婦(夫婦一方のみ渋川市に住所登録がある場合も可)で、医療保険加入者かつ市税の滞納をしていない者            内 容： 特定不妊治療または一般不妊治療に要する費用(群馬県の助成を受けた場合はその残額)の1/2を助成            ○特定不妊治療：上限10万円、1年度内に申請2回            ○一般不妊治療、上限5万円、1年度内に申請1回            同じ年度内に特定不妊治療か一般不妊治療のどちらか一方の申請が可            問合せ： 《健康増進課管理予防係》 TEL：0279-25-1321</p>	

分類	事業名（対象者・内容）
	<p><b>不育症治療費助成事業</b></p> <p>対象者： 婚姻し、渋川市に住所を有する夫婦（夫婦一方のみ渋川市に住所登録がある場合も可）で、医療保険加入者し、かつ市税の滞納をしていない者</p> <p>内 容： 不育症の検査及び治療に要する費用の1/2を助成 上限30万円 申請回数通算5回</p> <p>問合せ： 《健康増進課管理予防係》 TEL：0279-25-1321</p>
住宅支援	<p><b>借上賃貸住宅事業</b></p> <p>対象者： 一定の収入基準を満たしている者</p> <p>内 容： 土地所有者等が公営住宅並に建設した賃貸住宅を市が借り上げ、入居者に家賃の助成をして賃貸する。 助成率：一般入居者は家賃の20/100を助成 高齢者・障害者・母子・父子家庭の入居者は家賃の30/100を助成</p> <p>問合せ： 《建築住宅課住宅管理係》 TEL：0279-22-2072</p>
	<p><b>住宅リフォーム促進事業</b></p> <p>対象者： 市内在住者</p> <p>内 容： 住宅のリフォームに対し補助金交付。 補助率：20万円以上の補助対象工事費に対し1/10を補助、限度額は10万円</p> <p>問合せ： 《建築住宅課指導係》 TEL：0279-22-2072</p>
	<p><b>空家活用支援事業</b></p> <p>対象者： 空家の所有者、空家を取得し、居住する目的でリフォームする者</p> <p>内 容： 空家のリフォームに対し補助金交付 補助率：20万円以上の補助対象工事費に対し1/10を補助、限度額は30万円。 市外転入者、若者夫婦世帯、子育て世帯に該当する場合は、補助額に加算を行う。 (加算額を含む最大50万円)</p> <p>問合せ： 《建築住宅課指導係》 TEL：0279-22-2072</p>
	<p><b>移住者住宅支援事業</b></p> <p>対象者： 住宅を取得して市外から転入する者</p> <p>内 容： 助成額：一律10万円。下記要件を満たすことで加算（加算額を含む最大110万円） ・若者支援(申請者(所有者)が40歳未満10万円、30歳未満20万円) ・子育て支援(同一世帯の15歳以下の子供1人につき5万円) ・新築市内業者利用(20万円) ・中古住宅取得(10万円、空き家バンク利用30万円) ・普通自動車運転免許取得支援(20万円) ・ペーパードライバー講習受講支援(上限3万円) ・テレワーク勤務支援(20万円) ※各種証明書の提出が必要です。 ※申請年度内において当市の「移住定住新生活応援事業助成金」又は「移住支援金」交付を受けている方は申請不可</p> <p>問合せ： 《政策創造課移住定住支援係》 TEL：0279-22-2401</p>
	<p><b>住宅地等の売払い</b></p> <p>対象者： 渋川市が所有する住宅地等の土地の購入を希望する個人または法人</p> <p>内 容： 分譲地や未利用の土地の売払い</p> <p>問合せ： 《財務課資産経営係》 TEL：0279-22-2150</p>
	<p><b>空き家相談事業</b></p> <p>対象者： 市内の空き家空き地等の所有者・管理者、所有家屋が空き家等になるおそれがある者、または空き家空き地の賃貸借又は売買を求める者。</p> <p>内 容： 毎月第二水曜日1回30分。相談無料。空き家の売買・賃貸、解体・改築などに対する相談について、一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会の宅地建物取引士が対応。</p> <p>問合せ： 《政策創造課移住定住支援係》 TEL：0279-22-2401</p>
	<p><b>空き家バンク</b></p> <p>対象者： 渋川市内の空き家を買いたい（借りたい）方あるいは売りたい（貸したい）方</p> <p>内 容： 市内の空き家物件の情報をホームページなどで提供 【空き家バンク登録：随時募集中】</p> <p>問合せ： 《政策創造課移住定住支援係》 TEL：0279-22-2401</p>
	<p><b>空き家家財道具等片付け支援事業</b></p> <p>対象者： 渋川市空き家バンクに登録した空き家内の家財道具等を処分する者</p> <p>内 容： 家財道具処分費の3分の2、最大5万円を補助。</p> <p>問合せ： 《政策創造課移住定住支援係》 TEL：0279-22-2401</p>

分類	事業名（対象者・内容）
	<p><b>田舎ん家利用促進事業</b></p> <p>対象者： 空き農家に定住し又は滞在し、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことで地域の活性化に寄与しようとする者、もしくは空き農地を利用し、積極的に農業に従事しようとする者</p> <p>内 容： 渋川市内に存在する空き農家等についての情報収集及び情報提供（情報バンク制度登録）</p> <p>問合せ： 《農林課農政係》 TEL：0279-22-2593</p>
農村体験・就農支援	<p><b>市民農園</b></p> <p>対象者： 市内在住で農業者以外の者</p> <p>内 容： 渋川地区 30㎡×141区画 3,000円／年度 赤城地区 50㎡× 74区画 3,000円／年度 北橋地区 50㎡× 30区画 3,000円／年度 【利用期間： 1 か年度間】</p> <p>問合せ： 《農林課農政係》 TEL：0279-22-2593</p>
その他	<p><b>しぶかわ創業開業支援事業</b></p> <p>(新) 対象者： 市内で創業又は重点地区で開業をする者</p> <p>内 容： 創業又は開業に要する費用について、補助対象経費の2分の1、上限額50万円（ただし、重点地区で創業又は開業をする場合は、限度額を50万円加算）の補助をします。 ※創業とは、事業を営んでいない個人が市内に主たる事業所を設け、市内で新たに事業を開始する場合 ※開業とは、既に事業を営んでいる個人又は法人が、重点地区に事業所を出店し、本地区内で事業を開始する場合 ※重点地区とは、渋川駅前通り沿線、伊香保温泉石段街周辺又は敷島駅前周辺をいう。</p> <p>問合せ： 《商工振興課 まちなか再生室》 TEL：0279-22-2596</p>
	<p><b>移住定住新生活応援事業</b></p> <p>(新) 対象者： 婚姻又はパートナーシップ宣誓を機に渋川市内において新生活を開始した世帯</p> <p>内 容： 令和3年4月1日以降に渋川市で婚姻等をし、住民登録がある、お二人とも又はいずれかが35歳未満の方に1世帯あたり5万円、他市町村から転入した場合は5万円加算し、最大10万円を助成します。 ※申請年度内において当市の移住者住宅支援事業助成金又は移住支援金交付を受けている方は申請不可</p> <p>問合せ： 《政策創造課 移住定住支援係》 TEL：0279-22-2401</p>
	<p><b>移住希望者お試し滞在費支援事業</b></p> <p>(新) 対象者： 本市への移住検討中で移住に向けた準備として本市へ訪れて市内の宿泊施設に2連泊以上する人</p> <p>内 容： 当市の宿泊に要した宿泊費について、大人（中学生以上）5,000円/人、こども（小学生）2,500円/人の補助をします。（1世帯あたり2万円上限）滞在期間初日の14日前までに補助金の交付申請書等の書類を提出してください。 ※未就学児は対象外です。</p> <p>問合せ： 《政策創造課 移住定住支援係》 TEL：0279-22-2401</p>
	<p><b>オンライン移住相談</b></p> <p>(新) 対象者： 本市への移住を検討中の方</p> <p>内 容： 毎週火曜日の午後（14:00-16:30）にオンライン移住相談を実施（要予約）料金は無料です。渋川市公式ホームページから申込みもしくは下記問合せ先まで御連絡ください。 ※通信費は御相談者負担となります。wi-fi環境推奨 ※オンライン移住相談システム「ZOOM」を使用します。 ※一回の相談目安は30分です。</p> <p>問合せ： 《政策創造課 移住定住支援係》 TEL：0279-22-2401</p>

分類	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p><b>子育て支援センター(保育園・認定こども園)</b></p> <p>対象者： 村内の乳幼児及び保護者</p> <p>内 容： 村内各保育園・認定こども園にて、育児相談・ふれあい保育等の実施 月曜日～金曜日 午前9時～正午/午後1時～4時(無料) (お休みの場合もありますので、各園へ御確認ください。)</p> <p>問合せ： コアクラブ(榛東北部保育園) TEL: 0279-54-2900 ひよこクラブ(榛東中央こども園) TEL: 0279-55-0008 コスモスクラブ(榛東南部こども園) TEL: 0279-54-2572</p>
	<p><b>子育て支援(幼稚園)</b></p> <p>対象者： 村内の乳幼児及び保護者</p> <p>内 容： 村内各幼稚園にて、子育て支援センターの開放、育児相談等の実施 月曜日～金曜日 午前10時～11時30分(無料) (お休みの場合もありますので、各園へご確認ください。)</p> <p>問合せ： にこにこクラブ(榛東村立北幼稚園) TEL: 0279-54-3211 たんぼぼクラブ(榛東村立南幼稚園) TEL: 0279-54-7877</p>
	<p><b>母子保健事業(子育て支援)</b></p> <p>対象者： 村内の乳幼児及び保護者</p> <p>内 容： 榛東村保健相談センターにて、各種子育て支援の実施 ・子育てサロン「アイアイ」(親子で紙芝居や手遊び、歌などの遊び) ・すくすく教室(離乳食相談、リトミックなどの実施) ・ブックスタート(7か月児健診時に絵本の配布) ・子育て世代包括支援センター(妊娠・出産・子育てにかかわる相談) ・産後ケア事業(委託医療機関での母子のケアや育児支援)</p> <p>問合せ： 《健康保険課 保健相談センター》 TEL: 0279-70-8052</p>
	<p><b>産前・産後サポート</b></p> <p>対象者： 村内に住所を有する産前1ヶ月から産後1年の妊産婦(双子など多胎の場合、産前2ヶ月から産後1年までの妊産婦)</p> <p>内 容： 産前・産後に家事・育児の支援が必要な方に支援ヘルパーを派遣し、食事の準備や衣類の洗濯、掃除等の家事援助、育児相談を実施 ※渋川市、吉岡町と共同実施(ファミリー・サポート・センター)</p> <p>時間 午前9時～午後6時まで(1日2時間までの利用) 料金 3回まで無料。4回目以降は1回1,700円。(最大30回まで)</p> <p>問合せ： 《住民生活課 児童福祉係》 TEL: 0279-54-2211</p>
	<p><b>第3子以降保育料軽減化事業(保育園・認定こども園)</b></p> <p>対象者： 村内に住所を有し、18歳以下の兄弟姉妹がいる第3子以降で、保育園・認定こども園に通園する乳幼児</p> <p>内 容： 当該年度の末日時点において、同一世帯内に18歳以下の兄弟姉妹が2人以上いる場合、第3子以降の保育料を無料</p> <p>問合せ： 《住民生活課 児童福祉係》 TEL: 0279-54-2211</p>
	<p><b>第3子以降保育料軽減化事業(幼稚園)</b></p> <p>対象者： 村内に住所を有し、18歳以下の兄弟姉妹がいる第3子以降で、榛東村立の幼稚園に通園する子供</p> <p>内 容： 当該年度の末日時点において、18歳以下の兄弟姉妹がいる場合、第3子以降の一時預かり保育料を無料</p> <p>問合せ： 《教育委員会事務局 幼稚園係》 TEL: 0279-54-2211</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>第3子以降給食費補助事業</b></p> <p>対象者： 村内に住所を有し、18歳以下の兄弟姉妹がいる第3子以降の中学生までの子ども</p> <p>内 容： 本村に住所を有する扶養義務者が養育している18歳以下の子どもが3人以上いる場合で、3人目以降の子どもが榛東村内の保育園・認定こども園又は榛東村立の幼稚園・小学校・中学校へ入学されている場合、給食費を村が負担</p> <p>問合せ： 保育園・認定こども園 《住民生活課 児童福祉係》 TEL：0279-54-2211 小学校、中学校及び幼稚園 《学校給食センター》 TEL：0279-54-2629</p>
	<p><b>給食費10%軽減事業</b></p> <p>対象者： 村内の幼稚園・小学校・中学校へ通っている幼児・児童・生徒</p> <p>内 容： 村立幼稚園・小学校・中学校給食費の10%相当額を村が負担</p> <p>問合せ： 《学校給食センター》 TEL：0279-54-2629</p>
	<p><b>福祉医療</b></p> <p>対象者： 高校生相当までの子ども及び母(父)子家庭等</p> <p>内 容： 高校生相当までの子どもの保険適用の医療費(入院・外来ともに)無料</p> <p>問合せ： 《健康保険課 福祉医療係》 TEL：0279-54-2211</p>
	<p><b>任意予防接種費用一部助成</b></p> <p>対象者： 次のいずれかの予防接種を受ける乳幼児及び保護者 ・おたふくかぜ…1歳以上5歳未満</p> <p>内 容： 対象年齢の幼児が、該当の予防接種を受けた場合、自己負担の一部を助成(1人1回のみ 3,000円)</p> <p>問合せ： 《健康保険課 保健相談センター》 TEL：0279-70-8052</p>
	<p><b>予防接種モバイルサービス</b></p> <p>対象者： 村内の乳幼児及び保護者</p> <p>内 容： お子さんに合わせた予防接種スケジュールを自動で作成し、接種日が近づくと電子メールでお知らせする。また、乳幼児健診のお知らせを電子メールでお知らせする。</p> <p>問合せ： 《健康保険課 保健相談センター》 TEL：0279-70-8052</p>
	<p><b>不妊・不育治療費助成事業</b></p> <p>対象者： 次のいずれにも該当する方 ・法律上の婚姻関係にある夫婦であること。 ・夫婦の双方又はどちらか一方が、申請日に榛東村に住所があること。 ・医療保険各法の被保険者又は被扶養者であること。 ・税金(本人及び同一世帯家族)の滞納がないこと。</p> <p>内 容： 医師が必要と認めた一般不妊治療、特定不妊治療、男性不妊治療及び不育治療(検査費用を含む)の2分の1(千円未満は切り捨て)を助成(治療の種類によって、助成上限額と助成回数異なる。)</p> <p>問合せ： 《健康保険課 保健相談センター》 TEL：0279-70-8052</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p><b>勤労者住宅建設資金利子補給制度</b></p> <p>対象者： 村内に専用住宅を新築または購入し、金融機関から住宅建設に係る資金の借入を行った給与取得者</p> <p>内 容： 勤労者が金融機関等から建設資金を借りて、榛東村内に専用住宅を新築または購入した場合、金融機関が勤労者に貸付けた額のうち「300万円以内」に対して、「年利1%」の割合で計算した額の利子補給を3年間受けることができる。</p> <p>問合せ： 《産業振興課 商工労働係》 TEL：0279-54-2211</p>
	<p><b>太陽光発電補助金制度</b></p> <p>対象者： 次のいずれにも該当する方（法人を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村内の自ら居住する住宅に発電システムを設置していること又は村内に自ら居住するため発電システム付き住宅を購入していること。</li> <li>・ 税金等(本人及び同一世帯家族)の滞納がないこと。</li> <li>・ 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。</li> </ul> <p>内 容： 【村内業者による工事の場合】 太陽電池モジュール(太陽光パネル)の公称最大出力1kwあたり4万円(上限4kw、16万円まで)。補助金のうち、50%(1,000未満は切捨て)は商業振興券で交付 【村外業者による工事の場合】 太陽電池モジュール(太陽光パネル)の公称最大出力1kwあたり2万円(上限4kw、8万円まで)</p> <p>問合せ： 《住民生活課 環境衛生係》 TEL：0279-54-2211</p>
	<p><b>空き家リフォーム補助金</b></p> <p>対象者： 定住することを目的として空き家をリフォームする方で、次のいずれにも該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リフォームした空き家の所在地に、10年以上、住所を定めること。</li> <li>・ 村税に滞納がないこと。</li> <li>・ 暴力団等でないこと。</li> </ul> <p>内 容： 補助対象費用の2分の1又は50万円のいずれか低い額（加算金あり。最大100万円）</p> <p>問合せ： 《建設課 建築係》 TEL：0279-54-2211</p>
農村体験・就農支援	<p><b>市民農園の設置</b></p> <p>対象者： 農業従事者以外の方</p> <p>内 容： 野菜や草花を栽培していただき、自然にふれあうことで農業の楽しさや理解を深めるとともに、他の利用者とのふれあいや協力を通じて、交流を深めることを目的として、市民農園を貸出している。</p> <p>問合せ： 《産業振興課 農政係》 TEL：0279-54-2211</p>

分類	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p><b>乳幼児・小中学生等の医療費無料化</b></p> <p>対象者： (1) 0歳から中学校卒業まで (2) 高校生世代</p> <p>内 容： 保険診療による自己負担分を助成する制度です。 対象者(1)の方は、入院と外来を助成。 対象者(2)の方は、入院のみを助成</p> <p>問合せ：《住民課 住民保険室》 TEL：0279-26-2249</p>
	<p><b>チャイルドシート購入補助</b></p> <p>対象者： 購入日に6歳未満のお子さんを養育し、申請日に吉岡町内に住所を有している方。(ただし、購入から1年以内に申請し、町税を滞納していない方に限る。)</p> <p>内 容： 安全基準を満たすチャイルドシートの購入価格(消費税含む)の2分の1(千円未満切捨、上限8,000円)を補助する制度です。</p> <p>問合せ：《総務課 安全安心室》 TEL：0279-26-2243</p>
	<p><b>産前・産後サポート事業</b></p> <p>対象者： 町内に住所のある妊産婦で母子手帳交付時から産後1年まで 家事・育児を手伝う家族がいない妊産婦 ※産後4ヶ月～1年の産婦は在宅が条件</p> <p>内 容： 家事援助(通常の食事の準備、後片付け、洗濯、掃除等) 育児援助(授乳、おむつ交換、沐浴介助等) 【利用時間】午前9時から午後6時まで(1日2時間までの利用) 【利用料金】3回目までは無料、4回目以降は1回1,700円。 (最大30回まで)(多胎の場合は最大60回まで)</p> <p>問合せ：《健康子育て課 子育て支援室》 TEL：0279-26-2248</p>
	<p><b>学校給食費補助</b></p> <p>対象者： 町内の小中学校に通う児童・生徒</p> <p>内 容： 1人当たり年10,450円を補助する制度です。</p> <p>問合せ：《教育委員会事務局 教育総務室 給食センター》 TEL：0279-54-3225</p>
	<p><b>高校生等公共交通通学支援事業</b></p> <p>対象者： 町内在住で、バスや鉄道の通学定期券を購入して高等学校等に通学する生徒等の保護者。(ただし、町税を滞納していない方に限る。)</p> <p>内 容： 同一名義の定期券購入費が1ヶ月あたり5,000円以上の場合、1ヶ月あたり1000円を、1ヶ月あたり10,000円以上の場合、1ヶ月あたり2,000円を補助する制度です。</p> <p>問合せ：《企画財政課 企画室》 TEL：0279-26-2241</p>
	住宅支援
<p><b>タクシー運賃等助成事業</b></p> <p>対象者： 吉岡町に住民登録があり、申請日において①～③のいずれかに該当する方 ①年齢満70歳以上の方 ②年齢満19歳以上で運転免許証をお持ちでない方(自主返納及び失効している方も含む) ③身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳1級・2級、療育手帳Aのいずれかを所持している方</p> <p>内 容： タクシー乗車時に利用できる1枚500円相当の利用助成券を、申請者1人につき年間最大72枚(申請日に応じた枚数)一括交付する制度です。</p> <p>問合せ：《企画財政課 企画室》 TEL：0279-26-2241</p>	

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>第2子以降保育料無償化 特定教育・保育施設等(保育所等)</b></p> <p>対象者：保護者及び対象児童が玉村町に住所を有していること。子どもを2人以上扶養していること。</p> <p>内 容：第2子以降の児童に係る保育料を、申請により無償化します。</p> <p>問合せ：《子ども育成課 保育係》 TEL：0270-64-7719</p>
	<p><b>第2子以降副食費無料化 特定教育・保育施設等(保育所・幼稚園・認定こども園)</b></p> <p>対象者：保護者及び対象児童が玉村町に住所を有していること。子どもを2人以上扶養していること。</p> <p>内 容：第2子以降の児童に係る副食費を、申請により無料化します。</p> <p>問合せ：《子ども育成課 保育係》 TEL：0270-64-7719 《学校教育課 庶務係》 TEL：0270-64-7713</p>
	<p><b>小中学生給食費一部補助</b></p> <p>対象者：町立小学校・中学校に通う全児童・生徒</p> <p>内 容：学校給食費の一部補助</p> <p>問合せ：《学校給食センター》 TEL：0270-65-6706</p>
	<p><b>子ども医療費無料化</b></p> <p>対象者：中学校卒業までの子ども</p> <p>内 容：医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施。（群馬県内の市町村で一律実施）</p> <p>問合せ：《住民課 国民健康保険係》 TEL：0270-64-7702</p>
住宅支援	<p><b>木造住宅耐震改修補助金事業</b></p> <p>対象者：旧耐震基準で建築された木造住宅で耐震診断による総合評点が1.0未満住宅の所有者</p> <p>内 容：耐震改修費用の1/2以内で上限80万円</p> <p>問合せ：《都市建設課 住宅政策係》 TEL：0270-64-7707</p>
	<p><b>文化センター周辺住宅団地定住促進奨励金</b></p> <p>対象者：文化センター周辺住宅団地の宅地売買契約を締結し、①～のいずれにも該当するもの ① 世帯の市町村民税等の滞納がないこと ② 宅地売買契約後、3年以内に居住用住宅の建築工事請負契約を締結することを確約すること ③ 住宅取得者及びその世帯員が玉村町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、総会屋またはこれに準ずる者でないこと</p> <p>内 容：1棟につき5万円を交付</p> <p>問合せ：《都市建設課 まちづくり係》 TEL：0270-64-7707</p>
農村体験・就農支援	<p><b>市民農園</b></p> <p>対象者：町民</p> <p>内 容：4ヶ所の市民農園を運営</p> <p>問合せ：《公益財団法人玉村町農業公社》 TEL：0270-64-3122</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>保育所第3子以降保育料無料化事業</b></p> <p>対象者：・市内に住所を有していること ・子どもを3人以上扶養し、そのうち保育所に在所している3歳未満の園児が3人目以降であること。 ・当該年度の前年分の所得税又は市町村民税の申告をしていること。</p> <p>内 容： 対象児童の保育料無料化</p> <p>問合せ：《保育課 保育担当》 TEL：027-321-1246</p>
	<p><b>保育所第3子以降副食費補助事業</b></p> <p>(新) 対象者：・市内に住所を有していること ・子どもを3人以上扶養し、そのうち保育所に在所している3歳以上の園児が3人目以降であること。 ・当該年度の前年分の所得税又は市町村民税の申告をしていること。</p> <p>内 容： 対象児童の副食費補助</p> <p>問合せ：《保育課 保育担当》 TEL：027-321-1246</p>
	<p><b>幼稚園第3子以降副食費補助事業</b></p> <p>対象者：・市内に住所を有していること ・子どもを3人以上扶養し、そのうち幼稚園に在園している園児が3人目以降であること。 ・当該年度の前年分の所得税又は市町村民税の申告をしていること。</p> <p>内 容： 対象児童の副食費補助</p> <p>問合せ：《教職員課 幼稚園担当》 TEL：027-321-1298</p>
	<p><b>放課後児童クラブ第3子以降保育料無料化</b></p> <p>対象者：・市内に住所を有していること ・子どもを3人以上扶養し、そのうち放課後児童クラブを利用している子どもが、3人目以降であること ・放課後児童クラブを利用している子どもの利用形態が、常時利用であること</p> <p>内 容： 対象児童の保育料無料化</p> <p>問合せ：《こども家庭課 こども企画担当》 TEL：027-321-1316</p>
	<p><b>子ども医療費助成扶助</b></p> <p>対象者： 中学校3年生まで（15歳到達後最初の3月31日まで）の子ども</p> <p>内 容： 保険診療の自己負担分と入院時食事療養費の一部負担金（差額ベッド代等は対象外）</p> <p>問合せ：《保険年金課 医療給付担当》 TEL：027-321-1237</p>
	<p><b>チャイルドシート貸出し</b></p> <p>対象者： 次のすべてに該当する人 ①本市に住民登録又は外国人登録をしている人 ②貸出申込日の属する月内に、5歳未満の幼児と生計を1つにしている人 ③貸出申請日に、車両を保有または使用している人</p> <p>内 容： 2か月以内 ※貸出日の2週間前から電話予約可能、貸出料は無料ですが返却時クリーニング代(3,300円)が必要となります。</p> <p>問合せ：《地域交通課 交通安全担当》 TEL：027-321-1231</p>
住宅支援	<p><b>空き家活用促進改修助成金</b></p> <p>対象者： 居住目的で空き家を購入又は賃借する人</p> <p>内 容： 高崎市内の戸建て住宅及び併用住宅でおおむね10年以上居住又は使用していない空き家を住居として活用する場合の改修費用に2分の1を乗じて得た額（上限額250万円）を助成。ただし、対象となる空き家が倉瀬地域、榛名地域、吉井地域に立地する場合、上限額は500万円）を助成。 月額家賃額には、管理費や駐車場費等は含まない。 共同住宅やシェアハウス等への改修は対象外。</p> <p>問合せ：《建築住宅課 住宅管理担当》 TEL：027-321-1314</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p><b>定住促進空き家活用法貸助成金</b></p> <p>対象者： 空き家を借りる人</p> <p>内 容： 倉渕地域、榛名地域、吉井地域に立地する空き家を定住を目的として借りること。原則入居予定者が対象。 月額家賃額に2分の1を乗じて得た額、上限額は月額2万円。 月額家賃額には、管理費や駐車場費等は含まない。</p> <p>問合せ： 《建築住宅課 住宅管理担当》 TEL：027-321-1314</p>
	<p><b>空き家事務所・店舗改修助成金</b></p> <p>対象者： 事務所・店舗等の運営を予定している団体（高崎市内に本店や主たる事務所があること）及び個人（高崎市に住民登録があること）</p> <p>内 容： 高崎市内の戸建て住宅及び併用住宅でおおむね10年以上居住又は使用していない空き家を事務所・店舗として活用する場合の改修費用に2分の1を乗じて得た額（上限額500万円）を助成。 ビルの空きテナントやマンションの空き室は対象外。 他人に貸し付け、売却するものでないこと。</p> <p>問合せ： 《建築住宅課 住宅管理担当》 TEL：027-321-1314</p>
	<p><b>高崎市移住促進利子補給制度</b></p> <p>対象者： 倉渕・榛名・吉井地域への移住にあたり自ら居住するための住居（当該住居の敷地を含む）を取得するために金融機関から融資を受けて実際に居住する方。</p> <p>内 容： 移住・定住するための住居取得に際して受けた融資の利子5年分を全額補給する。</p> <p>問合せ： 《企画調整課 企画調整担当》 TEL：027-321-1202</p>
	<p><b>ふるさと住宅</b></p> <p>対象者： 倉渕地区に定住する意思のある20歳以上41歳未満の者であり、現に同居し又は同居しようとする配偶者を有し、かつその他収入等の条件に該当する者</p> <p>内 容： 公営賃貸住宅（空きが出た場合のみ募集） 月額26,000～41,000円 37戸</p> <p>問合せ： 《群馬県住宅供給公社高崎支社》 TEL：027-321-1267 《建築住宅課 住宅管理担当》 TEL：027-321-1324</p>
	農村体験・就農支援
<p><b>市民農園</b></p> <p>対象者： 市内居住の農家でない人</p> <p>内 容： 50㎡区画で年間7,200円（*個人開設農園の場合は農園により異なる）</p> <p>問合せ： 《高崎市農業公社》 TEL：027-321-1260</p>	
<p><b>高崎市新規就農者研修施設</b></p> <p>対象者： 新規就農希望者（55歳以下）</p> <p>内 容： 研修入居 農業技術習得のため入居 期間：2年間 月額20,000円 79.2㎡×4棟</p> <p>問合せ： 《倉渕支所農林建設課 農林担当》 TEL：027-378-3111（代）</p>	

分類	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p><b>誕生記念樹給付</b></p> <p>対象者：誕生時に藤岡市民として住民登録した子ども</p> <p>内 容：・本数 1人あたり3種類の中から1本            ・種類 市の木「きんもくせい」、市の花「ふじ」・「冬桜」            ・引換券交付時期 福祉医療費受給資格者証交付申請時            ・引換方法 指定された場所に引換券を提出し、苗木を受け取る。</p> <p>問合せ：《都市施設課 都市施設係》 TEL：0274-40-2332（直通）</p>
	<p><b>木育推進事業</b></p> <p>対象者：生後3か月の乳幼児健康診査時に藤岡市民として住民登録されている子ども</p> <p>内 容：市産材を活用した積み木（30ピース）の贈与</p> <p>問合せ：《森林課 森林政策係》 TEL：0274-40-2316（直通）</p>
	<p><b>第3子以降保育料無料化(保育園・認定こども園)</b></p> <p>対象者：・市内に住所を有する第3子以降の園児であること            ・3人以上の子どもを扶養していること            ・市民税等の滞納がないこと</p> <p>内 容：・第3子以降の保育料無料            ・補助限度額：月：45,900円（公立・私立）            ※保護者等の市民税所得割額に応じた保育料を申請により無料とする。</p> <p>問合せ：《子ども課 児童福祉係》 TEL：0274-22-1211（内線2385）</p>
	<p><b>第3子以降保育料無料化(幼稚園)</b></p> <p>対象者：・市内に住所を有する第3子以降の園児であること            ・3人以上の子どもを扶養していること            ・市民税等の滞納がないこと</p> <p>内 容：・第3子以降の保育料補助            ※保護者が年間支払った保育料から、施設等利用給付認定の支給額を差し引いた額を申請により補助する。</p> <p>問合せ：《子ども課 子ども家庭支援係》 TEL：0274-22-1211（内線2286）</p>
	<p><b>遠距離児童、生徒通学費補助金</b></p> <p>対象者：遠距離通学をしている児童生徒の保護者</p> <p>内 容：通学距離が片道4km以上の児童、生徒（ただし、スクールバス利用者は除く）</p> <p>問合せ：《学校教育課 学校庶務係》 TEL：0274-50-8212（直通）</p>
	<p><b>子ども医療費無料化</b></p> <p>対象者：誕生から中学校卒業まで</p> <p>内 容：子どもの医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施。</p> <p>問合せ：《保険年金課 医療年金係》 TEL：0274-40-2259（直通）</p>
	<p><b>藤岡市奨学金(貸与)</b></p> <p>対象者：・市内に1年以上居住する世帯の子弟であること            ・学力優秀、品行方正、健康であること            ・経済的理由により学資支出が困難であること            ・保護者の前年の所得金額が700万円以内（共働きの場合は両親の所得の合計）            ※特別な事由等により収入が著しく減少したと教育委員会が認めた場合は、所得額に限らず申請が可能。</p> <p>内 容：貸与金額（月額）            ・高等学校、高等専門学校：20,000円以内            ・大学（大学院を除く）：40,000円以内            ・専修学校（高等課程）：20,000円以内            ・専修学校（専門課程）：40,000円以内</p> <p>問合せ：《教育委員会 教育総務課》 TEL：0274-50-8211（直通）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>防犯ブザー及び黄色帽子の支給</b></p> <p>対象者：市内の小学校に入学した新入生（転入生を含む）。</p> <p>内 容：防犯ブザー及び黄色帽子を支給</p> <p>問合せ：《学校教育課 学校庶務係》 TEL：0274-50-8212（直通）</p>
	<p><b>ヘルメット購入費補助</b></p> <p>対象者：市内の中学校に自転車通学を許可された新入生（転入生を含む）。ただし、「部活動」等で許可された生徒は除く。</p> <p>内 容：自転車通学者用ヘルメット 1人当たり1,000円(定額) 1人1回限り</p> <p>問合せ：《学校教育課 学校庶務係》 TEL：0274-50-8212（直通）</p>
	<p><b>藤岡市看護師育成奨学金(給付)</b></p> <p>対象者： <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金の給付を受ける者及び保護者が、市内に引き続き3年以上居住していること</li> <li>・成績優秀、品行方正、健康であること</li> <li>・経済的理由により学資支出が困難であること</li> <li>・保護者の前年の所得金額が700万円以内（共働きの場合は両親の所得の合計）</li> <li>・その他</li> </ul> </p> <p>内 容：給付金額（月額） <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に校舎がある大学（看護学部）：30,000円</li> </ul> </p> <p>問合せ：《教育委員会 教育総務課》 TEL：0274-50-8211（直通）</p>
住宅支援	<p><b>勤労者住宅建設資金</b></p> <p>対象者：市内に自ら居住するための住宅を建築・購入しようとする勤労者</p> <p>内 容： <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資限度額 750万円</li> <li>・融資利率 2.5%</li> <li>・融資期間 20年以内</li> <li>・資金使途 新築・増改築・建売・中古住宅の購入・土地の取得</li> </ul> </p> <p>問合せ：《商工観光課 商工労政係》 TEL：0274-40-2319(直通)</p>
	<p><b>市営住宅の紹介</b></p> <p>対象者： <ul style="list-style-type: none"> <li>・持ち家がなく、現在住宅に困っている方。</li> <li>・税金及び介護保険料を滞納していない方。</li> <li>・申込者は成人であること。（婚姻者は成人とみなします）</li> <li>・同居を予定している親族がいる方。（要件次第では単身可）</li> <li>・前年中の収入が国の定める収入基準以下である方。 など</li> </ul> </p> <p>内 容：藤岡市のホームページをご覧ください。  <a href="http://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_kenchiku/shieijuutaku.html">http://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_kenchiku/shieijuutaku.html</a></p> <p>問合せ：《建築課 住宅係》 TEL：0274-40-2326(直通)</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p><b>空き家バンク</b></p> <p>対象者：・当該空き家の所有者等 ・暴力団員等でない者 ○対象建物： ・建築基準法による違反する建築物として是正指導の対象となっていないこと。 ・その他市長が不適当と認める事由のない空き家であること。 など</p> <p>内 容： 藤岡市のホームページをご覧ください。 <a href="http://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_kenchiku/2016-0928-1408-176.html">http://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_kenchiku/2016-0928-1408-176.html</a></p> <p>問合せ：《建築課 住宅係》 ℡：0274-40-2326(直通)</p>
	<p><b>空き家バンクリフォーム</b></p> <p>対象者：・空き家バンクを通じて取得した住宅の所有者で、当該住宅の補助対象工事を行うものであること。 ・工事の実績報告をする日から5年間、補助対象の住宅に継続して居住する見込みであること。 ・市町村税を滞納していないこと。 ・暴力団員等でないこと。</p> <p>内 容： 藤岡市のホームページをご覧ください。 <a href="http://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_kenchiku/akiyabank-reform.html">http://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_kenchiku/akiyabank-reform.html</a></p> <p>問合せ：《建築課 住宅係》 ℡：0274-40-2326(直通)</p>
その他	<p><b>創業者融資保証料補助金及び利子補給金</b></p> <p>対象者：・市内での創業に要する資金（借換資金は除く）について、「群馬県」及び「日本政策金融公庫」が実施する融資制度のうち創業者向けの融資を受けた法人又は個人 ・主な対象要件 ①融資を受けた時点で、創業する者又は創業後1年未満の者 ②市税（市外在住の個人にあつては、当該居住地における市町村税）を完納していること</p> <p>内容：・保証料補助金 信用保証協会に支払った信用保証料の全額（変更により追加で支払うものを除く。） ・利子補給金 融資を受けた日から5年間に支払った利子の全額（返済期日の遅延に係るものを除く。） ・申請方法 融資を受けた日から3カ月以内に申請する必要があります。</p> <p>問合せ：《商工観光課 商工労政係》 ℡：0274-40-2319(直通)</p>
	<p><b>藤岡市空き店舗等活用事業補助金</b></p> <p>対象者：・対象地域（※1）の空き店舗等を活用して対象事業（※2）の営業をしようとする新規開業者（個人、法人） ※1【対象地域】 都市計画法に規定する近隣商業地域または商業地域と鬼石地区の本町通り、相生町通りおよび大門通り ※2【対象事業】 小売業、飲食店（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブおよび夜間営業のみの飲食店を除く）、持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、生活関連サービス業、教育、学習支援業に属する事業のうち、商店街のにぎわいづくりに適した事業 ・次の場合は対象外となります ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第5項から第13項までの規定に該当する営業を行う者 ②店舗面積（大規模小売店舗立地法第2条第1項）の合計が500㎡を超える店舗 ③フランチャイズチェーン等の画一的な営業を営む店舗 ④その他、市長が不適当と認める営業を行う者</p> <p>内容：・賃借料補助 1出者につき月額3万円（賃借料に2分の1を乗じて得た額以内）を限度とし、事業開始日の属する月の翌月から最長12ヵ月間を補助対象期間とする。 ・改修費補助 外装、内装および設備（水道、電気、ガス、空調）等の改修費の合計額に、2分の1を乗じて得た額以内（上限100万円）とし、一出者につき1回限りとする。 ※市内に住所又は事業所を有する者が施工した経費に限る。 ※賃借料補助、改修費補助ともに、事業開始後の申請はできませんのでご注意ください。</p> <p>問合せ：《商工観光課 商工労政係》 ℡：0274-40-2319(直通)</p>

分類	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p><b>保育所・認定こども園の第3子以降の利用者負担額(保育料)減免事業</b></p> <p>対象者：①市内に住所を有していること ②同一世帯(父または母)で18歳未満の児童を3人以上扶養している第3子以降の子ども ③利用者負担額(保育料)に滞納がないこと</p> <p>内 容：対象児童の保育料を無料</p> <p>問合せ：《こども課 幼児教育保育係》 TEL：0274-62-1511 (内線1163)</p>
	<p><b>ひとり親・障害児(者)の保育所・認定こども園の利用者負担額(保育料)減免事業</b></p> <p>対象者：①市内に住所を有していること ②ひとり親世帯の子ども(同じ住所に父(母)と子以外の者が住んでいないこと)または、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯の子ども ③利用者負担額(保育料)に滞納がないこと</p> <p>内 容：対象児童の保育料を無料</p> <p>問合せ：《こども課 幼児教育保育係》 TEL：0274-62-1511 (内線1163)</p>
	<p><b>保育所・認定こども園等の副食費適正化調整給付事業</b></p> <p>対象者：市内に住所を有しており、以下①～③の全てに該当する子どもがいる方。 ①3歳児クラス以上で2号の認定を受けている子ども ②18歳未満の児童を3人以上扶養している世帯の第3子以降の子ども、または「ひとり親世帯」か「在宅障害児(者)のいる世帯」の子ども ③国の副食費免除(年収360万円未満相当の世帯)の対象とならない子ども</p> <p>内 容：保育所・認定こども園等の副食費が無料。</p> <p>問合せ：《こども課 幼児教育保育係》 TEL：0274-62-1511 (内線1163)</p>
	<p><b>結婚新生活支援補助金</b></p> <p>対象者：以下①～⑨の全てに該当する方。 ①令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届が受理された夫婦(新婚夫婦)世帯であること。 ②新婚夫婦の直近所得(前年又は前々年)の合計が400万円未満であること。 ③申請時点で、新婚夫婦共または一方が市内の住宅に居住し、かつ富岡市の住民基本台帳に登録されていること。 ④他の公的な制度による支援を受けていないこと。 ⑤富岡市又は他の自治体などから同様の趣旨の補助金などの交付を受けていないこと。 ⑥過去に本補助金の交付を受けていないこと。 ⑦新婚夫婦共に富岡市の市税などを滞納していないこと。 ⑧新婚夫婦共に婚姻時点において39歳以下であること。</p> <p>内 容：以下の対象経費に対して、1新婚世帯当たり30万円を上限に補助する。 (対象経費) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に新婚夫婦のいずれかの契約名義で実際に支出した、次に掲げる経費。 ①結婚を契機に、新規の住宅を取得(新築・購入)した費用 ②結婚を契機に、新規の住宅を賃借した費用 (新婚夫婦が同居を開始した後に生じた賃借料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料) ③結婚に伴う引越し費用(市内における転居又は市外から市内への転居に限る) ※勤務先から住宅手当などが支給されている場合は、対象経費から控除します。</p> <p>問合せ：《こども課 こども育成係》 TEL：0274-62-1511 (内線1164)</p>
	<p><b>出産祝品</b></p> <p>対象者：市内に住所を設定した出生子の保護者</p> <p>内 容：富岡産シルクの「おくるみ」を贈呈。 (第2子以降については、市内の商店で利用できる「商品券」も選択可能)</p> <p>問合せ：《市民課 窓口係》 TEL：0274-62-1511 (内線1114)</p>
	<p><b>子ども医療費助成(福祉医療制度)</b></p> <p>対象者：中学校卒業までの子ども</p> <p>内 容：医療費(入院・外来等)の自己負担分を助成。</p> <p>問合せ：《国保年金課 国保係》 TEL：0274-62-1511 (内線1122)</p>
	<p><b>不妊治療費助成事業</b></p> <p>対象者：特定不妊治療・一般不妊治療をしている方 (夫または妻のいずれか一方が1年以上住民登録をしており、医療保険加入者で市税等の滞納がない方)</p> <p>内 容：自己負担額の1/2以内で、年額20万円までを助成する。 (特定不妊治療については、県の助成額を減じた額の1/2以内で年額20万円) ※申請は1年度につき1回、通算5年を限度。</p> <p>問合せ：《健康推進課 保健推進係》 TEL：0274-64-1901 (富岡市保健センター)</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>不育症治療助成事業</b></p> <p>対象者： 専門医で不育症治療をしている方 （夫または妻のいずれか一方が1年以上住民登録をしており、医療保険加入者で市税等の滞納がない方）</p> <p>内 容： 自己負担額の1/2以内で、年額20万円までを助成する。 ※申請は1年度につき1回、通算5年を限度。</p> <p>問合せ： 《健康推進課 保健推進係》 ℡：0274-64-1901（富岡市保健センター）</p>
	<p><b>学校給食費の補助</b></p> <p>対象者： 以下（1）～（3）の全てに該当する方。 （1） 市内に住所を有している方（補助対象となる保護者及び児童生徒） （2） 同一保護者が18歳に達する以後の最初の3月31日に達するまでの間にある者を3人以上養育している場合で、そのうちの出生の早いものから順に数えて、2人目以降の子どもが小中学校に在籍している方 （3） 給食費の滞納がない方</p> <p>内 容： 2人目以降の子どもを対象に、給食費を補助。 （市内小中学校に在籍の場合は学校給食費、市外小中学校に在籍の場合は給食費相当額）</p> <p>問合せ： 《学校給食センター》 ℡：0274-62-1504</p>
住宅支援	<p><b>移住促進奨励金</b></p> <p>対象者： 対象となる世帯 … 以下のどちらも満たす世帯 （1） 富岡市内に住宅を取得後、その住宅に市外より転入した世帯 （2） 転入日より前の過去5年間、富岡市に住民登録されていない世帯</p> <p>対象となる住宅 … 居住面積50㎡以上の住宅（新築・中古・空き家）</p> <p>内 容： 以下の基本額と加算額を合計し、150万円を上限とする奨励金を交付。 基本額 住宅取得価格の3%（上限50万円） 加算額（一例） 夫婦とも45歳以下の世帯 +30万円 中学生以下の子どもがいる世帯 第1子+20万円、第2子以降+30万円 市内事業所に正規従業員として勤務 +10万円</p> <p>※奨励金のうち20万円は、市内商店街が発行する商品券で交付。</p> <p>問合せ： 《地域づくり課 地域づくり係》 ℡：0274-62-1511（内線1253・1254）</p>
	<p><b>空き家家財道具等片付け補助金</b></p> <p>対象者： （1） 空き家の所有権を有する方、またはその相続人であること。 （2） ごみの処分を自ら行わず、第三者に委託する場合は、富岡市一般廃棄物収集運搬業者に委託すること。 （3） 空き家を3親等以内の親族に売却又は賃貸しないこと。 （4） 次のいずれかに該当する方。 ・ 補助金の交付を受けた日から起算して2年間、第三者に対する賃貸又は売買を目的として、補助対象空き家を富岡市空き家バンクへ登録又は宅地建物取引業者との媒介契約を締結すること。 ・ 第三者との売買契約により空き家を売却又は購入した方。ただし、売買契約から6月以内に限る。</p> <p>内 容： 市内にある空き家内の家財道具等の処分に要する費用の一部を補助。 ※補助率…片付けに要した費用及び委託費の1/2（上限額10万円）</p> <p>問合せ： 《建築課 住宅係》 ℡：0274-62-1511（内線1324・1325）</p>
	<p><b>市営住宅紹介</b></p> <p>対象者： 富岡市のホームページまたは問合せ先までご相談ください。 <a href="http://www.city.tomioka.lg.jp/">http://www.city.tomioka.lg.jp/</a></p> <p>内 容：</p> <p>問合せ： 《群馬県住宅供給公社富岡支所》 ℡：0274-64-9801</p>
	<p><b>住宅用新エネルギー機器設置補助金（太陽熱利用システム）</b></p> <p>対象者： 以下（1）～（4）の全てに該当する方 （1） 自ら居住する既築住宅等に機器を設置する方 （2） 市民、または市民になることが確実であると認められる方 （3） 機器の設置工事を当該年度中に完了することができる方 （4） 世帯の全員が市税等を滞納していない方</p> <p>内 容： 太陽熱利用システムの購入及び据付工事に係る経費の10%を補助する。 ※上限額…強制循環型40,000円、自然循環型20,000円。</p> <p>問合せ： 《清掃センター》 ℡：0274-62-2823</p>
	<p><b>家庭用生ごみ処理機の補助</b></p> <p>対象者： 市内に住所を有し、過去5年以内にこの補助金の交付を受けていない世帯で、市税等の滞納がない方</p> <p>内 容： 生ごみ処理機（1世帯につき1台）と生ごみ処理容器（1世帯につき2基）の経費の1/2を補助する。 ※上限額…生ごみ処理機15,000円、生ごみ処理容器1,500円。</p> <p>問合せ： 《清掃センター》 ℡：0274-62-2823</p>

分類	事業名（対象者・内容）
就労支援	<p><b>若者人材確保支援奨励金</b></p> <p>対象者：・就職1年目の方（以下（1）～（6）の全てに該当する方）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）平成28年4月1日以降に就職し、就職時点で、30歳以下であること</li> <li>（2）市内の中小企業に、正社員として勤務していること</li> <li>（3）同一企業の就業期間が、9カ月を経過していること</li> <li>（4）申請の時点で富岡市民であること</li> <li>（5）申請者及び世帯員全員に市税等の滞納がないこと</li> <li>（6）過去にこの奨励金（就職1年目）の交付を受けていないこと</li> </ol> <p>・就職6年目の方（以下（1）～（7）の全てに該当する方）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）平成28年4月1日以降に就職し、就職時点で、30歳以下であること</li> <li>（2）市内の中小企業に、正社員として勤務していること</li> <li>（3）同一企業の就業期間が、5年を経過していること</li> <li>（4）1年目の奨励金を受けた人は、それ以降継続して市民であること</li> <li>（5）1年目の奨励金を受けていない人は、労働契約開始1年以内から申請日まで継続して市民であること</li> <li>（6）申請者及び世帯員全員に市税等の滞納がないこと</li> <li>（7）過去にこの奨励金（就職6年目）の交付を受けていないこと</li> </ol> <p>内 容：就職1年目と6年目に奨励金5万円を交付</p> <p>問合せ：《産業振興課 工業振興係》 TEL：0274-62-1511（内線1262）</p>
農村体験・就農支援	<p><b>市民農園</b></p> <p>対象者：市内在住の方（農家の方は除く）</p> <p>内 容：農家の方から農地を借りて、市民の皆さんが土や緑とふれあい、野菜作りの楽しみと収穫の喜びを体験できる市民農園を、市内に4カ所開設。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①富岡（28区画）</li> <li>②一ノ宮（40区画）</li> <li>③高瀬（41区画）</li> <li>④妙義（12区画）</li> </ol> <p>※使用料…3,000円（1区画/年）</p> <p>問合せ：《農林課 農業振興係》 TEL：0274-62-1511（内線1266）</p> <p><b>農業次世代人材投資事業（経営開始型）</b></p> <p>対象者：独立自営就農時の年齢が49歳以下の次世代を担う農業者になることについて、強い意欲を持っている認定新規就農者</p> <p>内 容：経営開始1年目～3年目 150万円/年 経営開始4年目～5年目 120万円/年 （最長5年間、前年の所得によらず定額）</p> <p>問合せ：《農林課 農業振興係》 TEL：0274-62-1511（内線1266）</p> <p><b>親元新規就農者祝金</b></p> <p>対象者：以下のすべての要件を満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①令和3年度以降に農家の後継者として新たに就農し、農業に対し強い意欲を有していること</li> <li>②市内に住居を有し、市内に就農すること</li> <li>③年間の農業従事日数が150日以上であること</li> <li>④市税等を滞納していないこと</li> <li>⑤耕作用の農地及び機械（トラクター等）を所有していること</li> </ol> <p>内 容：3万円の祝金を支給。</p> <p>問合せ：《農林課 農業振興係》 TEL：0274-62-1511（内線1266）</p>
その他	<p><b>富岡市移住定住コンシェルジュ</b></p> <p>対象者：富岡市への移住・定住・二拠点生活を希望する方</p> <p>内 容：市が委嘱した市内在住の移住者が、相談対応や地域情報の提供などを行う</p> <p>問合せ：《地域づくり課 地域づくり係》 TEL：0274-62-1511（内線1253・1254）</p> <p><b>富岡市まちなか移住体験住宅</b></p> <p>対象者：富岡市への移住・二地域居住を検討している、市外在住の方</p> <p>内 容：富岡市の風土や日常生活を体験できる「まちなか移住体験住宅」を一定期間貸し出す。</p> <p>※使用料…20,000円（月）</p> <p>問合せ：《地域づくり課 地域づくり係》 TEL：0274-62-1511（内線1253・1254）</p> <p><b>未来の教室</b></p> <p>対象者：市内在学の中学生・高校生</p> <p>内 容：市内の中学生や高校生を対象に、地域住民（センパイ）との対話を通じて、未来への自発性や意欲を日常の行動に結びつけることを目指した人材育成プログラムを実施する。</p> <p>問合せ：《地域づくり課 公民館係》 TEL：0274-62-1511（内線1252・1253）</p> <p><b>若者定住促進奨学金返還支援事業</b></p> <p>対象者：（1）令和2年3月1日から令和11年3月31日までに大学等を卒業した方 （2）毎年10月1日を基準日として市内に住所を有する方 （3）市内に5年以上定住する予定の方 （4）最初に補助金を申請する年度の初日において年齢が満35歳未満の方 （5）奨学金を滞滞なく返済している方 （6）申請者及び世帯員全員に市税等の滞納がない方</p> <p>内 容：1年間に返還した金額及び予定額を補助する。 ※上限額…1年間の上限10万円、最大5年間（50万円）まで</p> <p>問合せ：《企画課》 TEL：0274-62-1511（内線1224）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>幼児教育・保育の無償化</b></p> <p>対象者： ・ 3歳児クラスから5歳児クラスの子ども            ・ 0歳児クラスから2歳児クラス（満3歳を含む）の住民税非課税世帯の子ども</p> <p>内 容： 対象児童の保育料無料化</p> <p>問合せ： 《子ども課 幼児教育保育係》 TEL：027-382-1111</p>
	<p><b>第3子以降の保育所保育料無料化</b></p> <p>条 件： 次のいずれにも該当すること            ・ 対象児童の住民登録が市内にあること            ・ 保護者が子どもを3人以上扶養していること（18歳の年度末までの子を第1子とする。）            ・ 保育料算定に必要な書類が提出されていること</p> <p>内 容： 対象児童の保育料無料化</p> <p>問合せ： 《子ども課 幼児教育保育係》 TEL：027-382-1111</p>
	<p><b>遠距離児童生徒通学費補助事業</b></p> <p>対象者： 遠距離を通学する児童生徒</p> <p>内 容： ・ 小学校児童…通学距離が4kmを超える区間 年額15,400円            ・ 中学校生徒…通学距離が6kmを超える区間 年額15,400円</p> <p>問合せ： 《教育委員会学校教育課 学事係》 TEL：027-382-1111</p>
	<p><b>子ども医療費助成制度(福祉医療制度)</b></p> <p>対象者： 医療保険加入者のうち、中学校3年生（15歳の学年末）までの子ども</p> <p>内 容： 医療保険や他の公費を使用して受診（入院・外来等）した際の、自己負担分を助成</p> <p>問合せ： 《国保年金課 医療年金係》 TEL：027-382-1111</p>
	<p><b>出産祝品</b></p> <p>対象者： 市内に住所を設定した出生子の保護者</p> <p>内 容： 市内にある確氷製糸農業協同組合で製品化した「絹のおくるみ」を贈呈</p> <p>問合せ： 《市民課 窓口係》 TEL：027-382-1111</p>
	<p><b>奨学金貸与事業</b></p> <p>対象者： 本市に住所を有する、高等学校・高等専門学校に在学中又は入学予定の者</p> <p>内 容： 公立、私立高校 月額15,000円            ※本市から他の市町村に転出したときは、本市に住所を有した月までの月額分を支給</p> <p>問合せ： 《教育委員会総務課 庶務係》 TEL：027-382-1111</p>
	<p><b>学校給食費一部無料化</b></p> <p>対象者： (1)同一世帯で18歳に達する日以後の最初の3月31日に達するまでの日にある者のうち、その出生の早い者から数えて第3番目以降の者で安中市立小学校に在籍する児童            (2)安中市立中学校に在籍している生徒</p> <p>○条件            いずれも、児童生徒が本市に住所を有し、同一世帯で学校給食費の未納がないこと</p> <p>内 容： 子育てを目的とし、安中で学ぶ子ども達を応援するため、上記の児童生徒を対象に学校給食費の無料化を実施</p> <p>問合せ： 《教育委員会総務課 学校給食係》 TEL：027-382-1111</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>結婚新生活支援事業</b></p> <p>対象者：令和3年1月1日から令和4年3月31日までに婚姻届を受理されたご夫婦で、次のいずれにも該当する世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夫婦の前年の年間所得合計額が400万円未満であること</li> <li>※婚姻を機に離職し、申請時において再就職をしていない場合は、当該者の所得は含めません。</li> <li>※貸与型奨学金を返納している場合は、年間返済額を所得から控除します。</li> <li>・婚姻日において、夫婦の年齢がいずれも39歳以下であること</li> <li>・申請時に夫婦の一方が本市に居住していること</li> <li>・他の公的な制度による家賃補助等を受けていないこと</li> </ul> <p>※上記以外にも条件があります。詳細は市のホームページをご確認ください。</p> <p>内 容：○補助対象経費：令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に実際に支出した経費で次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規の住宅取得費用</li> <li>・新規の住宅賃借費用（夫婦が同居を開始した後に生じた賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）</li> <li>・結婚に伴う引越し費用</li> </ul> <p>○助成金額：1世帯あたり上限30万円</p> <p>○申請期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p> <p>問合せ：《地域創造課 市民協働係》 TEL：027-382-1111</p>
	<p><b>不妊治療費助成事業</b></p> <p>対象者：次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不妊治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦</li> <li>・申請する夫婦のどちらか一方が申請日の1年以上前から本市に住所を有する市民</li> <li>・医療保険加入者</li> <li>・市税の滞納がない市民</li> </ul> <p>内 容：対象となる治療費（医師が認めた医療保険診療及び医療保険適用外の不妊治療、群馬県の特定不妊治療費助成事業申請の場合は治療費から県助成額を除いた額）の2分の1（千円未満は切り捨て）で、10万円が限度。</p> <p>1年度（4月1日から翌年3月31日まで）に1回、同一夫婦について、通算5年度まで。</p> <p>※群馬県特定不妊治療費助成事業申請予定の場合、先に県に申請し、その後市に申請する。</p> <p>※申請は不妊治療を受けた日の属する年度の末日までに行う。</p> <p>問合せ：《健康づくり課 保健指導係》 TEL：027-382-1111</p>
	<p><b>不育症治療費助成事業</b></p> <p>対象者：次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不育症治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦</li> <li>・申請する夫婦のどちらか一方が申請日の1年以上前から本市に住所を有する市民</li> <li>・医療保険加入者</li> <li>・市税の滞納がない市民</li> </ul> <p>内 容：対象となる治療費（医師が認めた不育症治療費）の2分の1（千円未満は切り捨て）で、20万円が限度。</p> <p>1年度（4月1日から翌年3月31日まで）に1回、同一夫婦について、通算3年度まで。</p> <p>※申請は不育症治療を受けた日の属する年度の末日までに行う。</p> <p>問合せ：《健康づくり課 保健指導係》 TEL：027-382-1111</p>
	<p><b>産後ケア事業</b></p> <p>対象者：出産後、心身の不調や育児不安があるにも関わらず、家族等から十分な援助を受けることができない産後4か月未満の（市内に住所を有する）産婦及び乳児</p> <p>内 容：助産師が利用者宅を訪問し、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出産後の母体管理及び生活面の指導</li> <li>・授乳指導及び母乳育児指導に伴う乳房ケア</li> <li>・沐浴や育児に関する相談</li> </ul> <p>利用者負担金 1回 1,200円（多胎児加算1人につき600円）</p> <p>利用回数 7回まで</p> <p>問合せ：《健康づくり課 保健指導係》 TEL：027-382-1111</p>

分類	事業名（対象者・内容）								
住宅支援	<p><b>安中市住まいりー奨励金</b></p> <p>対象者：市内に住宅を初めて取得して定住する方 ※その他にも要件あり。</p> <p>内 容：基本額…50,000円 （住宅取得費用（税込）の3%、上限50,000円）</p> <p>さらに、条件に応じて各種加算あり。  (1) 転入加算…50,000円  (2) 子ども加算…20,000円  (3) 空き家バンク加算…30,000円  (4) 新幹線通勤加算…100,000円</p> <p>詳細は、市ホームページか、下記問合せ先まで。  <a href="https://www.annaka.lg.jp/gyousei/kikaku_keiei/smiley.html">https://www.annaka.lg.jp/gyousei/kikaku_keiei/smiley.html</a></p> <p>問合せ：《地域創造課 移住定住係》 TEL：027-382-1111</p>								
	<p><b>市営住宅の紹介</b></p> <p>対象者：市ホームページに掲載している内容のとおり</p> <p>内 容：<a href="https://www.city.annaka.lg.jp/jutaku/index.html">https://www.city.annaka.lg.jp/jutaku/index.html</a></p> <p>問合せ：《建築住宅課 住宅管理係》 TEL：027-382-1111</p>								
	<p><b>宅地分譲</b></p> <p>条 件：次のいずれにも該当すること  ・不動産取引を目的とせず、本人又は本人の二親等以内の親族が、自ら居住する住宅を建築し、生活の本拠とすること  ・住宅建築の基準を遵守すること  ・分譲代金を一括に支払うことができること  ※既に公社分譲区画を購入済の方、土地家屋所有の方や単身の方でも申込み可能</p> <p>内 容：古城住宅団地内の2区画について分譲（所在地：安中市板鼻字古城地内）  ※住宅建築上の基準があるため、確認が必要</p> <p>問合せ：《安中市土地開発公社（都市整備課 開発係）》 TEL：027-382-1111</p>								
	<p><b>住宅リフォーム補助事業</b></p> <p>対象者：申請者の要件  ・市内に住宅を所有し、そこに居住している人  ・上記住所で住民基本台帳に記録されている人  申請者及び同居している共有者（住宅の共有名義の所有者）の要件  ・市税を滞納していないこと  ・暴力団員等でないこと  ・過去にこの補助金の交付を受けていないこと</p> <p>内 容：市内に本店（本社）がある施工業者に発注して自宅のリフォーム工事を行う場合、補助対象経費（税込み10万円以上）の20%、子育て世帯は30%を補助（上限額有り）  補助金の上限額は申請者の前年分の合計所得金額に応じ、下記の金額  （※住宅の所有が共有名義の場合は、同居している共有者の合計所得金額を合計して限度額を算定）</p> <table border="1" data-bbox="399 1545 925 1680"> <thead> <tr> <th>前年分の合計所得金額</th> <th>補助金限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>400万円を超え600万円以下</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>600万円を超える</td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※申し込み多数の場合は、抽選により申請者を決定。 ※申込期間あり。支給要件要確認。</p> <p>問合せ：《建築住宅課 指導係》 TEL：027-382-1111</p>	前年分の合計所得金額	補助金限度額	400万円以下	15万円	400万円を超え600万円以下	10万円	600万円を超える	5万円
	前年分の合計所得金額	補助金限度額							
400万円以下	15万円								
400万円を超え600万円以下	10万円								
600万円を超える	5万円								
<p><b>空き家バンク登録物件リフォーム等補助事業</b></p> <p>対象者：空き家バンクに登録された物件を売買又は賃貸借契約し、リフォーム工事または家財処分を行う者</p> <p>内 容：補助金額（受けられる補助金は、どちらか一方のみ）  (1) リフォーム工事補助：工事費用の2分の1（上限20万円）  (2) 家財処分補助：処分に係る費用が5万円以上の場合、処分費用の2分の1（上限10万円）</p> <p>問合せ：《建築住宅課 建築係》 TEL：027-382-1111</p>									

分類	事業名（対象者・内容）
農業体験・就農支援	<p><b>農業次世代人材投資事業</b></p> <p>対象者：独立・自営就農時の年齢が50歳未満の農業経営に強い意欲を持っている新規就農者</p> <p>内容：交付額 経営開始1～3年目：150万円/年          経営開始4～5年目：120万円/年          （最長5年間。提出する経営開始計画が経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能なものであること等が条件。前年の世帯所得が600万円（次世代資金含む）を超えた場合等に交付停止となる。交付要件要確認。）</p> <p>問合せ：《農林課 農林振興係》 TEL：027-382-1111</p>
その他	<p><b>創業者融資利子補給金および創業奨励金</b></p> <p>対象者：次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象融資（創業に関するもの）の実施時において、新たに創業する者又は創業後1年未満の者</li> <li>・市内に本店若しくは主たる事務所を設置する法人又は市内に住所を有し、かつ、主たる事務所を設置する個人にあって、引き続き市内で事業を営むことが確実に認められること</li> <li>・法令に基づく許認可等に係る登録、届出等を行っていること</li> <li>・市税の滞納がないこと</li> <li>・安中市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと</li> </ul> <p>※次のいずれかに該当する事業を行う者は交付対象とならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融業、保険業、風俗業、その他公序良俗に反する等、この趣旨に沿わない事業</li> </ul> <p>内容：市内で新たに創業する者又は創業後1年未満の者が、創業に関する融資を受けた場合に、利子の補助と創業奨励金を交付する。融資を受ける前には相談が必要。</p> <p>(1)利子補給金の額および交付対象期間          対象融資に係る支払利子額とし、1補助対象者につき2年間で15万円を上限。</p> <p>(2)創業奨励金の額および交付対象期間          信用保証協会に支払う信用保証料に相当する額とし、1補助対象者につき2年間で10万円を上限。</p> <p>【認定申請】          対象融資を受けた日から2か月以内に認定申請をする必要あり</p> <p>問合せ：《観光経済課 商工労働係》 TEL：027-382-1111</p>
	<p><b>安中市市民活動推進事業補助金</b></p> <p>対象者：交付対象条件は、市のホームページをご確認ください。</p> <p>内容：地域の活性化または地域の課題の解決を目的として、団体が新たに取り組む事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。</p> <p>問合せ：《地域創造課 市民協働係》 TEL：027-382-1111</p>
	<p><b>まちづくり人材バンク</b></p> <p>条件：利用条件は、市のホームページをご確認ください。</p> <p>内容：市民活動の活性化や市民参加によるまちづくりの推進を図るため、豊富な経験や専門的な知識、技能を有する方を人材として登録し、その経験や知識、技能を必要な方へ提供していただくシステムです。利用希望の方は、登録者の経験や知識、技能などを自分たちの市民活動、まちづくり活動にご活用いただけます。</p> <p>問合せ：《地域創造課 市民協働係》 TEL：027-382-1111</p>
	<p><b>お試し移住事業</b></p> <p>対象者：市外に住所を有し、安中市への移住を検討している方</p> <p>内容：碓氷峠くつろぎの郷コテージを利用して、「あんなか暮らし」を体験</p> <p>費用（1棟あたり1泊）：7月1日から7月31日 9,000円          7月1日から7月31日以外 6,000円</p> <p>詳細は、市ホームページか、下記問合せ先まで。  <a href="https://www.city.annaka.lg.jp/gyousei/kikaku_keiei/otameshiiju.html">https://www.city.annaka.lg.jp/gyousei/kikaku_keiei/otameshiiju.html</a></p> <p>問合せ：《地域創造課 移住定住係》 TEL：027-382-1111</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>誕生祝金</b></p> <p>対象者：1歳に達した子を有する者。（戸籍法第49条に定める届出を行った時から継続して住民である者）</p> <p>内 容：1子につき3万円を助成する。</p> <p>問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111</p>
	<p><b>がんばる子育て応援手当</b></p> <p>対象者：6か月を超えて継続して住民である方で、3人以上の子を有し、かつ生計を同じくする者。</p> <p>内 容：3人目以降の対象児童1名に対して月額1万円を支給する。児童のうち高等学校（特別支援学校及び高等専門学校を含む。）に就学する者が2人以上あり、そのうちに第2子にあたる児童がいるときは、支給月額に1万円を加える。</p> <p>問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111</p>
	<p><b>がんばる子育て応援特別手当</b></p> <p>対象者：3人以上の子（税法上の扶養家族）を養育（生計同一）する方 ○対象となる子：平成26年4月2日以降に生まれた子 ※現行のがんばる子育て応援手当との重複支給はありません。</p> <p>内 容：○手当月額：3人目以降の子一人につき50,000円 ○住居要件 受給者（親等）・・・6ヶ月を超える住民登録 3人目以降の子・・・出生時から住民登録している子 ○所得制限 受給者（親等）・・・所得が250万円以下であること。 世帯員・・・世帯全員の収入合計が600万円以下であること。</p> <p>問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111</p>
	<p><b>学校給食費の免除</b></p> <p>対象者：村内の保育園に通う園児、または小中学校に通う児童</p> <p>内 容：子育て世代の経済的負担を軽減するため、保育所及び小中学校の給食費の保護者負担を免除している。</p> <p>問合せ：《保健福祉課、教育委員会》 TEL：0274-59-2309、59-2657</p>
	<p><b>子供福祉医療の充実</b></p> <p>対象者：18歳になる年度までの子ども（入院・外来ともに無料）</p> <p>内 容：子ども医療費（入院・通院）について、医療保険の個人負担分を村と県で全額負担。</p> <p>問合せ：《保健福祉課》 TEL：0274-59-2309</p>
	<p><b>入学祝金</b></p> <p>対象者：小学生または中学校に入学する子を有する方</p> <p>内 容：支給金額：30,000円</p> <p>問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111</p>
	<p><b>結婚祝金</b></p> <p>対象者：対象は、村に定住の意思（10年以上）のある満45歳以下の者。</p> <p>内 容：1組あたり20万円を助成する。</p> <p>問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>通学費の補助</b></p> <p>対象者：小・中学校へバス通学する児童（遠方に居住）。</p> <p>内 容：定期券購入に係る費用を全額助成する。</p> <p>問合せ：《教育委員会》 TEL：0274-59-2657</p>
	<p><b>奨学金の貸与</b></p> <p>対象者：高等学校、高等専門学校、大学、短大及び専門学校に在学する生徒</p> <p>内 容：自宅通学者には月額1万5千円、自宅通学者以外には月額5万円を貸与している。返済は、卒業後一年を経過した年の翌月から返済。ただし、奨学生が卒業した後、村民として在村し、1年以上就業した方については、その期間に限り返済を免除。</p> <p>問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111</p>
	<p><b>保育所の設置</b></p> <p>対象者：保護者の方が仕事や病気のため家庭で児童を保育することができない家庭の就学前の幼児</p> <p>内 容：保育料月額 無料 1歳半～2歳児 5,000円/月</p> <p>問合せ：《保健福祉課保育所》 TEL：0274-59-2729</p>
	<p><b>学童保育所の設置</b></p> <p>対象者：日中保護者のいない家庭の小学4年生以下の児童を対象に、生活、遊びを通じてこどもの健康と健全な成長を助けることを目的としています。</p> <p>内 容：○保育時間： 平日＝下校時から午後6時まで 休校日（春、夏、冬休み、学校行事による振り替え休校日など）＝午前8時から午後6時 ○利用料：5,000円/月（8月は8,000円）</p> <p>問合せ：《保健福祉課保育所》 TEL：0274-59-2730</p>
住宅支援	<p><b>住宅資金借入金利子の助成</b></p> <p>対象者：対象は、村に定住の意思のある満45歳以下の者。</p> <p>内 容：住宅に関する借入れ資金のうち新築は500万円、増改築は300万円を上限に当該借入の利息を標準的な借入れ条件に置き換えて全額助成（最長10年）。</p> <p>問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111</p>
	<p><b>住宅取得応援金</b></p> <p>対象者：対象は、村に定住の意思のある満45歳以下の者。</p> <p>内 容：住宅取得年の前年の所得金額（後継者及びその配偶者の合計）が300万円以内の後継者に対し、住宅取得により生じた不動産取得税相当額及び固定資産税相当額を助成する（最長5年）。</p> <p>問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111</p>
その他	<p><b>生活補給金の支給</b></p> <p>対象者：○資格要件：新たに後継者となったかたで安定的な所得（前年度所得が250万円以下）が得られない方（2年目より150万円以下の方）</p> <p>内 容：○奨励措置：1世帯あたり50,000円/月、独身者は30,000円/月 ○助成期間：3年</p> <p>問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111</p>

分類	事業名 (対象者・内容)																								
子育て支援	<p><b>I・Uターン者定住奨励事業</b></p> <p>対象者：世帯主の年齢が満50歳以下のI・Uターン者が定住するために借家に入居し、永住を前提に引き続き5年以上居住する見込みのある者に対し、5年間支給する。</p> <p>内 容：家賃から住宅手当等を差し引いた後の金額を補助対象とし、月額1万円以内とする。ただし、対象額が2万円以内の場合は、その2分の1の額を支給する。なお、国家公務員及び地方公務員は対象外とする。</p> <p>問合せ：《総務課》 TEL：0274-57-2111</p>																								
	<p><b>保育料無料中学生まで給食費無料学童保育(6年生まで)無料</b></p> <p>対象者：</p> <p>内 容：保育料無料 中学生まで給食費無料 学童保育(6年生まで)無料</p> <p>問合せ：《教育委員会》 TEL：0274-58-2111</p>																								
	<p><b>結婚祝い金</b></p> <p>対象者：町内に住所を定め、結婚した方(但し、60歳未満であるとともに、どちらかが初婚で5年以上定住することが条件)</p> <p>内 容：1組に対し、10万円を支給いたします。</p> <p>問合せ：《総務課》 TEL：0274-57-2111</p>																								
	<p><b>幼児用補助装置購入費補助</b></p> <p>対象者：国土交通省の定める安全基準に適合する幼児用補助装置を購入した親権を有する者で、次の①から③の要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①購入日に乳幼児が6歳未満であること</li> <li>②購入日及び申請日に当該乳幼児および親権を有する者が町内に住所を有すること</li> <li>③親権を有する者が町税等を滞納していないこと</li> </ul> <p>内 容：幼児用補助装置の購入に対し、その費用の一部を助成しています。補助金の額は、幼児用補助装置の購入価格(消費税を含む)に3分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、1台につき2万円が限度です。</p> <p>※幼児用補助装置…チャイルドシート</p> <p>問合せ：《総務課》 TEL：0274-57-2111</p>																								
	<p><b>子育て支援金の支給</b></p> <p>対象者：町内に3月以上継続して居住し、1年以上定住する意思のある保護者及び児童。</p> <p>内 容：(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="264 1720 1457 1944"> <thead> <tr> <th>支給種別</th> <th>第1子</th> <th>第2子</th> <th>第3子</th> <th>第4子以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出生時</td> <td>20,000</td> <td>40,000</td> <td>60,000</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>小学校入学</td> <td>20,000</td> <td>40,000</td> <td>60,000</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>中学校入学</td> <td>30,000</td> <td>60,000</td> <td>90,000</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>中学校卒業</td> <td>30,000</td> <td>60,000</td> <td>90,000</td> <td>150,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>問合せ：《教育委員会》 TEL：0274-58-2111</p>	支給種別	第1子	第2子	第3子	第4子以降	出生時	20,000	40,000	60,000	100,000	小学校入学	20,000	40,000	60,000	100,000	中学校入学	30,000	60,000	90,000	150,000	中学校卒業	30,000	60,000	90,000
支給種別	第1子	第2子	第3子	第4子以降																					
出生時	20,000	40,000	60,000	100,000																					
小学校入学	20,000	40,000	60,000	100,000																					
中学校入学	30,000	60,000	90,000	150,000																					
中学校卒業	30,000	60,000	90,000	150,000																					

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>育児学級</b></p> <p>対象者：本町に居住する入園前の乳幼児とその保護者</p> <p>内容：医師・保健師・栄養士等が講師となり、乳幼児の健康、栄養、調理実習、遊びなどの講義を行い、参加者同士の交流を図る。</p> <p>問合せ：《保健福祉課》 TEL：0274-57-2111</p>
	<p><b>神流町通勤・通学等費補助事業（神流町 商品券交付）</b></p> <p>対象者：次のいずれにも該当する方  (1)神流町に住居登録があり、継続して居住する意思のある方  (2)神流町外に通勤・通学等し、その通勤等の距離が片道20km以上ある方  (3)町税の滞納がない方</p> <p>内容：【商品券による補助相当額及び交付内容】  補助相当額  通勤等の距離（片道）に応じて次のいずれかとなります。  (1)20km以上30km未満の方 月額3,000円  (2)30km以上40km未満の方 月額4,000円  (3)40km以上の方 月額5,000円</p> <p>問合せ：《総務課》 TEL：0274-57-2111</p>
住宅支援	<p><b>定住促進住宅資金利子補給</b></p> <p>対象者：町内に居住又は居住を予定する者</p> <p>内容：住宅を新築、増築又は改築する場合、借入金に対して利子補給をしています。  対象資金の限度額は1,000万円で、借入利率の1/2とし、年3%を限度として利子補給する。  なお、利子補給期間は5年間で限度です。</p> <p>問合せ：《総務課》 TEL：0274-57-2111</p>
	<p><b>町営住宅</b></p> <p>対象者：○入居資格  ※入居資格は団地によって異なります。ご注意ください。  ※入居の際には、神流町在住で、入居者と同等以上の所得のある方の保証人が必要となります。</p> <p>内容：○申込みから入居までの流れ  ① 住宅の紹介後、世帯構成、収入、住宅困窮度合い等、簡単な審査を行います。その後、入居を希望する住宅にあった申込書、添付書類等を提出して下さい。  ② 申込書を受付し、再審査を行います。入居許可が下りたら、申込者へ連絡いたします。  ③ 申込者は、入居許可日から10日以内に「請書」（200円分の収入印紙、保証人の所得証明書、印鑑証明書等を添付）、「覚書」を提出して下さい。様式は、神流町役場にあります。  ④ 敷金を納付していただきます。敷金は、家賃の3ヵ月分です。  ⑤ 住宅の鍵をお渡しします。くれぐれも無くさないように注意して下さい。入居予定日より15日以内に入居して下さい。  ⑥ 入居後、2週間以内に神流町役場住民生活課へ転入届若しくは転居届をし、住民票1通を産業建設課へ提出して下さい。  ◆注意事項  ① 神流町町営住宅では、介助犬、観賞用魚類を除き、ペットの飼育は禁止しています。  ② 神流町はテレビの難視聴地域のため、通常のテレビ番組が視聴できません。テレビを視聴するには、神流町のケーブルテレビに加入して下さい</p> <p>問合せ：《産業建設課》 TEL：0274-57-2111</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p><b>神流町空き家バンク</b></p> <p>対象者：</p> <p>内 容：HPで空き家を紹介し、借主貸主とのマッチングをし、空き家の活用と移住希望者の定住を促進する。</p> <p>問合せ：《総務課》 TEL：0274-57-2111</p>
	<p><b>住宅改造費補助</b></p> <p>対象者： ①65歳以上の者がいる世帯 ②身体障害、知的障害、精神障害、心身の機能障害がある者がいる世帯 ③18歳に達する日以後の3月31日までにある者がいる世帯 ①～③のいずれかに該当する世帯で、町に居住し住民票を有するもの。</p> <p>内 容： 住宅の機能若しくは性能を維持又は向上させるため、家屋の補修等をする場合の工事に係る経費の一部を、1世帯につき5年間に1度補助します。 補助率1/3 補助金限度額20万円</p> <p>○工事内容 ①廊下、便所、浴室、玄関等の手すりの取付け ②廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の段差の解消、段差解消機設置工事、エレベーター設置工事、階段昇降機設置工事 ③滑り防止、移動の円滑化等のための材料変更 ④引き戸等への扉の取替え等扉全体の取替え、ドアノブの変更、戸車の設置等 ⑤和式便器を洋式便器（暖房・洗浄機能付き）への取替え ⑥廊下、便所等のスペース拡張 ⑦便所、浴室と寝室等の距離の短縮（外付けの便所・浴室を家屋内を改造して設置するものも可）等 ⑧その他①から⑦のバリアフリー工事に係る住宅改造に必然的に付随する附帯工事</p> <p>問合せ：《保健福祉課》 TEL：0274-57-2111</p>
	<p><b>神流町除雪機購入費補助金</b></p> <p>対象者： 次のいずれにも該当する方 (1)神流町に住民登録があり、継続して居住する意思のある方 (2)町税の滞納がない方</p> <p>内 容： ○補助金額 購入費(消費税含む)の2分の1（上限：25万円） ※1,000円未満は切捨てとなります。 ○対象となる除雪機 次のいずれにも該当するもの (1)エンジン、モーター等により駆動する除雪機 (2)新品で購入した除雪機 ○対象台数 1世帯1台までとし、この補助金を受けた後10年間は新たな購入にかかる申請はできません。</p> <p>問合せ：《総務課》 TEL：0274-57-2111</p>
就業支援	<p><b>神流町産業振興支援補助金交付要綱</b></p> <p>対象者： 町内在住者、町内に店舗・工場等の事業所所有者</p> <p>内 容： 6次産業化をされる方 ①新商品及び容器・包装等のデザインに係る事業 ②起業、新産業・地域ブランド創出事業 ③地域資源を活用して地産地消・食育事業 ④交流人口の拡大を目的とした事業 限度額100万円で補助対象経費の1/2以内を補助</p> <p>問合せ：《産業建設課》 TEL：0274-57-2111</p>

分類	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p><b>結婚祝金支給制度</b></p> <p>対象者：・町の住民基本台帳に記載され、引き続き町内に在住する意思を持つ方 ・租税並びに介護保険料・ガス水道料金を滞納していない方 ・過去に同祝金の支給を受けたことがない方</p> <p>内 容：結婚したカップル1組につき5万円を支給</p> <p>問合せ：《福祉課 福祉係》 TEL：0274-64-8803</p>
	<p><b>不妊治療費助成制度</b></p> <p>対象者：・町に届け出を行い、不妊治療等を開始した方 ・治療日において町の住所を有しており、引き続き定住の意志がある方 ・夫婦のいずれもが医療保険各法の規定する被保険者または被扶養者であること ・租税等に滞納がないこと ・妻の年齢が45才未満であること</p> <p>内 容：・特定不妊治療（体外授精、顕微授精等）・・・1年度の治療費の1/2で、上限100万円 ・一般不妊治療（タイミング法、人工授精等）・・・1年度の自己負担額の1/2で、上限20万円 ・不育症治療・・・1年度の自己負担額の1/2で、上限20万円</p> <p>問合せ：《保健課 保健予防係》 TEL：0274-82-5490</p>
	<p><b>出産祝金支給制度</b></p> <p>対象者：・町の住民基本台帳に記載された後6ヶ月以上住所を有し、出産後引き続き町内に在住する見込みのある方 ・出産日が本町の住民になってから6ヶ月に満たない場合は、6ヶ月を経過した日において引き続き町内に在住する見込みのある方 ・租税並びに介護保険料を滞納していない方</p> <p>内 容：第1子5万円、第2子10万円、第3子以降20万円を支給</p> <p>問合せ：《住民税務課 住民係》 TEL：0274-82-2112</p>
	<p><b>入学祝金</b></p> <p>対象者：・小・中学校等に入学する児童・生徒を扶養する保護者 ・小・中学校等に入学する月において、児童・生徒並びに保護者が下仁田町に住所を有している方 ・保護者が、町税等を滞納していない方</p> <p>内 容：小学校及び中学校に入学の児童・生徒1人につき5万円支給※ただし、現金3万円、下仁田町商業協同組合商品券2万円</p> <p>問合せ：《福祉課 福祉係》 TEL:0274-64-8803</p>
	<p><b>子ども医療費無料化</b></p> <p>対象者：・中学卒業までの子ども</p> <p>内 容：・中学卒業までの子どもの医療費について無料化を実施（県内市町村で一律実施）</p> <p>問合せ：《福祉課 国保係》 TEL：0274-64-8801</p>
	<p><b>保育所・認定こども園 保育料無料化事業</b></p> <p>対象者：次のいずれにも該当する者 （第2子以後） ・保護者等が扶養している2子目以降の児童（第1子） ・年収360万円未満相当世帯</p> <p>【要件】 ・保護者及び対象児童が町内に住所を有していること ・保育料及び保護者が属する世帯で町民税その他、町に納付すべき金額に滞納がないこと</p> <p>内 容：対象児童の保育料無料化</p> <p>問合せ：《福祉課 福祉係》 TEL：0274-64-8803</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>障害児保育料無料化</b></p> <p>対象者：次のいずれかに該当する児童  <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の交付を受けた児童</li> <li>・療育手帳の交付を受けた児童</li> <li>・児童相談所等の公的機関において、診断書又は意見書により上記と同等の障害を有すると判断された児童</li> </ul> </p> <p>内 容：対象児童の保育料無料化（第1子より）</p> <p>問合せ：《福祉課 福祉係》 TEL：0274-64-8803</p>
	<p><b>保育所・認定こども園 副食費無料化事業</b></p> <p>対象者：次のいずれにも該当する者  （第2子以後）  <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者等が扶養している2子目以降の児童（第1子）</li> <li>・年収360万円未満相当世帯（障害児）</li> <li>・身体障害者手帳の交付を受けた児童</li> <li>・療育手帳の交付を受けた児童</li> <li>・児童相談所等の公的機関において、診断書又は意見書により上記と同等の障害を有すると判断された児童（ひとり親世帯）</li> <li>・ひとり親世帯の児童</li> </ul> <b>【要件】</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者及び対象児童が町内に住所を有していること</li> <li>・保育料及び保護者が属する世帯で町民税その他、町に納付すべき金額に滞納がないこと</li> </ul> </p> <p>内 容：対象児童の副食費（おかず・おやつ代）無料化</p> <p>問合せ：《福祉課 福祉係》 TEL：0274-64-8803</p>
	<p><b>学校給食費無償化</b></p> <p>対象者：下仁田町内に住所を有し、下仁田町の小学校・中学校に在籍する児童・生徒の保護者。</p> <p>内 容：学校給食費無償化</p> <p>問合せ：《教育課 学校給食係》 TEL：0274-82-2542</p>
住宅支援	<p><b>空き家等利活用推進事業</b></p> <p>対象者：  内 容：下仁田町内への移住・定住を希望する方に対して町内の空き家情報を提供している。</p> <p>問合せ：《企画課 地域振興係》 TEL：0274-64-8809</p>
	<p><b>定住促進奨励金制度</b></p> <p>対象者：・下仁田町内に定住を目的として新築した住宅を取得した方  ・租税およびガス水道料金等の滞納がない方</p> <p>内 容：固定資産税が課税される当初の年度に25万円を一括交付</p> <p>問合せ：《企画課 地域振興係》 TEL：0274-64-8809</p>
	<p><b>下仁田町勤労者住宅建設資金利子補給制度</b></p> <p>対象者：町内に住む勤労者（個人事業主、農家、無職は対象外）で、金融機関から建設資金の融資を受け、町内に140㎡以下の専用住宅を新築または分譲住宅を購入した方。</p> <p>内 容：対象額：借入資金のうち400万円以内  利子補給率：借入資金が年率2.0%を超える資金で、2.0%を超える利率のうち1.5%を限度として行う。</p> <p>問合せ：《商工観光課 商工観光係》 TEL：0274-64-8805</p>
	<p><b>町営住宅の紹介</b></p> <p>対象者：  内 容：町への居住をお考えの方に、町営住宅を紹介している。（入居者要件有）</p> <p>問合せ：《建設水道課 管理係》 TEL：0274-64-8807</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p><b>下仁田町ぐんまの木で家づくり支援事業</b></p> <p>対象者：「ぐんま優良木材」を構造材に使用して、町内に自ら居住する目的で住宅を新築する方。</p> <p>内 容： 補助条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造材の60%以上に「ぐんま優良木材」を使用した木造一戸建て住宅であること。</li> <li>・住宅の延床面積が80㎡以上280㎡以下であること。</li> <li>・県内に事業所のある業者による施工であること。</li> </ul> <p>補助金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延床面積 80㎡以上132㎡未満 30万円</li> <li>・延床面積 132㎡以上280㎡未満 40万円</li> </ul> <p>問合せ：《農林課 林業係》 TEL：0274-64-8806</p>
	<p><b>空き家等利活用支援事業補助金</b></p> <p>対象者： 下仁田町での定住及び起業、又は下仁田町を拠点とする二地域間居住を目的に町内の空き家等を利用して実施する改修及び事業に付帯する設備、備品等の整備を行う空き家等所有者、又は空き家等所有者から空き家等を借り受ける又は購入する個人、企業、地域自主組織、NPO法人で、指定条件に該当する方</p> <p>※条件例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的が定住の場合は、今後5年以上下仁田町に住民登録され、かつ、生活の本拠となる見込みのある方</li> <li>・起業が目的の場合は、5年以上下仁田町で事業を継続しようとする方</li> <li>・二地域居住が目的の場合は、今後5年以上下仁田町を拠点として活動することを誓約し、その</li> </ul> <p>内 容： 補助対象事業の実施に要する経費とし、補助率は2分の1以内。ただし、1件当たりの補助金は100万円を限度額とする。</p> <p>問合せ：《企画課 地域振興係》 TEL:0274-64-8809</p>
	<p><b>空き家等利活用片付け支援事業補助金</b></p> <p>対象者： 以下の条件のいずれかに該当する個人、企業、地域自主組織、NPO法人で、申請時において市区町村民税等を滞納していない方。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家バンク制度を利用して、空き家等の購入又は2年以上の賃貸借の契約を締結した方（3親等以内の親族の購入又は賃借を除く。）</li> <li>・空き家バンク制度に登録又は登録を行おうとする空き家所有者</li> </ul> <p>内 容： 補助対象事業の実施に要する経費とし、補助率は2分の1以内。ただし、1件当たりの補助金は10万円を限度額とする。</p> <p>問合せ：《企画課 地域振興係》 TEL:0274-64-8809</p>
	<p><b>家庭用生ごみ処理機の補助</b></p> <p>対象者： 町内に住所を有し、過去5年以内にこの補助金の交付を受けていない世帯で、生ごみ処理機を適切に維持管理できる方</p> <p>内 容： 生ごみ処理機（1世帯につき1基）と生ごみ処理容器（1世帯につき1組）の経費の1/2を補助する。</p> <p>※上限額…25,000円（千円未満は切り捨て）</p> <p>問合せ：《保健課 環境係》 TEL：0274-82-5490</p>
農業体験・就農	<p><b>ふれあい農園事業</b></p> <p>対象者： 農業者以外</p> <p>内 容： 自分で作物を栽培したい方へ農園を貸している。</p> <p>問合せ：《農林課 農業係》 TEL：0274-64-8806</p>
その他	<p><b>ねぎとこんにやく下仁田奨学金</b></p> <p>対象者： ・ねぎとこんにやく下仁田奨学ローンの貸与を受け、当該奨学ローンを返済していること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員が町税等を滞納していないこと</li> <li>・奨学生が退学することなく高校、大学等に在学していること（在学中は、全ての方が対象）</li> <li>・奨学生が卒業後、実際に下仁田町に住んでいること（卒業後は、下仁田町に帰ってきた方が対象）</li> </ul> <p>内 容： 金融機関からねぎとこんにやく下仁田奨学ローンを借り、返済した場合に、在学中は利息相当額を、卒業後は下仁田に戻って居住している期間の元金と利息相当額をねぎとこんにやく下仁田奨学金基金から補助する制度。</p> <p>問合せ：《企画課 地域創生係》 TEL0274-64-8809</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>結婚・出産祝金支給事業</b></p> <p>対象者： 南牧村に居住する者で、かつ、永住の意思のある者</p> <p>内 容： 南牧村の人口の減少を防止し、人口の増加と定着化を図り、もって村勢の発展と住民福祉の向上に寄与するために、結婚祝金・出産祝金を支給する。            ・結婚祝金：1組3万円            ・出産祝金：第1子5万円、第2子以降1人につき10万円</p> <p>問合せ：《総務課 総務係》 TEL：0274-87-2011</p>
	<p><b>保育料の免除</b></p> <p>対象者： 保護者等及びその子が本村に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠地としていること。同一世帯内で公租公課の義務がある者にあつては、その義務を完全に履行していること。</p> <p>内 容： 子育て支援の施策として保育園の保育に要する費用の免除</p> <p>問合せ：《保健福祉課 福祉係》 TEL：0274-87-2011</p>
	<p><b>放課後児童クラブ利用料の免除</b></p> <p>対象者： 保護者等及びその子が本村に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠地としていること。同一世帯内で公租公課の義務がある者にあつては、その義務を完全に履行していること。</p> <p>内 容： 子育て支援の施策として学童保育に要する利用料の免除</p> <p>問合せ：《保健福祉課 福祉係》 TEL：0274-87-2011</p>
	<p><b>学校給食費の免除</b></p> <p>対象者： 保護者等及び児童生徒が本村に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠地としていること。同一世帯内で公租公課の義務がある者にあつては、その義務を完全に履行していること。</p> <p>内 容： 子育て支援の施策として学校給食に要する費用の免除</p> <p>問合せ：《教育委員会事務局 学校教育係》 TEL：0274-87-2011</p>
	<p><b>入学支援金の交付</b></p> <p>対象者： 保護者等が本村に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠地としていること。高等学校等に入学した者を現に養育していること。同一世帯内で公租公課の義務がある者にあつては、その義務を完全に履行していること。</p> <p>内 容： 子育て支援の施策として高等学校等の入学に対する補助金（入学生徒1人につき30,000円）の交付</p> <p>問合せ：《総務課 総務係》 TEL：0274-87-2011</p>
	<p><b>通学補助金の交付</b></p> <p>対象者： 保護者等が本村に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠地としていること。高等学校等に通学する者を現に養育していること。同一世帯内で公租公課の義務がある者にあつては、その義務を完全に履行していること。</p> <p>内 容： 子育て支援の施策として高等学校等への通学に対する補助金（バス停から駅までの距離により年額22,000円～42,000円）の交付</p> <p>問合せ：《総務課 総務係》 TEL：0274-87-2011</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>転入奨励金の交付</b></p> <p>対象者： 満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者及び保護者等が、新たに本村に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠地とすることとなったとき。居住日から引き続いて3年以上居住する意思があると認められるとき。</p> <p>内 容： 子育て支援の施策として子育てをしている者の転入に対する奨励金（転入児童等1人につき30,000円）の交付</p> <p>問合せ：《総務課 総務係》 TEL：0274-87-2011</p>
	<p><b>子ども医療費無料化</b></p> <p>対象者： 中学校卒業までの子ども</p> <p>内 容： 医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施。（群馬県内の市町村で一律実施）</p> <p>問合せ：《保健福祉課 保健係》 TEL：0274-87-2011</p>
住宅支援	<p><b>新築等祝金の交付</b></p> <p>対象者： 本村に住所を有し、現に居住している者。奨励金の支給を受けた後、引き続き10年以上にわたって本村の住民基本台帳に登録し、生活の本拠地とすること。同一世帯内で公租、公課の義務がある者にあつては、その義務を完全に履行していること。</p> <p>内 容： 本村への定住を促進するため、新築等の祝金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が自ら居住する住宅を新築し、1軒当たり延床面積が66平方メートル以上で、かつ、費用が1千万円以上のもの〔奨励金額：50万円〕</li> <li>・住民が自ら居住する住宅を新築し、1軒当たり延床面積が33平方メートル以上で、かつ、費用が5百万円以上のもの〔奨励金額：20万円〕</li> <li>・住民が自ら居住する住宅を増改築及び改修し、1軒当たりその部分の延床面積が33平方メートル以上で、かつ、その費用が3百万円以上のもの〔奨励金額：20万円〕</li> </ul> <p>問合せ：《村づくり・雇用推進課 企画係》 TEL：0274-87-2011</p>
	<p><b>空き家バンク制度</b></p> <p>対象者： 南牧村への移住希望者</p> <p>内 容： 村内への移住・定住を支援するため、地域内にある空き家物件に関する情報を、移住・定住を希望される方に提供する。</p> <p>問合せ：《村づくり・雇用推進課 行政改革係》 TEL：0274-87-2011</p>
	<p><b>空き家家財道具等搬出処分費補助</b></p> <p>対象者： 村内の空き家に定住する者等</p> <p>内 容： 空き家内の不必要な物の処理等に関する経費を補助する〔経費の2分の1の額・上限5万円〕</p> <p>問合せ：《村づくり・雇用推進課 行政改革係》 TEL：0274-87-2011</p>
その他	<p><b>なんもく暮らし体験民家</b></p> <p>対象者： 南牧村への移住希望者</p> <p>内 容： 暮らし体験民家では、家具・電化製品などを備え、必要最低限の生活用具で移住生活を体験でき、使用期間は1箇月（30日）単位とし、最長で2箇月（60日）とする。寝具や日常消耗品などは使用者が持ち込むものとする。使用料は1箇月3万円、延長（1日毎）千円とする。</p> <p>問合せ：《村づくり・雇用推進課 行政改革係》 TEL：0274-87-2011</p>

分類	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p><b>結婚新生活助成金</b></p> <p>対象者：夫婦双方の年齢が65歳以下で、合計所得金額が800万円以下の者</p> <p>内 容：住居費及び引越費用の一部を補助。(上限30万円)</p> <p>問合せ：《健康課 福祉係》 TEL：0274-67-5162 (甘楽町多世代サポートセンター「ここに甘楽」内)</p>
	<p><b>出産祝支給</b></p> <p>対象者：出産者</p> <p>内 容：対象児童1人につき、50,000円の商品券を支給。</p> <p>問合せ：《健康課 福祉係》 TEL：0274-67-5162 (甘楽町多世代サポートセンター「ここに甘楽」内)</p>
	<p><b>三世代同居世帯子育て奨励金</b></p> <p>対象者：保育園、幼稚園等に通っていない、0歳から3歳までの児童がいる三世代で構成されている世帯</p> <p>内 容：児童1人につき年額30,000円の奨励金(商品券)を交付。</p> <p>問合せ：《健康課 福祉係》 TEL：0274-67-5162 (甘楽町多世代サポートセンター「ここに甘楽」内)</p>
	<p><b>幼稚園給食費無料化</b></p> <p>対象者：町立幼稚園全ての園児</p> <p>内 容：給食費について無料化を実施。</p> <p>問合せ：《学校教育課 学校教育係》 TEL：0274-64-8323</p>
	<p><b>保育料の減免</b></p> <p>対象者：同一世帯、同一扶養義務者によって扶養されている町内の園に通う子を持つ者</p> <p>内 容：3番目以降の児を無料にする。</p> <p>問合せ：《健康課 福祉係》 TEL：0274-67-5162 (甘楽町多世代サポートセンター「ここに甘楽」内) 《学校教育課 学校教育係》 TEL：0274-64-8323</p>
	<p><b>ブックスタート事業</b></p> <p>対象者：全乳児</p> <p>内 容：乳児健診時に研修を受講したボランティアが絵本を介して語りかけることで対象の親子にあたたかい楽しい時間を共有してもらう。また、読んだ絵本をプレゼントし、家庭でも赤ちゃんとの楽しい時間をつくることに役立ててもらおう。</p> <p>問合せ：《健康課 保健係》 TEL：0274-67-5159 (甘楽町多世代サポートセンター「ここに甘楽」内)</p>
	<p><b>子ども医療費無料化</b></p> <p>対象者：中学校卒業までの子ども</p> <p>内 容：医療費(入院・外来ともに)について無料化を実施。</p> <p>問合せ：《健康課 国保係》 TEL：0274-67-5152 (甘楽町多世代サポートセンター「ここに甘楽」内)</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>不妊治療費助成事業</b></p> <p>対象者： 専門医で不妊治療をしている人（申請日に住所を有する夫婦で、医療保険に加入しており、町税等の滞納がない人。同一治療期間において他市町村の助成を受けていない人。）</p> <p>内 容： 自己負担額の1/2以内で、限度額30万円まで。ただし、県助成金並びに各医療保険等で給付される場合は、その額を控除。</p> <p>問合せ： 《健康課 保健係》 TEL：0274-67-5159（甘楽町多世代サポートセンター「ここに甘楽」内）</p>
	<p><b>不育症治療費助成事業</b></p> <p>対象者： 専門医で不育症治療をしている人（申請日に住所を有する夫婦で、医療保険に加入しており、町税等の滞納がない人。同一治療期間において他市町村の助成を受けていない人。）</p> <p>内 容： 自己負担額の1/2以内で、限度額20万円まで。ただし、各医療保険等で給付される場合は、その額を控除。</p> <p>問合せ： 《健康課 保健係》 TEL：0274-67-5159（甘楽町多世代サポートセンター「ここに甘楽」内）</p>
	<p><b>フッ化物塗布・洗口事業</b></p> <p>対象者： 1歳～中学校3年生までの希望者</p> <p>内 容： ①1歳0か月～4歳0か月児：「ここにこ甘楽」で実施するむしば予防教室にて原則6か月に1回歯科健診・フッ化物塗布を無料実施 ②町立幼稚園・保育園に通う年中・年長児：各園で週5日フッ化物洗口を無料実施 ③小中学生：フッ化物洗口剤の無料配布</p> <p>問合せ： 《健康課 保健係》 TEL：0274-67-5159（甘楽町多世代サポートセンター「ここにこ甘楽」内）</p>
	<p><b>かんら健康ダイヤル24</b></p> <p>対象者： 全町民</p> <p>内 容： 健康や介護、育児等に関する電話相談に24時間年中無休で対応する（通話料・相談料無料）。</p> <p>問合せ： 《健康課 保健係》 TEL：0274-67-5159（甘楽町多世代サポートセンター「ここにこ甘楽」内）</p>
住宅支援	<p><b>空き家バンク</b></p> <p>対象者：</p> <p>内 容： 町内への移住・定住を支援するため、地域内にある空き家物件に関する情報を、移住・定住を希望される方に提供し、町ホームページで公開する。</p> <p>問合せ： 《企画課 企画調整係》 TEL：0274-74-3133</p>
	<p><b>甘楽町空き家リフォーム補助金</b></p> <p>対象者： 町内の空き家を取得して、その空き家へ転居または転入を予定している人</p> <p>内 容： リフォーム経費の2分の1を補助（上限50万円）</p> <p>問合せ： 《企画課 企画調整係》 TEL：0274-74-3133</p>
	<p><b>まちづくり定住応援金事業</b></p> <p>対象者： 新たに住宅を取得した人</p> <p>内 容： 応援金70,000円</p> <p>加算金： 転入者・中学生以下同居世帯・土地取得者・町内業者施工・・・各3万円</p> <p>問合せ： 《住民課 税務係》 TEL：0274-64-8313</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p style="text-align: center;"><b>甘楽町住宅リフォーム促進事業補助金</b></p> <p>対象者：○申請者の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に築5年以上の住宅を所有し、そこに居住している人</li> <li>・上記住所で住民基本台帳に記録されている人</li> <li>・過去に、甘楽町住環境改善助成事業の交付を受けていない人</li> </ul> <p>○申請者及び同居している共有者（住宅の共有名義の所有者）の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町税等を滞納していないこと</li> <li>・暴力団員等でないこと</li> </ul> <p>内 容： 補助対象の工事費用の20%以内  ※中学生以下の子どもがいる場合は、補助対象の工事費用30%以内（1,000円未満切り捨て）  限度額20万円</p> <p>問合せ：《建設課 都市計画係》 TEL：0274-64-8322</p>
農業体験・就農支援	<p style="text-align: center;"><b>貸し農園の設置</b></p> <p>対象者：</p> <p>内 容：○区画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休憩棟付農園（バス・トイレ・流し台あり） 農園面積300平方メートル×13区画 年額240,000円</li> <li>・グループ農園 農園面積300平方メートル×5区画 年額60,000円</li> <li>・大区画農園 農園面積150平方メートル×47区画 年額30,000円</li> <li>・小区画農園 農園面積80平方メートル×50区画 年額16,000円</li> </ul> <p>○その他の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラブハウス 245平方メートル（管理人が常駐）</li> <li>・駐車場80台分</li> <li>・屋外トイレ2棟</li> <li>・貸出用農機（耕うん機）（有料）</li> </ul> <p>○募集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年1月に募集開始（利用期間は原則3月から1年間で翌年の更新も可能）</li> <li>・募集区画数は、町ホームページに掲載</li> </ul> <p>問合せ：《産業課 農林係》 TEL：0274-64-8319</p>
	<p style="text-align: center;"><b>農業次世代人材投資事業</b></p> <p>対象者：独立・自営就農時の年齢が原則49歳以下の認定新規就農者であり、次世代を担う農業者となることについての強い意志を有している者。</p> <p>内 容： 新規就農される方に、農業経営を始めてから経営が安定するまで最長5年間のうち、経営開始1～3年目は年間150万円、経営開始4～5年目は年間120万円を定額給付する。</p> <p>問合せ：《産業課 農林係》 TEL：0274-64-8319</p>

分類	事業名（対象者・内容）
その他	<p><b>かんら未来人財応援事業補助金</b></p> <p>対象者：以下、いずれにも該当する者。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学等を卒業し奨学金の返済をしている者。</li> <li>・町内に住所を有し、または町内企業で就業する者。</li> <li>・4月1日現在で30歳未満の者</li> </ul>           内 容：奨学金を返還する際に、返還額の1/2を補助する。（最大60ヶ月（5年間））  <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に住所を有し、かつ、町内企業で就業する者 最大12万円</li> <li>・町内に住所を有する者 最大10万円</li> <li>・町内企業で就業する者 最大2万円</li> </ul>           問合せ：《企画課 企画調整係》 TEL：0274-74-3133</p>
	<p><b>空き店舗等活用支援事業補助金</b></p> <p>対象者：新たに空き店舗等の建物内において事業（小売業やサービス業等）を始める者</p> <p>内 容：空き店舗等の改修に係る経費の1/2以内の額とし、上限50万円まで補助する。（外装工事、内装工事、給排水設備工事、電気設備工事、機械設備工事等）</p> <p>問合せ：《産業課 商工観光係》 TEL：0274-64-8322</p>
	<p><b>甘楽町若年者ふるさと就職支援事業補助金</b></p> <p>対象者：○新卒採用者の要件  <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年10月から本年9月30日までに新卒として採用された人</li> <li>・6カ月以上継続して町内に住所を有している人</li> <li>・6カ月以上継続して町内事業所で就業した人</li> <li>・事業主と3親等以内の親族関係にない人</li> <li>・町税等を滞納していない人</li> </ul>           ○事業主の要件  <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者を6カ月以上町内の事業所で雇用している事業主</li> <li>・雇用保険の適用事業主（見込みも含む）</li> <li>・町税等を滞納していない事業主</li> <li>・清算手続き中、破産手続き中、再生手続き中や暴力団関係者でない事業主</li> </ul> <p>内 容：○新卒者本人            10万円            ○事業主            大学など（大学、短大、専修、大学院）の新卒者…1人当たり25万円            高卒の新卒者…1人当たり10万円</p> <p>問合せ：《産業課 商工観光係》 TEL：0274-64-8322</p> </p>

分類	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p><b>安心出産サポート事業</b></p> <p>対象者：町に住所のある妊婦及びその配偶者並びに1親等の者</p> <p>内 容：町外医療機関で出産する際に、出産予定医療機関近隣の宿泊施設等に宿泊して待機する際の宿泊費及び病院まで交通費の一部を補助する。</p> <p>問合せ：《保健環境課（保健センター） 健康係》 TEL：0279-75-8833</p>
	<p><b>ブックスタート事業</b></p> <p>対象者：</p> <p>内 容：赤ちゃんと保護者が、絵本を介して心ふれあうひと時をもてるよう、乳児訪問の際、絵本をプレゼントする。</p> <p>問合せ：《保健環境課（保健センター） 健康係》 TEL：0279-75-8833</p>
	<p><b>各種予防接種補助事業</b></p> <p>対象者：</p> <p>内 容：次の予防接種費用を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①おたふくかぜ（1歳～就学前の幼児、1回限り全額）</li> <li>②インフルエンザ（妊婦及び6か月～高校3年生相当の人、全額）</li> <li>③大人の風しん（妊娠を希望する夫婦、妊婦と同居する家族、1回全額）</li> </ul> <p>※ただし、抗体検査（自費）の結果が陰性の人に限る。</p> <p>問合せ：《保健環境課（保健センター） 健康係》 TEL：0279-75-8833</p>
	<p><b>不妊治療助成事業</b></p> <p>対象者：一般不妊治療、特定不妊治療および不育治療費</p> <p>内 容：医師が認めた治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するため、助成を行う。</p> <p>問合せ：《保健環境課（保健センター） 健康係》 TEL：0279-75-8833</p>
	<p><b>母乳相談等補助金交付事業</b></p> <p>対象者：母乳マッサージを含む母乳育児相談を必要とする産婦</p> <p>内 容：出産後の育児不安や産後うつ等の予防、経済的負担の軽減を図る。出産後3か月以内に利用した費用の一部を補助。</p> <p>問合せ：《保健環境課（保健センター） 健康係》 TEL：0279-75-8833</p>
	<p><b>子ども医療費の無料化</b></p> <p>対象者：出生から中学校卒業までの子ども</p> <p>内 容：保険対象の医療費について無料化を実施。（群馬県内の市町村で一律実施）</p> <p>問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825</p>
	<p><b>出産祝金</b></p> <p>対象者：出産時前から中之条町に6ヶ月以上居住している新生児の父母。第2子以上は、出産時に1子以上を養育している父母</p> <p>内 容：子どもの誕生を祝福し、児童の健全な育成を図るため出産祝金を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1子 5万円</li> <li>・第2子 20万円</li> <li>・第3子 30万円</li> <li>・第4子 50万円</li> </ul> <p>問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825</p>
	<p><b>保育料の無償化</b></p> <p>対象者：町立幼稚園・保育所に通園・通所する幼児</p> <p>内 容：国の制度対象外の部分について無償化（保育所の副食費も無償化）</p> <p>問合せ：《こども未来課 学校教育係》 TEL：0279-75-8850</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<b>乳児おむつ等購入費助成</b>
	<p>対象者： 満1歳未満（※）の乳児を養育する保護者</p> <p>内 容： 上記（※）の乳幼児が使用するおむつ等の購入にかかった費用を助成する。 ・助成額：費用の80%（月額上限3,000円）</p> <p>問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825</p>
	<b>子育て相談事業</b>
	<p>対象者：</p> <p>内 容： 町に経験豊富な相談員を配置し、こどもに関する全般的な相談に応じる。（月曜～木曜）</p> <p>問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825</p>
	<b>入学祝品</b>
	<p>対象者： 小中学校に入学する児童・生徒</p> <p>内 容： お祝いの意味を込めるとともに、図書に親しんでもらうため、図書カードをプレゼントする。</p> <p>問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825</p>
	<b>入学準備応援費</b>
	<p>対象者： 小・中・高校へ進学する児童・生徒のいる世帯</p> <p>内 容： 世帯の経済的負担軽減を目的に、12月に商品券を配付する。</p> <p>問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825</p>
	<b>保育所・幼稚園運営管理</b>
<p>対象者：</p> <p>内 容： 公立の幼稚園3施設・保育所3施設を運営し、児童福祉の充実を図る。 保育所での一時預かりや地域子育て支援センター事業、幼稚園での延長預かり事業を実施し、子育て世帯の支援を行う。 また、町独自に保育料無償化や園庭開放等を行い、金銭的負担や子育て不安の軽減を図る。</p> <p>問合せ：《こども未来課 学校教育係》 TEL：0279-75-8850</p>	
<b>放課後児童対策事業</b>	
<p>対象者： ○放課後子ども教室 中之条小学校1～3年生、○放課後児童クラブ 町内小学校1～6年生</p> <p>内 容： ○放課後子ども教室 放課後等に小学校の空き教室を利用し、児童の居場所作りを行う。 ○放課後児童クラブ 学童保育所にて、勤務の都合で昼間保護者のいない児童を対象に、放課後児童の居場所を提供する。（中之条地区2か所；民営 六合地区1か所；公営）</p> <p>問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825</p>	
<b>親子の交流の場運営</b>	
<p>対象者：</p> <p>内 容： 町内3施設にて親子の交流の場、世代間の交流の場を無料提供。 ・対象施設 世代間交流館「ゆびきり」・伊参交流館・子育てひろば「はっぴ～」</p> <p>問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825</p>	
<b>子育て支援サークル等活動支援</b>	
<p>対象者： 町内の子どもを持つ親で作る自主運営サークル、子育て支援団体</p> <p>内 容： サークル運営や、親子が交流できる企画やイベント等活動の支援を行う。 ・補助額 サークル 児童1人2千円 支援団体 運営費の1/2（上限7万円）</p> <p>問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825</p>	

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<b>奨学金の貸与</b>
	<p>対象者：中之条町に住所を有する方の子で、高校、高専、大学、短期大学、専修学校等に修学する方。</p> <p>内 容：経済的理由により修学困難な方に対して奨学金を貸付け、教育の機会均等を図る。</p> <p>問合せ：《こども未来課 総務係》 TEL：0279-75-8824</p>
	<b>遠距離通学児童・生徒通学費補助金</b>
	<p>対象者：</p> <p>内 容：中之条地区の小学校及び中学校に通学する児童・生徒のうち、条件を満たす遠距離通学者の交通費等の経費負担に対して必要な補助を行い、他通学者の通学条件との均衡を図る。</p> <p>問合せ：《こども未来課 学校施設係》 TEL：0279-75-8824</p>
	<b>チャイルドシート購入補助金</b>
<p>対象者：国土交通省の定める安全基準に適合するチャイルドシートを購入した親権者</p> <p>内 容：チャイルドシートの購入にかかった費用を補助する。 ・補助額：購入費用の50%（上限10,000円）</p> <p>問合せ：《保健環境課（保健センター） 健康係》 TEL：0279-75-8833</p>	
<b>給食費の無料化</b>	
<p>対象者：・町立幼稚園・小学校・中学校に通園・通学する園児・児童・生徒 ・町内在住で特別支援学校幼稚部、小・中学部に通学する児童・生徒</p> <p>内 容：給食費の無償化 （特別支援学校に通学する児童生徒の場合、保護者に給食費相当分を補助金として交付）</p> <p>問合せ：《こども未来課 総務係》 TEL：0279-75-8824</p>	
<b>産後ケア</b>	
<p>対象者：産後～4ヶ月までの母子（相談により1～2か月まで利用可能）</p> <p>内 容：指定医療機関において、宿泊およびデイサービスを行う。</p> <p>問合せ：《保健環境課（保健センター） 健康係》 TEL：0279-75-8833</p>	
住宅支援	<b>住宅リフォーム補助金</b>
	<p>対象者：住宅の改修等を行う者</p> <p>内 容：経費の一部を予算の範囲内において補助する。 ・対象工事：工事金額が20万円以上、住宅の修繕・改築・増築等 ・補助金額：【町内業者】工事費の1/10、補助金額の最高額は30万円 【町外業者】工事費の1/40、補助金額の最高額は10万円</p> <p>問合せ：《観光商工課 商工係》 TEL：0279-26-7727</p>
<b>勤労者住宅建設資金利子補給</b>	
<p>対象者：町内に自己のために住宅を建築又は新築の住宅を購入する勤労者</p> <p>内 容：住宅建設を促進し、福祉の向上と人口の定着を図ることを目的として、勤労者の住宅建設資金に対して利子補給する。 ・面積要件：総床面積280平方メートル以下の専用住宅 ・利子補給金：建築または購入資金を融資機関から借り入れた場合、最高12万円を予算の範囲以内で交付。</p> <p>問合せ：《観光商工課 商工係》 TEL：0279-26-7727</p>	

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p><b>住宅取得費補助金</b></p> <p>対象者：町内に住宅を取得する者</p> <p>内 容：予算の範囲内において補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象工事：住宅の新築、購入</li> <li>・基本補助金額：【新築（町内業者）】費用の1/20、上限100万円 【新築（町外業者）】費用の1/40、上限50万円 【中古】費用の1/40、上限25万円</li> <li>・加算補助金額：[子育て世帯]中学生以下1人あたり10万円、最大40万円 [若年層世帯]夫婦の合計年齢が80歳未満、10万円</li> <li>・要件：5年以上定住すること等</li> </ul> <p>問合せ：《企画政策課 企画調整係》 TEL：0279-75-8837</p>
	<p><b>空き家対策補助金【空き家解体補助金】</b></p> <p>対象者：該当建築物の所有者</p> <p>内 容：おおむね10年以上無人かつ使用されていない空家で、不良住宅と判定された空家、または特定空家等に認定された建築物の取り壊しに係る費用に対し、予算の範囲内において補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象工事：空家住宅の解体工事</li> <li>・補助金額：【町内業者】費用の1/2、上限70万円 【町外業者】費用の1/4、上限35万円</li> <li>・要件：工事着手前に申請すること</li> </ul> <p>問合せ：《建設課 都市計画・住宅係》 TEL：0279-75-8828</p>
	<p><b>空き家対策補助金【空き家リフォーム補助金】</b></p> <p>対象者：該当建築物の所有者</p> <p>内 容：おおむね1年以上空家の建築物を、居住するための改修工事に係る費用に対し、予算の範囲内において補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象工事：空家の改修工事</li> <li>・基本補助金額：[町内業者]費用の1/2、上限100万円 [町外業者]費用の1/4、上限50万円</li> <li>・加算補助金額：[子育て世帯]中学生以下1人あたり10万円、最大40万円 [若年層世帯]夫婦の合計年齢が80歳未満、10万円</li> <li>・要件：10年以上定住すること。工事着手前に申請すること等</li> </ul> <p>問合せ：《建設課 都市計画・住宅係》 TEL：0279-75-8828</p>
	<p><b>町営住宅の紹介</b></p> <p>対象者：町での居住を考えている方</p> <p>内 容：町営住宅の空き状況を公開。（入居要件あり）</p> <p>問合せ：《建設課 都市計画・住宅係》 TEL：0279-75-8828</p>
	<p><b>結婚新生活支援補助金</b></p> <p>対象者：結婚を機に町内で新たに生活を始める新婚夫婦</p> <p>主な要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の夫婦の所得額が340万円未満であること（奨学金を返済中の人は返済額を控除）</li> <li>・他の公的な補助を受けていないこと</li> <li>・婚姻日における年齢が、夫婦共に34歳以下であること</li> </ul> <p>内 容：若年層のカップルに結婚を促すため、アパートの家賃、敷金等の手数料、住居取得費、引っ越し費用等を助成する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助額：上限30万円</li> </ul> <p>問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825</p>

分類	事業名（対象者・内容）
就業支援	<p><b>チャレンジショップ出店支援事業</b></p> <p>対象者：空き店舗（家）を商業施設等として利用する新規出店希望者</p> <p>内 容：商店街のにぎわい創出のため、対象者に次の支援を行う。          ・補助金額：【改修費補助】改修費用の1/2、上限30万円（初年度1回限り）                            【家賃補助】家賃の1/2、上限5万円          ・要件：町民に限る。店舗兼住宅の場合、店舗分に限る。</p> <p>問合せ：《観光商工課 商工係》 TEL：0279-26-7727</p>
	<p><b>農業次世代人材投資事業（町単独交付金）</b></p> <p>対象者：経営開始時の年齢が54歳以下の町内在住の認定新規就農者</p> <p>内 容：国の農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金）の対象年齢を5歳引き上げて年間最大120万円を交付。</p> <p>問合せ：《農林課 農業係》 TEL：0279-75-8844</p>
就農支援	<p><b>新規就農者経営スタート支援事業</b></p> <p>対象者：経営開始から1年以内の町内在住の認定新規就農者（就農時年齢54歳以下）</p> <p>内 容：経営開始時に必要な補助事業で対応できない経費について、町の定額補助金（上限30万円）を支給。</p> <p>問合せ：《農林課 農業係》 TEL：0279-75-8844</p>
	<p><b>担い手後継新規就農奨励事業</b></p> <p>対象者：認定農業者及び人・農地プランで位置づけられた担い手が後継と認める町内在住の新規就農者（就農時年齢54歳以下で就農後1年以上5年以下の者）</p> <p>内 容：認定農業者等の担い手の後継の奨励・育成の観点から奨励金30万円を支給。</p> <p>問合せ：《農林課 農業係》 TEL：0279-75-8844</p>
	<p><b>移住・定住コーディネーター設置事業</b></p> <p>対象者：</p> <p>内 容：専属のコーディネーターが相談業務のほか、移住候補地の現地案内、移住後のアフターフォローなど移住・定住を総合的にバックアップします。          まずは、電話・メールでご相談ください。          [休日対応可能窓口]電話：090-2764-4510（9時～16時）、メール：info@nakano-jo-ijyu.jp</p> <p>問合せ：《企画政策課 企画調整係》 TEL：0279-75-8837</p>
その他	<p><b>移住体験住宅</b></p> <p>対象者：移住希望者</p> <p>内 容：中之条町の気候・風土を感じていただくための古民家を改修した施設になります。また、移住・定住コーディネーターとの移住相談や現地案内もあり、移住希望者を手厚くサポート。          使用希望者は事前に下記の電話番号へお問い合わせください。</p> <p>問合せ：《企画政策課 企画調整係》 TEL：0279-75-8837</p>
	<p><b>移住体験住宅</b></p> <p>対象者：移住希望者</p> <p>内 容：中之条町の気候・風土を感じていただくための古民家を改修した施設になります。また、移住・定住コーディネーターとの移住相談や現地案内もあり、移住希望者を手厚くサポート。          使用希望者は事前に下記の電話番号へお問い合わせください。</p> <p>問合せ：《企画政策課 企画調整係》 TEL：0279-75-8837</p>

分類	事業名 (対象者・内容)																																								
子育て支援	<p><b>出産奨励手当金支給事業</b></p> <p>対象者： 出産時において、6月以上前から引き続き住民登録されている者 出産して養育をする父母</p> <p>内 容： 第1子から第2子は手当金10万円、第3子以降については手当金15万円</p> <p>問合せ：《町民生活課 福祉係》 TEL：0279-82-2246</p>																																								
	<p><b>入学記念品贈呈事業</b></p> <p>対象者： 小学校1年生になる児童</p> <p>内 容： 1万円相当の図書券又は商品券を、毎年入学時に1回贈呈する</p> <p>問合せ：《町民生活課 福祉係》 TEL：0279-82-2246</p>																																								
	<p><b>保育料徴収に伴う特例</b></p> <p>対象者： 同一世帯から2人以上が入園している場合、2人目以上の児童</p> <p>内 容： 2人目 算定保育料×0.5、3人目以上 無料 (第3子以降の3歳未満の入園児童は、群馬県の保育料軽減事業に基づく)</p> <p>問合せ：《教育課 子ども子育て支援室》 TEL：0279-82-2029</p>																																								
	<p><b>遠距離幼児児童生徒通学費補助金交付事業</b></p> <p>対象者： 通学距離が4kmを超える児童及び6kmを超える生徒、幼児については4kmを超える者。 回数券購入者及び交通機関を利用する児童生徒。</p> <p>内 容：</p> <table border="1" data-bbox="260 1115 1457 1344"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>認定こども園</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.0km以上</td> <td>5.0km未満</td> <td>2,800</td> <td>8,500</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5.0km以上</td> <td>6.0km未満</td> <td>5,700</td> <td>17,100</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>6.0km以上</td> <td>7.0km未満</td> <td>8,500</td> <td>25,700</td> <td>17,100</td> </tr> <tr> <td>7.0km以上</td> <td>8.0km未満</td> <td>11,400</td> <td>34,300</td> <td>34,300</td> </tr> <tr> <td>8.0km以上</td> <td>9.0km未満</td> <td>14,300</td> <td>42,900</td> <td>51,400</td> </tr> <tr> <td>9.0km以上</td> <td>10.0km未満</td> <td>17,100</td> <td>51,400</td> <td>68,600</td> </tr> <tr> <td>10.0km以上</td> <td></td> <td>20,000</td> <td>60,000</td> <td>85,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>回数券及び定期代金の2分の1の補助。</p> <p>問合せ：《教育課 学校教育係》 TEL：0279-82-2029</p>			認定こども園	小学校	中学校	4.0km以上	5.0km未満	2,800	8,500	—	5.0km以上	6.0km未満	5,700	17,100	—	6.0km以上	7.0km未満	8,500	25,700	17,100	7.0km以上	8.0km未満	11,400	34,300	34,300	8.0km以上	9.0km未満	14,300	42,900	51,400	9.0km以上	10.0km未満	17,100	51,400	68,600	10.0km以上		20,000	60,000	85,800
			認定こども園	小学校	中学校																																				
	4.0km以上	5.0km未満	2,800	8,500	—																																				
	5.0km以上	6.0km未満	5,700	17,100	—																																				
6.0km以上	7.0km未満	8,500	25,700	17,100																																					
7.0km以上	8.0km未満	11,400	34,300	34,300																																					
8.0km以上	9.0km未満	14,300	42,900	51,400																																					
9.0km以上	10.0km未満	17,100	51,400	68,600																																					
10.0km以上		20,000	60,000	85,800																																					
<p><b>子ども医療費無料化</b></p> <p>対象者： 中学校卒業までの子ども(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)</p> <p>内 容： 医療費(入院・外来ともに)無料</p> <p>問合せ：《町民生活課 福祉係》 TEL：0279-82-2246</p>																																									
<p><b>給食費の無料化</b></p> <p>対象者： 町立こども園・小学校・中学校に通学する児童・生徒</p> <p>内 容： 給食費の無料化</p> <p>問合せ：《教育課 学校給食係》 TEL：0279-82-2853</p>																																									
<p><b>チャイルドシート貸し出し事業</b></p> <p>対象者： 住民基本台帳に登録されている者</p> <p>内 容： 貸し出し期間は6ヶ月以内とする。但し希望により延長が可能 利用料は無料だが、返却時にクリーニング代として600円負担</p> <p>問合せ：《町民生活課 福祉係》 TEL：0279-82-2246</p>																																									

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p><b>住宅改修等助成金交付事業</b></p> <p>対象者： 継続して1年以上住民登録があり助成対象建物の所有者であること 世帯全員に税滞納及び、その他町への債務に遅滞がないこと 所有者又は同一世帯員が当該住宅に居住又は居住見込みであること 当該工事について、町の他の補助金や助成金等の交付がないこと</p> <p>内 容： ・助成対象住宅は、対象者が町内に所有する個人住宅または併用住宅。 ・助成対象工事は、町内施工業者による増改築等工事とする。 ・助成金の額は、工事費用（消費税を除く）の100分の20とし、千円未満の端数は切り捨てる。ただし、200千円を上限とする。 ・助成対象となる住宅1棟につき1回限りの交付とする。</p> <p>問合せ： 《建設課 管理国土調査係》 TEL：0279-82-3010</p>
	<p><b>移住者向け住宅改修等助成金交付事業</b></p> <p>対象者： 移住者で今後2年以上使用すること。 税金の滞納がないこと。 当該工事で他の補助金等の交付がないこと。</p> <p>内 容： 空き家バンクに登録されている専用住宅、併用住宅、店舗、事務所を町内施工業者が増改築工事すること。 総額の1/2で上限は20万円。 1棟につき1回限りとする。</p> <p>問合せ： 《企画政策課》 TEL：0279-82-2229</p>
	<p><b>家財等処分費助成金交付事業</b></p> <p>対象者： 移住者に空き家として売買又は賃貸借契約をした建物所有者等</p> <p>内 容： 空き家バンクの登録されている専用住宅、併用住宅、店舗、事務所の家財等の処分を廃棄物処理業者等に委託するための費用、家財運搬のためのレンタカーに係る費用、西吾妻環境衛生センターにおける廃棄物処分に係る費用等。 総額の1/2で上限は10万円。 1棟につき1回限りとする。</p> <p>問合せ： 《企画政策課》 TEL：0279-82-2229</p>
	<p><b>公営住宅の紹介</b></p> <p>対象者： 町営住宅入居希望者（入居要件有り）</p> <p>内 容： 町営住宅の空き状況の公開</p> <p>問合せ： 《建設課 管理国土調査係》 TEL：0279-82-3010</p>
就業支援	<p><b>起業支援事業補助金</b></p> <p>対象者： ・町内で起業する者又は1年以内に起業したもののうち下記に該当すること。 (1)代表者又は1名以上の従業員が町内に住所を有する者又は見込みがある者 (2)町内に事業所を設置し5年以上継続して事業を行う見込みがある者</p> <p>内 容： 産業の振興及び活性化を図るとともに、移住及び定住に寄与することを目的とし、町内で起業する事業者を支援する。 ・事業所開設支援事業（補助率1/2 上限100万円） ・事業所等賃借事業（補助率1/2 月額5万円） ・雇用促進事業（補助率10/10 月額5万円）</p> <p>問合せ： 《産業課 観光商工係》 TEL：0279-82-3013</p>

分類	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p><b>出産祝い金支給事業</b></p> <p>対象者：子どもの出産日に、父母が6ヶ月以上孀恋村に住所を有し、村税・各種使用料等の滞納がない方</p> <p>内 容： 第1～2子 50,000円            第3子 100,000円            第4子以降 150,000円</p> <p>問合せ：《健康福祉課 福祉係》 TEL：0279-96-0512</p>
	<p><b>子ども医療費無料化</b></p> <p>対象者：中学校卒業までの子ども</p> <p>内 容：保険対象の医療費（入院・外来）について無料化を実施。（県外医療機関受診者は償還払い）</p> <p>問合せ：《健康福祉課 国保係》 TEL：0279-96-0515</p>
	<p><b>保育料徴収に伴う特例</b></p> <p>対象者：入所者全員</p> <p>内 容：保育料無料</p> <p>問合せ：《教育委員会 学校教育係》 TEL：0279-96-0544</p>
	<p><b>給食費の無料化</b></p> <p>対象者：村立こども園、村立幼稚園、学校に在籍する幼児・児童・生徒全員</p> <p>内 容：中学校卒業までの給食費無料</p> <p>問合せ：《教育委員会 学校教育係》 TEL：0279-96-0544</p>
	<p><b>不妊治療助成金</b></p> <p>対象者：1年以上孀恋村に居住し、不妊治療を行っている方</p> <p>内 容：不妊治療にかかる費用を助成する。（年間10万円の補助限度額を平成28年度より100万円に拡充）</p> <p>問合せ：《健康福祉課 保健室》 TEL：0279-96-1975</p>
	<p><b>教材費等の購入補助</b></p> <p>対象者：小学生、中学生</p> <p>内 容：小学校、中学校における教材費の補助として、今まで個人負担であった教材の購入費用を、限度内において公費負担にて一括購入。</p> <p>問合せ：《教育委員会 学校教育係》 TEL：0279-96-0544</p>
	<p><b>英検受験料の補助</b></p> <p>対象者：中学生</p> <p>内 容：年度内1人あたり5,000円までの受験料を補助。</p> <p>問合せ：《教育委員会 学校教育係》 TEL：0279-96-0544</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p><b>住宅改修等助成金交付事業</b></p> <p>対象者：・ 嬭恋村に1年以上継続して住民登録をしているか、工事終了後1年以上継続して居住し住民登録をすること  ・ 本人および同一世帯の税金や料金などに延滞がない人  ・ 嬭恋村内の事業者が請け負い、10万円以上の経費がかかる工事であること  ・ 村から別の補助金や助成金を受けていないこと</p> <p>内 容：・ 助成の対象となる住宅は、助成を受けようとする者が村内に所有又は新築する住宅等とする。  ・ 助成対象となる工事は、村内施工業者による村内で施工される新增改築等工事（太陽光発電並びに太陽温水設備も対象）であること。  ・ 助成金の額は、住宅改修等の費用の20%（上限20万円）とする。  ※申請は、令和元年12月25日まで</p> <p>問合せ：《観光商工課 商工係》 TEL:0279-82-1293</p>
	<p><b>定住促進住宅用地分譲事業</b></p> <p>対象者：</p> <p>内 容：○細原住宅団地分譲中  ・ J R 万座・鹿沢口駅から車で15分  ・ 区画面積（平均）約450㎡  ・ 坪単価（平均）14,500円</p> <p>問合せ：《建設課 管理係》 TEL:0279-96-1973</p>
	<p><b>薪ストーブ購入・設置費補助金</b></p> <p>対象者：・ 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。  ・ 継続して1年以上住民登録等をしているか、住民登録等の期間が1年未満の場合は薪ストーブ設置完了後、その物件に1年以上居住し、同時に住民登録等を行うこと。  ・ 村税及び使用料等を完納していること。</p> <p>内 容：購入する薪ストーブ1基につきを村内事業者から購入した場合に、10万円を上限とし購入費用の4分の1を補助する。ただし、村外の事業者から購入した場合の上限額は5万円とする。</p> <p>問合せ：《農林振興課 林業係》 TEL:0279-96-1256</p>
就業支援	<p><b>結婚新生活支援補助金</b></p> <p>対象者：・ 結婚を機に村内で新たに生活を始める新婚夫婦  ・ 直近の夫婦の所得額が340万円未満であること（奨学金を返済中の人は返済額を控除）  ・ 他の公的な家賃補助等を受けていないこと  ・ 婚姻日における年齢が、夫婦共に34歳以下であること  （その他の要件あり）</p> <p>内 容：30万円を上限に、住居取得費、アパート等の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、引っ越し費用等を助成する。</p> <p>問合せ：《未来創造課 地域振興係》 TEL:0279-96-1257</p>
	<p><b>創業・第二創業支援推進事業</b></p> <p>対象者：・ 代表者又は1名以上の従業員が村内に住所を有する者又は見込みがある者  ・ 村内に事業所を設置し5年以上継続して事業を行う見込みがある者  ・ 村内に住所を有している者を新規で1年以上雇用する見込みがある者。ただし、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者である者に限る。</p> <p>内 容：村内で創業・第二創業する事業者に対する事業所開設支援、事業所等賃貸、雇用促進の補助金（補助限度額、補助率は対象事業よるが合計の上限は200万円）</p> <p>問合せ：《観光商工課 商工係》 TEL:0279-82-1293</p> <p><b>特産品開発支援事業補助金</b></p> <p>対象者： 村内を活動拠点とする地域活動団体及び村内を所在地とする高等学校、その他村長が適当と認める団体</p> <p>内 容： 地域活動団体等による、嬭恋村に関する特産品の開発・改良等の補助金  ・ 補助限度額は5万円  ・ 補助率は地域活動団体2分の1、高等学校10分の10</p> <p>問合せ：《農林振興課 農業係》 TEL:0279-96-1256</p>

分類	事業名（対象者・内容）
就業支援	<p><b>6次産業化等促進支援事業補助金</b></p> <p>対象者： 村内に住民登録または法人登録をしている次に掲げる団体等とする。ただし、過去に同じ目的で当該補助金を受けた団体等を除く。  (1) 村内で農業を営んでいる個人  (2) 村内に所在を置く農地所有適格法人  (3) 村内に所在を置く2戸以上で構成する農林水産加工グループ  (4) その他村長が認める者</p> <p>内 容： 6次産業化による特産品開発等の補助金  ・上限は50万円  ・補助率は対象経費の2分の1</p> <p>問合せ：《農林振興課 農業係》 ㉞：0279-96-1256</p>
	<p><b>観光物産展等参加事業補助金</b></p> <p>対象者： 次の各号全てに該当するものとする。ただし、村が補助等をしている団体は除く。  (1) 村内に住所、または事業所を有する団体及び個人  (2) 村税及び使用料など村に納付義務が発生している納付金を完納している者  (3) 観光物産展等の参加時に村等が作成した観光パンフレットの配布など村の観光宣伝に協力できる者  (4) 観光物産展等の参加時に村からの要請による他団体の村内製品の販路拡大にも協力できる者  (5) その他村長が適当と認める者</p> <p>内 容： 村内の団体や個人が実施する村内製品の普及や販路拡大を図るための観光物産展等への参加に係る経費の補助金。  ・1回あたり上限は8万円、年間上限は30万円を補助</p> <p>問合せ：《観光商工課 商工係》 ㉞：0279-82-1293</p>
	<p><b>中小企業退職金共済制度加入促進補助金</b></p> <p>対象者： 嬭恋村内に事業所を有し、常用従業員及びパートタイマーを雇用する中小企業者  対象となる共済制度は、中小企業退職金共済制度と特定退職金共済制度のうち先に加入したものとする。ただし、同時に重複加入したものについては、掛け金の高い方を対象とする。</p> <p>内 容： ○対象期間：被共済者に係る共済契約締結の日の属する月から起算して12ヶ月間  ○補助額：月額1,000円 ただし、月額の掛金が5,000円未満の場合には当該掛金の100分の20以内</p> <p>問合せ：《観光商工課 商工係》 ㉞：0279-82-1293</p>
その他	<p><b>移住希望者滞在費補助金</b></p> <p>対象者： 嬭恋村への移住活動の一環として、村内宿泊施設に滞在する方</p> <p>内 容： 基本宿泊料金の1/2以内で、1人あたり4,000円を上限に支給  小学生以下は2,000円が上限（宿泊料金が徴収されない場合には、対象外）  1世帯当たり同一年度内につき3回以内とし、初回の申請の日から起算して2年間が限度</p> <p>問合せ：《交流推進課》 ㉞：0279-82-5191</p>
	<p><b>高齢者温泉保養事業</b></p> <p>対象者： 嬭恋村に住民登録のある65歳以上の方。</p> <p>内 容： 高齢者の健康・福祉増進を目的として、村内の指定入浴施設（温泉施設）に入浴することができる温泉券を販売。1冊50枚綴り5,000円（1枚の券で1回入浴可）</p> <p>問合せ：《健康福祉課 福祉係》 ㉞：0279-96-0515</p>
	<p><b>おでかけタクシー助成事業</b></p> <p>対象者： 嬭恋村に住民登録があり、かつ65歳以上の方および障害者手帳をお持ちの方。</p> <p>内 容： 村が契約しているタクシー会社で利用できる助成券（1冊1,000円×50枚）を申請により5,000円で購入。</p> <p>問合せ：《未来創造課 企画係》 ㉞：0279-96-1257</p>

分類	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p><b>出産祝い事業</b></p> <p>対象者：草津町における出生者</p> <p>内 容： 出生届受理の際に品物を交付（現在は小型絵本）</p> <p>問合せ：《住民課》 TEL：0279-88-7192</p>
	<p><b>給食費の無料化</b></p> <p>対象者：3歳児以上の幼児・小中学生</p> <p>内 容： 認定こども園、小中学校児童生徒の給食費について無料化を実施。</p> <p>問合せ：《こどもみらい課》 TEL：0279-88-3738 《教育委員会》 TEL：0279-88-0005</p>
	<p><b>3歳児以上の保育料無償化</b></p> <p>対象者：3歳児以上の幼児</p> <p>内 容： 3歳児以上の入所児童について保育料を無償化とする。</p> <p>問合せ：《こどもみらい課》 TEL：0279-88-3738</p>
	<p><b>3歳未満児保育料軽減</b></p> <p>対象者：3歳未満の幼児</p> <p>内 容： 3歳未満の入所児童については3,000円を限度として、同一階層の3歳児保育料と同額まで保育料を軽減する。</p> <p>問合せ：《こどもみらい課》 TEL：0279-88-3738</p>
	<p><b>第2子以降保育料軽減</b></p> <p>対象者：2人以上の児童が入所している世帯</p> <p>内 容： 2人目以降の保育料を軽減する。 ・2人目 算定保育料×0.25 ・3人目以降 算定保育料×0.00（無料）</p> <p>問合せ：《こどもみらい課》 TEL：0279-88-3738</p>
	<p><b>第3子以降3歳未満児保育料免除</b></p> <p>対象者：第3子以降の3歳未満児</p> <p>内 容： 保育料を免除する。</p> <p>問合せ：《こどもみらい課》 TEL：0279-88-3738</p>
	<p><b>遠距離通園費補助</b></p> <p>対象者：一部地域から認定こども園に通園している児童</p> <p>内 容： 通園費を補助する。</p> <p>問合せ：《こどもみらい課》 TEL：0279-88-3738</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>遠距離通学費補助</b></p> <p>対象者：一部地域の小中学校児童生徒</p> <p>内 容：小中学生に対し一部地域からの通学費を補助する。</p> <p>問合せ：《教育委員会》 TEL：0279-88-0005</p>
	<p><b>高校生等就学費補助</b></p> <p>対象者：学校教育法に規定する高等学校（高等専門学校）、専修学校、特別支援学校高等部に就学する生徒</p> <p>内 容：高校生等に対し就学費の一部を年額40,000円補助する。</p> <p>問合せ：《教育委員会》 TEL：0279-88-0005</p>
	<p><b>子ども医療費の無料化</b></p> <p>対象者：出生から中学校卒業までの子ども</p> <p>内 容：医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施。（群馬県内の市町村で一律実施）</p> <p>問合せ：《福祉課》 TEL：0279-88-7189</p>
	<p><b>奨学金貸与</b></p> <p>対象者：経済的理由により修学困難な高等学校及び大学又はこれと同等程度の学校に修学する方</p> <p>内 容：経済的理由により就学困難なものに対して月額20,000円を上限に学資を貸与し教育の機会均等を図る。</p> <p>問合せ：《教育委員会》 TEL：0279-88-0005</p>
	<p><b>児童室(学童保育)</b></p> <p>対象者：小学校1年生から4年生までの児童</p> <p>内 容：放課後児童健全育成事業として、小学校1年生から4年生までの児童の預り事業を全額公費負担（おやつ代を除く）で実施。</p> <p>問合せ：《教育委員会》 TEL：0279-88-0005</p>
	<p><b>中学生学生服購入負担事業</b></p> <p>対象者：草津中学校に進学する小学校6年生</p> <p>内 容：中学生の学生服の購入について、半額を公費負担する。</p> <p>問合せ：《教育委員会》 TEL：0279-88-0005</p>

分類	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p><b>出産祝金支給</b></p> <p>対象者：(1) 出産した者またはその配偶者で、その出産児を養育する者 (2) 出産時前1年以上の期間引き続き本村に居住し、住民基本台帳法の規定により登録を有している者(本村において生活実態のない者を除く。) (3) (2)の要件を満たす配偶者、子(ら)と同居し、かつ、その出産児が小学校に入学するまでの期間ともに本村に住所を有し居住する者</p> <p>内 容： 出産時に出産祝金を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1子 200,000円</li> <li>・第2子 300,000円</li> <li>・第3子以上 500,000円</li> </ul> <p>問合せ：《保健みらい課 福祉係》 TEL: 0279-63-1311</p>
	<p><b>福祉無料入浴券</b></p> <p>対象者：高山村に住所を有する方</p> <p>内 容：村営温泉施設・道の駅等で利用できる無料券を配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・70歳未満 5枚 70歳以上 10枚</li> </ul> <p>問合せ：《保健みらい課 福祉係》 TEL: 0279-63-1311</p>
	<p><b>子ども医療費無料化</b></p> <p>対象者：中学校卒業までの子ども</p> <p>内 容：医療費(入院・外来ともに)の無料化 ※群馬県内の市町村で一律実施</p> <p>問合せ：《住民課》 TEL: 0279-63-2111 (内66)</p>
	<p><b>不妊治療費助成</b></p> <p>対象者：特定不妊治療(体外授精、顕微授精)を受けらた方</p> <p>内 容：不妊治療に要した本人負担額(県等の助成金額は控除)の半額を助成</p> <p>限度額：年額100,000円 助成期間：通算3年</p> <p>問合せ：《保健みらい課 保健係》 TEL: 0279-63-1311</p>
	<p><b>紙おむつ購入費用一部補助</b></p> <p>対象者：満1歳に満たない乳児を扶養する保護者</p> <p>内 容：乳児1人につき月額3,000円</p> <p>問合せ：《保健みらい課 福祉係》 TEL: 0279-63-1311</p>
	<p><b>各種任意予防接種費用一部補助</b></p> <p>対象者：・季節性インフルエンザ：妊婦、6カ月～高校生、65歳以上の方 ・ロタウイルス：生後6週0日～24週0日(または32週0日)の乳児 ・おたふくかぜ：1歳～4歳未満の幼児 ・風しん：妊娠予定の女性と夫(または妊婦の夫)</p> <p>内 容：&lt;助成額&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・季節性インフルエンザ：3,400円(65歳以上は自己負担1,000円控除した額)</li> <li>・ロタウイルス：半額</li> <li>・おたふくかぜ：全額</li> <li>・風しん：3,000円または5,000円</li> </ul> <p>問合せ：《保健みらい課 保健係》 TEL: 0279-63-1311</p>
	<p><b>乳幼児相談</b></p> <p>対象者：満1歳に満たない乳児を扶養する保護者</p> <p>内 容：計測等の健康状態の確認やベビーマッサージ、離乳室教室を実施 年4回実施(利用料無料)</p> <p>問合せ：《保健みらい課 福祉係》 TEL: 0279-63-1311</p>
	<p><b>育児教室</b></p> <p>対象者：</p> <p>内 容：【のびのびサークル】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1歳以上の未就園児を対象に、体を使った親子でリズム遊びなどを実施 年7～8回実施 午前10時～11時30分(参加費無料)</li> </ul> <p>【子育てサロン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世代の親子を対象に、遊具遊びなどを実施 毎月第2水曜日開催 午前10時30分～(利用料無料)</li> </ul> <p>問合せ：《保健みらい課 福祉係》 TEL: 0279-63-1311</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>子育て支援センター</b></p> <p>対象者：子育て世代の親子</p> <p>内 容：【保健福祉センター】          ・育児相談、子育て世代の交流の場、お試し保育          月～金曜日開催（祝日・年末年始除く） 午前9時30分～午後3時30分 （利用料無料）          【交流施設「和」】          ・子育て世代の交流の場、手作りおやつ提供          毎週火・木・土曜日開催（祝日・年末年始除く） 午前9時30分～午後4時30分          （利用料無料）          問合せ：《保健みらい課 福祉係》 TEL：0279-63-1311</p>
	<p><b>食育の推進(子どもから大人までの食育を推進)</b></p> <p>対象者：</p> <p>内 容：・おかあさんと一緒に食育教室（乳幼児）          プチ調理・食事マナーやあいさつ・食べることの大切さを学ぶ          年2回開催（参加費無料）          ・たのしい親子食育教室（小学生児童）          親子で料理づくり・郷土料理の伝承          年3回（夏休み）開催（参加費無料）          ・みんなで食べよう地場農産物（統一献立）          保育所・幼稚園・小学校・中学校・福祉施設等で実施          地場産物のみを使った給食を提供          年1回実施          ※一般の方も試食が可能（料金無料）          問合せ：《保健みらい課 保健係》 TEL：0279-63-1311</p>
	<p><b>保育所(通常保育・延長保育・一時預かり保育)</b></p> <p>対象者：8ヶ月～未就学児（昼間保護者等がない家庭）</p> <p>内 容：月～土曜日開所（祝日・年末年始除く） 午前7時30分～午後6時 利用料：無料</p> <p>問合せ：《高山保育所》 TEL：0279-63-2812</p>
	<p><b>保育所保育料の軽減</b></p> <p>対象者：高山村保育所を利用している方</p> <p>内 容：該当なし</p> <p>問合せ：《保健みらい課 福祉係》 TEL：0279-63-1311</p>
	<p><b>こども園保育料の減免</b></p> <p>対象者：たかやまこども園を利用している方</p> <p>内 容：保育料を減免          月額保育料 0円</p> <p>問合せ：《教育課 学校教育係》 TEL：0279-63-3046</p>
	<p><b>児童館(学童保育)</b></p> <p>対象者：昼間保護者等がない家庭の小学校児童</p> <p>内 容：月～土曜日開所（祝日・年末年始除く） 午前7時30分～午後6時 （利用料無料）          ※おやつ代として月額500円</p> <p>問合せ：《高山保育所》 TEL：0279-63-2812</p>
	<p><b>学校給食費補助</b></p> <p>対象者：</p> <p>内 容：学校給食費を2割補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こども園 2,880円（通常3,600円）</li> <li>・小学校 3,400円（通常4,250円）</li> <li>・中学校 3,960円（通常4,950円）</li> </ul> <p>問合せ：《教育課 学校給食センター》 TEL：0279-63-2811</p>
	<p><b>入学祝金支給</b></p> <p>対象者：高山村に住居登録されている児童生徒が小・中学校に入学するとき</p> <p>内 容：入学者1人につき20,000円</p> <p>問合せ：《教育課 学校教育係》 TEL：0279-63-3046</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<b>英語・漢字検定料補助</b> 対象者：小・中学校全学年 内 容：英語・漢字検定料を全額補助 ※各検定年3回まで 問合せ：《教育課 学校教育係》 ℡：0279-63-3046
	<b>要保護及び準要保護児童生徒就学援助</b> 対象者：経済的理由により小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者 内 容：就学経費を援助（学校用品、学校給食費等） 問合せ：《教育課 学校教育係》 ℡：0279-63-3046
	<b>特別支援教育就学奨励</b> 対象者：特別支援学級に就学する小・中学校児童生徒 内 容：就学経費を一部支給（学校用品・学校給食費等） 問合せ：《教育課 学校教育係》 ℡：0279-63-3046
	<b>特別支援学校児童生徒就学援助</b> 対象者：特別支援学校に就学する幼児・児童生徒 内 容：就学費として月額5,000円 助成期間：特別支援学校の幼稚部・小学部・中学部・高等部に在学する間 問合せ：《教育課 学校教育係》 ℡：0279-63-3046
	<b>高校生等就学費補助</b> 対象者：学校教育法に規定する高等学校（高等専門学校）、専修学校、特別支援学校高等部に就学する生徒 内 容：就学費として月額5,000円 助成期間：高等学校等に入学後、卒業するまで（3年間を限度） 問合せ：《教育課 学校教育係》 ℡：0279-63-3046
	<b>奨学金貸与</b> 対象者：経済的理由により修学困難な高等学校及び大学又はこれと同等程度の学校に修学する方 内 容：学資の貸与（無利子） ・高校生 月額30,000円以内 ・大学生等 月額70,000円以内 ※独立行政法人日本学生支援機構等の奨学制度との併用は不可 問合せ：《教育課 学校教育係》 ℡：0279-63-3046
	<b>特色ある教育【子ども教室の開催】</b> 対象者：小学生児童 内 容：・放課後子ども教室 毎週金曜日実施 ・おもしろ科学教室 年2回開催（参加費無料） ・星の村の水ロケット大会 年1回（8月）開催 問合せ：《教育課 社会教育係》 ℡：0279-63-3046
	<b>特色ある教育【一貫教育による英語教育】</b> 対象者： 内 容：【幼稚園】 ・ALTによる英語遊び 英語であいさつ・カード遊び、月1回実施  【小学校】 ・どよう英語クラブ（対象者：小学校1～6年生） 月1回（土曜日）開催（参加費無料） ・英検チャレンジ塾（対象者：小学校1～6年生） 月1回（土曜日）開催（参加費無料） ・中学校英語教諭による授業（小学校5・6年生） 英語課程導入に向けた支援  【中学校】 ・中学生英語塾（中学校1・2年生） 英語授業の学習支援・英会話レッスンを実施 月1～2回（月曜日）開催（参加費無料） ・英検チャレンジ塾（対象者：中学校1～3年生） 月1回（土曜日）開催（参加費無料） ・中学校海外派遣事業（村内に在村する中学校2年生希望者全員） オーストラリアに派遣 年1回（8月）実施 保護者から負担金を一部徴収 問合せ：《教育課 学校教育係・社会教育係》 ℡：0279-63-3046

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>多世代間の交流【交流施設「和」】</b></p> <p>対象者：子どもからお年寄りまで誰でも利用可          内容：多世代間における交流の場を提供          月～土曜日営業（祝日・年末年始除く） 午前9時30分～午後4時30分 （利用料無料）          ※村外の方は利用料100円、昼食を希望の方は食事代100円          問合せ：《保健みらい課 福祉係》 TEL：0279-63-1311</p>
住宅支援	<p><b>住宅用地の分譲</b></p> <p>対象者：          内容：若年層向け住宅用地を低価格で分譲（申込には条件があり選定委員会での承認が必要）          ・古屋団地 約120坪（坪単価10,000円）          ※国道145号線より1kmほどの高台で景観にめぐまれた農村地区          問合せ：《地域振興課 地域振興係》 TEL：0279-63-2111（内21）</p>
	<p><b>合併浄化槽設置費補助</b></p> <p>対象者：農業集落排水事業実施計画区域外で合併浄化槽を設置する方          内容：・新規に住宅を建築する場合          5人槽 279,000円+139,500円（上乗せ補助限度額）          6～7人槽 360,000円+180,000円（上乗せ補助限度額）          8人槽以上 477,000円+238,500円（上乗せ補助限度額）          ・既存住宅に合併浄化槽を設置する場合          5人槽 279,000円          6～7人槽 360,000円          8人槽以上 477,000円          問合せ：《建設課 上下水道係》 TEL：0279-63-2111（内51）</p>
	<p><b>住宅用太陽光発電補助</b></p> <p>対象者：居住する住宅に住宅用太陽光発電システムを設置する方          内容：設置費の一部を助成          ・1kWあたり70,000円（上限200,000円）          問合せ：《地域振興課》 TEL：0279-63-2111</p>
	<p><b>生ごみ処理機等購入補助</b></p> <p>対象者：          内容：電動生ごみ処理機          ・購入価格の2分の1（上限20,000円）          ※ディスプレイ方式は対象外          生ごみコンポスト容器          ・購入価格の2分の1（上限3,000円）          問合せ：《住民課》 TEL：0279-63-2111（内60）</p>
	<p><b>住宅リフォーム補助</b></p> <p>対象者：・高山村の住民基本台帳に登録されており、引き続き5年以上村内に生活基盤を置く意思がある方          ・高山村の住民基本台帳に登録されており、空家等に取得により村内に転居する場合は、転居の日から5年以上村内に生活基盤を置く意思がある方          ・空家等の取得により高山村に転入する場合は、高山村の住民基本台帳に登録された日から5年以上村内に生活基盤を置く意思がある方          内容：・工事金額200,000円（税込）以上の工事に対して20%の補助（上限500,000円）          ※施工業者は村内業者であること          ※他の制度による住宅改造・補修に係る助成を受けていないこと          ※世帯全員が市町村税及び使用料を完納していること          問合せ：《建設課 住宅係》 TEL：0279-63-2111（内52）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p><b>公営住宅の紹介</b></p> <p>対象者：（１）同居する家族がいる方（６０歳以上の場合は単身でも可能） 入居者世帯の総収入が政令で定められた基準の範囲内であること （２）同居する家族がいる方 入居者世帯の総収入が政令で定められた中位にあるもの （３）現に居住する小学生以下の子を扶養する方 入居者世帯の総収入が概ね年額３，０００，０００円以上であること 太陽光発電データを村に提供すること 等</p> <p>内 容：（１）住宅に困窮している比較的所得の低い人のための住宅 尻高団地 ６戸 尻高第２団地 １０戸 中山団地 ３０戸 ※家賃：月額１４，７００円～（所得に応じて） （２）中堅所得ファミリー向けの住宅 北之谷団地 １０戸 ※家賃：月額４１，０００円 （３）子育て世代向けの住宅 戸室第２団地 ９棟 ※家賃：月額４８，０００円 ※オール電化住宅（買電収入あり）</p> <p>問合せ： 《建設課 住宅係》 TEL：０２７９－６３－２１１１（内５２）</p>
	<p><b>空き家の紹介(空き家バンク)</b></p> <p>対象者：空き家を利用して高山村に移住を希望する方</p> <p>内 容：空き家などの賃貸・売却を希望する所有者の方が空き家バンクに登録し、空き家などの利用を希望する方に情報を提供 ※物件の交渉・契約等は不動産業者が仲介を行う</p> <p>問合せ：《地域振興課 地域振興係》 TEL：０２７９－６３－２１１１（内２４）</p>
農村体験・就農支援	<p><b>青年等就農計画認定事業</b></p> <p>対象者：新たに農業経営を営もうとする方（１８歳以上４５歳未満）、一定の要件を満たす方（４５歳以上６５才未満）で、就農計画を作成し認定を受けることを希望する方</p> <p>内 容：就農計画についての認定（農業次世代人材投資資金の給付要件となる） ※計画策定段階からのフォローアップ有り</p> <p>問合せ：《農林課 農政係》 TEL：０２７９－６３－２１１１（内４２）</p>
	<p><b>農業次世代人材投資事業</b></p> <p>対象者：独立・自営就農時の年齢が、原則５０歳未満で、農業経営者となることについての強い意欲を有している方</p> <p>内 容：経営開始直後青年就農者に対し給付金を支給 ・年額最高１，５００，０００円 ・最長就農後５年まで</p> <p>問合せ：《農林課 農政係》 TEL：０２７９－６３－２１１１（内４２）</p>
	<p><b>認定農業者農用地利用集積促進奨励金</b></p> <p>対象者：農地中間管理機構を活用して新たに利用権の設定を行った認定農業者</p> <p>内 容：借地権の存続期間に応じて奨励金を交付（１０aあたり） ・５年以上１０年未満 通年借地 ４，０００円 ・１０年以上 通年借地 ６，０００円</p> <p>問合せ：《農林課 農政係》 TEL：０２７９－６３－２１１１（内４２）</p>
	<p><b>強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金</b></p> <p>対象者：高山村人・農地プランに位置づけられた中心経営体または農地中間管理機構から貸借権の設定等を受けた方</p> <p>内 容：地域の担い手の育成・確保を推進するため、農業用機械・施設の導入支援</p> <p>問合せ：《農林課 農政係》 TEL：０２７９－６３－２１１１（内４２）</p>
	<p><b>パイプハウス貸付</b></p> <p>対象者：村内に住所を有する個人・団体で、今後１０年以上にわたって出荷・販売を目的とする農作物の栽培に取り組む見込みのある方</p> <p>内 容：村が購入したパイプハウスを構成するパイプ及びフィルムの貸付 貸付料：購入費用の６割を返済（無利子） 貸付期間：１０年</p> <p>問合せ：《農林課 農政係》 TEL：０２７９－６３－２１１１（内４２）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
就農支援・就業支援	<p><b>創業支援事業補助金</b></p> <p>対象者：村内で創業する事業者で給付要件を満たす事業者            内 容：各種経費の補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所開設支援事業（事業所等開設に要する経費）                雇用有り：2分の1以内 500,000円                雇用無し：2分の1以内 300,000円</li> <li>・事業所等賃借事業（事業所等の賃借に要する経費）                雇用有り：2分の1以内 月額50,000円                雇用無し：2分の1以内 月額30,000円</li> </ul> <p>対象期間：事業開始日から12ヵ月以内            ・雇用促進事業（事業所等の雇用促進を目的とする経費）                10分の1以内 月額50,000円                対象期間：事業開始日から12ヵ月以内</p> <p>問合せ：《地域振興課 地域振興係》 TEL：0279-63-2111（内20）</p>
	<p><b>創業支援事業資金利子補給</b></p> <p>対象者：新産業・起業家の創出を目指し、新規に独立開業をしようとする方            内 容：創業資金、設備資金等の融資を促進するための利子補給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利子補給金額                毎年1月1日から12月31日までの間の利子として金融機関に支払うべき利子算出に係る元本に対して年2.0%の利率で算出した額</li> <li>・補給期間（資金を借り入れた日から）                創業資金：6年以内                設備資金：8年以内</li> </ul> <p>問合せ：《地域振興課 地域振興係》 TEL：0279-63-2111（内20）</p>
	<p><b>6次産業推進事業補助金</b></p> <p>対象者：農業者、農業者の組織する団体            内 容：生産から加工及び販売等までを一括して行う事業に対し補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品の企画・開発に関する事業</li> <li>・販路の拡大に関する事業</li> <li>・農産物加工施設の新設及び改修等に関する事業</li> <li>・地域食材供給施設等の新設及び改修等に関する事業</li> <li>・農産物直売施設の新設及び改修等に関する事業</li> <li>・加工及び販売等に係る機械設備等の導入・整備等に関する事業</li> </ul> <p>※経費の2分の1以内 1事業あたり3,000,000円</p> <p>問合せ：《農林課 農政係》 TEL：0279-63-2111（内42）</p>
その他	<p><b>人間ドック健診費助成</b></p> <p>対象者：高山村に住所を有する方            内 容：・国民健康保険 上限30,000円            ・後期高齢 上限20,000円            ・社会保険 上限10,000円</p> <p>問合せ：《住民課》 TEL：0279-63-2111</p>
(新)	<p><b>移住・定住コーディネーター設置</b></p> <p>対象者：            内 容：移住希望者の方への相談支援、現地案内など専属のコーディネーターが移住・定住をバックアップします。            電話：050-3704-6204（8時30分～17時15分）</p> <p>問合せ：《地域振興課 地域振興係》 TEL：0279-63-2111（内24）</p>

分類	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p><b>出産祝金支給事業</b></p> <p>対象者：引き続き6ヶ月以上当町に住民登録をしている方が出産したとき</p> <p>内 容： 児童の誕生を祝福するとともに、児童の健全な育成に資することを目的として、祝金を支給 第1子：5万円 第2子：10万円 第3子以降：20万円</p> <p>問合せ：《保健福祉課 福祉係》 TEL：0279-68-2111</p>
	<p><b>小中学校入学祝金支給事業</b></p> <p>対象者：本町の住民基本台帳に記載されている者が小中学校等に入学したとき</p> <p>内 容：学校教育法に基づき設置された小学校及び特別支援学校の小学部又は法に基づき設置された中学校、特別支援学校の中学部及び中等教育学校の前期課程に入学する児童生徒の保護者に対し支給 ・小学校 入学者一人につき3万円の支給 ・中学校 入学者一人につき8万円の支給</p> <p>問合せ：《教育委員会 学校教育課》 TEL：0279-68-2111</p>
	<p><b>予防接種費用の各種支援事業</b></p> <p>対象者：</p> <p>内 容：以下の予防接種の費用を補助 ・おたふくかぜ（満1歳～就学前の子ども）全額補助 ・インフルエンザ（乳児～高校3年生相当の方及び妊婦の方）上限 3,500円 ・風しん（平成2年4月以前生まれの方）上限 単抗原3,000円／混合5,000円</p> <p>問合せ：《保健福祉課 保健センター》 TEL：0279-68-5021</p>
	<p><b>不妊治療費助成事業</b></p> <p>対象者：1年以上町内に居住する夫婦</p> <p>内 容：一般不妊治療（人工授精など）、特定不妊治療（体外受精・顕微授精など）にかかる費用の一部を助成。補助金額は、年度内100万円を上限。（県の助成を受ける場合は、その助成額を減じた額）</p> <p>問合せ：《保健福祉課 保健センター》 TEL：0279-68-5021</p>
	<p><b>安心出産・宿泊支援事業</b></p> <p>対象者：1年以上町内に居住する妊婦と付添者</p> <p>内 容：町外医療機関で出産する際に、出産予定医療機関近くの宿泊施設等で宿泊して待機する際の宿泊交通費の一部を補助。（産前・産後共に支給対象）</p> <p>問合せ：《保健福祉課 保健センター》 TEL：0279-68-5021</p>
	<p><b>子育て支援金支給事業</b></p> <p>(新) 対象者：4/2現在本町に住所を有する、年度内に1歳及び2歳に達する乳幼児を養育する保護者</p> <p>内 容：年度内に1歳及び2歳に達する乳幼児を養育する保護者に対して子育て支援金を支給し、子育て世代の経済的負担を軽減するとともに安心して子どもを産み・育てられる環境を整え、子育て世代の人口定着に繋げる。 ・1歳に達する年度：3万円/年 ・2歳に達する年度：3万円/年</p> <p>問合せ：《保健福祉課 福祉係》 TEL：0279-68-2111</p>
	<p><b>保育所(0～2歳児)保育料無料化の実施(第3子以降)</b></p> <p>対象者：1. 保護者と対象となる子どもの住民票が町にあること 2. 子どもを3人以上扶養していること ※町内の公立保育所に限らず、保育料の無料化の対象となる場合があります。</p> <p>内 容：3人以上のお子さんを扶養している家庭の経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てる環境作りを目的として実施。こども園(3～5歳児)については、令和元年10月から無償</p> <p>問合せ：《教育委員会 学校教育課》 TEL：0279-68-2111</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>遠距離幼児保育所通所費補助事業</b></p> <p>対象者：保育所通所距離が4km以上の幼児で4kmを超える部分の交通費及び交通機関の利用できない地域については、これに準じて算定した額を対象とする。また、町外の施設で通所により療育訓練などを受ける場合も対象</p> <p>内 容：広大な面積を有する農山村であり、通所範囲も広く、その通所方法及び経路においても困難を克服し通所しているため、これら遠距離通所児の通所費について、町がその一部を補助することにより、保護者の負担を軽減するとともに、幼児保育の円滑な運営に資することを目的とする。</p> <p>問合せ：《教育委員会 学校教育課》 TEL：0279-68-2111</p>
	<p><b>遠距離通学(園)費補助事業</b></p> <p>対象者：通学方法（バス、徒歩等）に応じて園及び学校ごとに定める補助対象区域から通学する幼児、児童及び生徒を対象とする。</p> <p>内 容：町立のこども園、小学校に通学(園)する遠距離通学幼児・児童及び生徒に対し、遠距離通学費補助金を支給し保護者負担の軽減を図る。</p> <p>問合せ：《教育委員会 学校教育課》 TEL：0279-68-2111</p>
	<p><b>給食費の無料化</b></p> <p>対象者：町外の学校等に就園・就学する園児・児童・生徒の保護者 園児・児童・生徒並びにその保護者が東吾妻町に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠を有している方</p> <p>内 容：中学校卒業までの給食費無料化を実施</p> <p>問合せ：《教育委員会 学校教育課》 TEL：0279-68-2111</p>
	<p><b>町外小中学校等給食費補助金交付事業</b></p> <p>対象者：町外の学校等に就園・就学する園児・児童・生徒の保護者 園児・児童・生徒並びにその保護者が東吾妻町に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠を有している方</p> <p>内 容：町内の学校等の給食費無料化に併せ、町外の学校等に就園・就学する子供の保護者が負担する学校給食費に対し、補助金を交付する。補助金額は、補助対象者が現に負担している給食費と町が定める給食費の納付年額を比較し、いずれか少ない方の金額</p> <p>問合せ：《教育委員会 学校教育課》 TEL：0279-68-2111</p>
	<p><b>子ども医療費無料化</b></p> <p>対象者：18歳年度末までの子ども</p> <p>内 容：医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施 *令和3年度より中学校卒業から18歳年度末まで町独自に延長</p> <p>問合せ：《保健福祉課 福祉係》 TEL：0279-68-2111</p>
	<p><b>高校生等通学定期代補助金交付事業</b></p> <p>対象者：学校教育法に定める高等学校、法に定める町外の小学校又は中学校もしくは中等教育学校に通学する児童・生徒の保護者。当該高校生等及び保護者がともに東吾妻町に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠を有している方</p> <p>内 容：通学定期券の購入金額を合算して1か月当たり5,000円以上となる場合に、超えた金額にかかわらず、1か月当たり1,000円の補助金を交付</p> <p>問合せ：《教育委員会 学校教育課》 TEL：0279-68-2111</p>
	<p><b>育英制度</b></p> <p>対象者：町に生活の拠点を有する高等学校及び大学又はこれと同等程度の学校に就学する方で日本学生支援機構その他の奨学制度により学資の給与・貸与を受けていない方</p> <p>内 容：経済的理由により就学するのが困難な方に、奨学金を無利子で貸与</p> <p>問合せ：《教育委員会 学校教育課》 TEL：0279-68-2111</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>英語検定及び漢字検定受験料補助事業</b></p> <p>対象者：町に生活の本拠を有する児童又は生徒が受験した場合、検定料を補助            内容：英語検定又は漢字検定それぞれの検定において、児童生徒1人につき当該年度内に1回とする。補助額は受験した級の額とする。            問合せ：《教育委員会 学校教育課》 TEL：0279-68-2111</p>
	<p><b>チャイルドシート等購入費補助金</b></p> <p>対象者：町内に住所を有する者（本町において生活実態のない者を除く。）で国土交通省の定める安全基準に適合するチャイルドシート等（中古品は除く。）を購入した者。（同一乳幼児等に対しての補助は1台限り）            内容：チャイルドシート等本体購入価格（消費税を含む。）に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数は切り捨てる。）を補助。            ・限度額：20,000円            問合せ：《総務課 安全対策係》 TEL：0279-68-2111</p>
住宅支援	<p><b>住宅新築改修等補助事業(住宅の新築・改修・修繕・増築等)</b></p> <p>対象者：・町内に建築された住居の所有者または使用者            ・町内に本社・本店を有する事業者に依頼して、自ら居住するための住宅の新築・改修・修繕・補修・増築工事を行う方            ・町税の滞納のない世帯に属している方            ・東吾妻町に住民登録を行っている方            内容：○補助対象工事            ・対象者が自ら居住するための主たる住宅の新築・改修・修繕・補修・増築工事で、その工事費用（補助対象事業費）が20万円以上であること            ・東吾妻町が行う他の補助制度などを受ける部分については補助金の交付対象とはしません。また、備品購入費は補助金の対象にはなりません            ○補助金の交付            ・補助金の交付額は、補助対象事業費の10%以内で、30万円を限度とします（千円未満切り捨）            ・補助金の交付は、同一年度に1回限り。（ただし、過去6ヶ月以内に本補助金の交付を受けていないこと）            問合せ：《まちづくり推進課 商工観光係》 TEL：0279-68-2111</p>
	<p><b>勤労者住宅建設資金利子補給(住宅の新築に関する融資等)</b></p> <p>対象者：町内に住宅を新築した勤労者で、その建設資金を融資機関（銀行・信用金庫・労働金庫・農業協同組合・生命保険会社・共済組合など）から借り入れた方            内容：○対象になる住宅：床面積の総数が240平方メートル（72坪）以下の専用住宅で、申請する勤労者の生活の本拠になっているもの            ○利子補給額：融資機関からの借入金のうち1年間に支払う利子に対して、最高10万円を補給します。交付の期間は1年です            問合せ：《まちづくり推進課 商工観光係》 TEL：0279-68-2111</p>
	<p><b>定住促進事業住宅取得奨励補助金</b></p> <p>対象者：40歳未満の人、またはどちらかが40歳未満の夫婦で下記の（1）～（3）に該当する人            （1）平成30年4月1日以降に、新築または中古住宅（空き家を含む）を取得すること（新築住宅の場合は着工日、中古住宅の場合は売買契約日とする）            （2）補助対象者および同一世帯者全員に町税の滞納がないこと（新規転入者においては、納付すべき市区町村民税などの滞納がないこと）            （3）定住する地区の行事に積極的に参加できる者            ※当該住宅の取得に、東吾妻町住宅新築改修等補助金の交付を受けた方は対象外となります。            内容：若者や若者夫婦世帯の定住促進などを図るため、新たに住宅を取得する経費の一部を補助します。補助金額は、下記の基本補助額と加算補助額の合計額とし、150万円を上限とします。            （1）基本補助額（千円未満切り捨）            ・新築住宅（町内業者が施工）…取得価格の1/20以内で上限100万円            ・新築住宅（町外業者が施工）…取得価格の1/40以内で上限50万円            ・中古住宅…取得価格の1/40以内で上限30万円            （2）加算補助額            ・子育て世帯…子ども1人につき20万円            ・夫婦のうちどちらかが、町内事業所に勤務…10万円            ・新規転入者…10万円            ・山村振興法に基づく、振興山村として指定されている地域に住宅を取得…10万円            ※子育て世帯：出生から15歳に達する日の属する年度の末日までの間にある子を扶養している世帯のこと            ※新規転入者：転入前3年以上ほかの市区町村に住民登録されている者で、平成30年4月1日以降に転入しようとする者            ※振興山村指定地域：旧東村、旧岩島村、旧坂上村            問合せ：《まちづくり推進課 地域振興係》 TEL：0279-68-2111</p>

分類	事業名（対象者・内容）
	<p><b>空き家バンク</b></p> <p>対象者：空き家を利用して本町に移住を希望する方</p> <p>内 容：空き家などの賃貸・売却を希望する所有者の方が空き家バンクに登録し、空き家などの利用を希望する方に情報を提供 ※物件の交渉・契約等は不動産業者が仲介を行う</p> <p>問合せ：《企画課 定住促進係》 TEL：0279-68-2111</p>
就業支援	<p><b>空き店舗利活用支援事業</b></p> <p>対象者：空き店舗を3年以上継続利用し、自ら運営する事業で昼間の営業が週4日以上であり、直接客が店舗に来る事業。</p> <p>内 容：空き店舗を商業施設等として利用する新規出店者に出店のための支援を行い、商店街のにぎやかさの創出と活性化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き店舗修繕支援 補助率2/3 上限 50万円</li> <li>・空き店舗賃貸料補助 補助率2/3 上限 月5万円（事業開始から3年間）</li> </ul> <p>問合せ：《まちづくり推進課 地域振興係》 TEL：0279-68-2111</p>
	<p><b>若者起業支援補助金交付事業</b></p> <p>対象者：40歳未満の者または40歳未満の者が新たに設立した法人</p> <p>内 容：若者が町内で町民の生活に直結するもの、町の活性化又は地域振興に資する起業に対して補助金を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1年目：補助対象経費の100分の50以内の額で、上限100万円</li> <li>2年目： " 100分の25以内の額で、上限50万円</li> <li>3年目： " 100分の13以内の額で、上限25万円</li> </ul> <p>問合せ：《まちづくり推進課 地域振興係》 TEL：0279-68-2111</p>
その他	<p><b>お試し移住事業</b></p> <p>対象者：町外に住む方で東吾妻町に移住・二地域居住を検討している方</p> <p>内 容：一定期間、町の気候風土および日常生活が体験できる機会を提供するため、お試し移住用住居を貸し出す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用期間：2泊3日</li> </ul> <p>問合せ：《企画課 定住促進係》 TEL：0279-68-2111</p>
	<p><b>移住サポーター設置事業</b></p> <p>対象者：本町に移住を考えている方</p> <p>内 容：移住サポーターが相談業務や現地案内など、移住・定住に関することについて総合的にバックアップします。</p> <p>問合せ：《企画課 定住促進係》 TEL：0279-68-2111</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>不妊治療費助成</b></p> <p>対象者：・不妊治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦 ・申請日の1年以上前から沼田市に住所を有する者 ・医療保険加入者 ・市税等の滞納をしていない者</p> <p>内 容：・限度額は年額10万円とする。 ・助成金の交付は、1年度につき1回とし、通算5回を限度とする。</p> <p>問合せ：《健康課 保健係》 TEL：0278-23-2111（内線3164）</p>
	<p><b>不育症治療費助成事業</b></p> <p>対象者：・不育症治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦 ・申請日の1年以上前から沼田市に住所を有する者 ・医療保険加入者 ・市税等の滞納をしていない者</p> <p>内 容：・助成する額は、不育症治療に要する本人負担額（各医療保険等で不育症治療に要する費用に対して給付がされた場合はその額を控除した額）の2分の1（1,000円未満は切り捨て）。 ・限度額は年額20万円。 ・助成回数は、夫婦1組に対して1年度につき1回とし、通算5回を限度とする。</p> <p>問合せ：《健康課 保健係》 TEL：0278-23-2111（内線3164）</p>
	<p><b>出産育児一時金支給</b></p> <p>対象者： 出産した国保被保険者の世帯主</p> <p>内 容： 出産1人に対して40万4千円を給付する。 産科医療保障制度加入機関での出産については1万6千円を加算する。</p> <p>問合せ：《国保年金課 国保係》 TEL：0278-23-2111（内線3136）</p>
	<p><b>子ども医療費支給</b></p> <p>対象者： 中学校卒業までの子ども</p> <p>内 容： 入院・外来全ての医療費を無料とする。</p> <p>問合せ：《国保年金課 医療年金係》 TEL：0278-23-2111（内線3136）</p>
	<p><b>第3子以降保育料・副食費無料</b></p> <p>対象者：・市内に住所を有する第3子以降の幼稚園・保育園・こども園の園児であること。 ・同一世帯で3人以上扶養していること。</p> <p>内 容： 公立私立ともに無料とする。</p> <p>問合せ：《子ども課 保育係》 TEL：0278-23-2111（内線3126）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>遠距離通学費援助</b></p> <p>対象者：・遠距離通学をしている児童生徒に通学費の一部を援助する。 （小学校4km以上、中学校6km以上）</p> <p>内 容：(1)公共交通機関（スクールバス含む）の利用が困難である児童生徒の保護者 支給金額：37円（旅費法に定める車賃）×距離×2（往復）×220日×1/3 (2)公共交通機関を利用して通学する児童生徒の保護者 支給金額：定期乗車券額×購入回数×1/3</p> <p>問合せ：《学校教育課 学校教育係》 TEL：0278-23-2111（内線3314）</p>
	<p><b>チャイルドシート購入費補助</b></p> <p>対象者：・市内に住所を有し、チャイルドシート購入日又は補助金申請日に1歳未満の乳児を養育していること。 ・市税等の滞納がないこと。</p> <p>内 容：安全基準を満たすチャイルドシートの購入価格の1/2（千円未満切捨、上限5千円）を補助する。</p> <p>問合せ：《子ども課 子育て支援係》 TEL：0278-23-2111（内線3123）</p>
	<p><b>奨学資金貸与</b></p> <p>対象者：・市内に住所を有する世帯の中で、大学、短大、高専、高校、中等教育学校の後期課程、専修学校に在学もしくは入学しようとする方 ・修学する力と熱意を持ち、心身ともに健康な方 ・経済的な理由で修学困難な方</p> <p>内 容：就学意欲をもつ学生又は生徒であって経済的理由により修学困難な方に対し学資を貸与する。 ・大学生、短大生 年額：600,000円（月額：50,000円） ・高校生、中等教育学校の後期課程、高等専門学校生、専修学校生 年額：240,000円（月額：20,000円）</p> <p>問合せ：《学校教育課 学校教育係》 TEL：0278-23-2111（内線3314）</p>
	<p><b>奨学資金給付</b></p> <p>対象者：大学等（学校教育法に規定されている大学（大学院を除く。）、短期大学、専修学校又は高等専門学校の4年生への進学を希望している者のうち、次の(1)から(6)までの全てに該当すること。 (1) 本市発展のために貢献する意欲のあるもの (2) 大学等の受験時に市内に住所を有する者で、大学等を卒業後、3年以内に本市に居住し、かつ、5年以上本市に居住する意思のあるもの (3) 市内に3年以上居住する者と生計を一にする者、又は沼田市教育委員会が同等と認めるもの (4) 奨学金の給付を受けようとする年度の前年度の3月31日現在において満30歳未満である者 (5) 学力優秀、品行方正である者 (6) 他の制度による奨学金その他これに類する資金の給付を受けていない者</p> <p>内 容：給付する奨学金の月額、10万円以内とする。 期間は、在学する大学等の正規の修業年限とし、4年を上限とする。</p> <p>問合せ：《学校教育課 学校教育係》 TEL：0278-23-2111（内線3314）</p>
農業体験・就農支援	<p><b>市民農園</b></p> <p>対象者：・沼田市内に在住する農業者以外の市民</p> <p>内 容：市民が農地を利用し、農作物の栽培を通じて自然に親しみ、農業に対する理解を深めるとともに、利用者同士がふれあい、交流を深めることを目的として貸付を行っています。 ・区 画：80区画（一区画あたり30㎡） ・使用料：5,500円/年(4/1～3/31) ・付属施設：水道・トイレ・休憩所・駐車場・農具等 ・申 込：随時</p> <p>問合せ：《農林課 農業振興係》 TEL：0278-23-2111（内線5015）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
	<p><b>田舎体験ツアー</b></p> <p>対象者： 沼田市外居住者</p> <p>内 容： 田舎体験ツアー 「スローフード編」 全5回の日程で、各回とも季節の食材を中心に、囲炉裏やかまどを使った田舎料理体験を行います。各回ごとに募集します。</p> <p>※このほかにも季節に応じたイベントを開催する予定ですので、ホームページをチェックしてください。</p> <p>問合せ： 《観光交流課 交流推進係》 TEL：0278-23-2111（内線5031）</p>
就業支援	<p><b>創業者融資信用保証料補助及び利子補給制度</b></p> <p>対 象： (1) 群馬県または日本政策金融公庫が実施する融資制度 ・群馬県創業者・再チャレンジ支援資金 ・新規開業資金、女性、若者／シニア起業家支援資金、若しくは新創業融資制度による資金（日本政策金融公庫） (2) 市内の金融機関が実施する上記（1）の創業資金の標準的な条件に準じるもの</p> <p>内 容： 創業者への支援として、創業時の借り入れにかかる信用保証料の全額補助と3年間の利子補給を行います。</p> <p>問合せ： 《産業振興課 産業振興係》 TEL：0278-23-2111（内線5002）</p> <p><b>ぬまた起業塾</b></p> <p>対 象： 沼田市内において、創業を志す者・創業後2年程度までの者・事業承継を予定している者・第二創業を検討している者。</p> <p>内 容： 実践的な起業の知識を習得できる場として、経営の基礎知識や成功事例の講義などのほか、ビジネスプラン作成を指導します。また、地元経済界との連携や塾生相互の交流を推進など、創業環境の整備を図ります。</p> <p>問合せ： 《産業振興課 産業振興係》 TEL：0278-23-2111（内線5003）</p>
その他	<p><b>移住促進トライアルハウス(ぬまた暮らしの家)</b></p> <p>対象者： 沼田市外にお住まいで沼田市への移住・二地域居住を検討している方</p> <p>内 容： 一定期間、沼田市の風土および日常生活が体験できる機会を提供するため、沼田市移住促進トライアルハウス(ぬまた暮らしの家)を貸し出す。 ・利用料：無料 ・利用期間：1泊2日～4泊5日</p> <p>問合せ： 《観光交流課 交流推進係》 TEL：0278-23-2111（内線5031）</p> <p><b>移住促進通勤費補助金</b></p> <p>対象者： ・沼田市に平成29年4月1日から令和5年3月31日までに転入（1年以内の再転入は除く）すること。 ・転入日に50歳未満であること（同居する配偶者でも可）。 ・上越新幹線上毛高原駅から通勤し、勤務地が群馬県外であること。 ・市税等を完納していること。</p> <p>内 容： 新幹線を利用して通勤する人に対し、予算の範囲内で新幹線定期券購入のための補助金を交付します。（1ヶ月あたり2万円を上限とします）</p> <p>問合せ： 《観光交流課 交流推進係》 TEL：0278-23-2111（内線5031）</p>

# 片品村

最終更新 : 2021/7/1

分類	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p><b>片品村出産祝金支給事業</b></p> <p>対象者：            内 容：第3子以上の出産に際し誕生を祝い、出産祝金（以下「祝金」という。）を支給することにより出産を奨励し、次代を担う児童の育成に寄与することを目的とする。            ○祝金の額は支給対象児1人につき30万円とする。            問合せ：《保健福祉課》 TEL：0278-58-2115</p>
	<p><b>片品村給食費補助制度</b></p> <p>対象者：            内 容：片品村立小学校または中学校に在籍している児童または生徒（以下、「在籍児童等」という。）の学校給食費の一部を免除することにより、保護者の負担を軽減するとともに少子化対策並びに子育て支援に資することを目的とするもの。具体的には2人以上の在籍児童等を扶養する保護者に対し、2人目以降に係る学校給食費の負担を免除するもの。            問合せ：《教育委員会事務局》 TEL：0278-58-2144</p>
	<p><b>片品村保育料補助制度</b></p> <p>対象者：            内 容：子育て中の保護者の負担を軽減し、安心して子どもを産み育てる環境整備をするための制度。2歳の誕生日の翌月以降保育料無料となりました（平成25年4月～）            問合せ：《保健福祉課》 TEL：0278-58-2115</p>
	<p><b>チャイルドシート購入補助制度</b></p> <p>対象者：片品村内に住所がある方で、1歳未満の乳児がいる方            内 容：チャイルドシートの購入を1万円上限で補助する制度。            問合せ：《保健福祉課》 TEL：0278-58-2115</p>
	<p><b>片品村不妊治療費助成事業</b></p> <p>対象者：            内 容：当該年度の不妊治療に要する本人負担額(国又は他の地方公共団体の助成金、その他の金銭の給付を受けることができる場合は、不妊治療費用の額から給付される額を控除した額)の7割を村が負担するもの。助成限度額は、夫婦一組当たり年度内合算して200万円。※助成期間限度はありません。            問合せ：《子育て世代包括支援センター》 TEL：0278-58-2142</p>
	<p><b>路線バス利用補助制度(片品村外通勤・高等学校等通学定期券購入補助金、片品村内路線バス運賃補助)</b></p> <p>対象者：(1)片品村に住所を有し、村内外へ通勤・通学する方            (2)片品村に住所を有し、片品村内の路線バスを利用する者            内 容：(1)定期券購入に補助を行う制度。通勤・通学の補助金額は、片品村内の停留所～尾瀬高校前停留所の定期運賃です。            (2)運賃補助する制度。片品村内のバス停留所～尾瀬高等学校前停留所までの運賃料金を無料で利用できます。            問合せ：《むらづくり観光課》 TEL：0278-58-2112</p>
	<p><b>片品村インフルエンザ予防接種費用補助事業</b></p> <p>対象者：生後6か月以上中学3年生以下乳幼児、児童又は生徒の保護者            内 容：生後6か月以上中学3年生以下の方が受ける季節性インフルエンザ予防接種の費用の全額を補助します。ただし、その総額(2回接種した場合は、2回分の合計額)が4,000円を超える場合は、4,000円を上限とします。            問合せ：《保健福祉課》 TEL：0278-58-2115</p>
	<p><b>片品村子ども医療費補助</b></p> <p>対象者：子ども【義務教育を終了する中学3年生まで(15歳3月31日)】            内 容：医療費を無料。子育て支援策の一環として実施。            問合せ：《保健福祉課》 TEL：0278-58-2115</p>

分類	事業名（対象者・内容）
	<p><b>片品村奨学金貸与制度</b></p> <p>対象者：国内に所在する文部科学省認可の短期大学以上の学校に入学又は在学する学生            内 容：保護者を通して奨学金（1人月額45,000円まで、無利子）を貸与する制度。            問合せ：《教育委員会事務局》 Tel：0278-58-2144</p>
住宅支援	<p><b>片品村空き家&amp;仕事バンク</b></p> <p>対象者：            内 容：平成29年4月からリニューアルオープンし、運用・管理しています。片品村の物件・仕事情報を村内外の方に知っていただくため、物件・仕事情報紹介サイトを開設しました。            問合せ：《むらづくり観光課》 Tel：0278-58-2112</p>
	<p><b>片品村定住促進家賃補助</b></p> <p>対象者：○補助対象者・対象外            本村に定住し借家等を借り上げ（親族が管理する借家は除く）家賃を支払う45歳以下の者（世帯主）。ただし、永住を前提に本村に住所を移してから3年未満で45歳以下の者（世帯主）。            対象外の方は公務員、公共住宅に住む者、税金等の滞納者等</p> <p>※定住→住民基本台帳に登録（外国人登録を含む）し、本村に生活基盤を有する者で、永住を前提に3年以上居住する見込みのある者（事業所の転勤や季節労働等により一時転出した者は除く）</p> <p>内 容：予算の範囲内において補助金を交付する。            ○補助金の額及び交付期間            1ヶ月当たりの補助金の額は、支払った家賃の月額3分の1以内の額（1万円を超える場合は1万円）とする。ただし算出した1ヶ月あたりの補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた1ヶ月当たりの補助金の額とする。補助金の交付対象となる期間は36ヶ月を限度とする。            問合せ：《むらづくり観光課》 Tel：0278-58-2112</p>
	<p><b>片品村住宅新築改修等補助制度</b></p> <p>対象者：・個人住宅及び併用住宅の新築、改修、修繕、補修又は増築工事である            ・施行業者は、片品村内に本社・本店を有する。            ・工事費用が20万円以上である。            ・併用住宅の工事は、個人住宅部分を対象とする。            ・令和3年4月1日以降に着工し、年度内に完了する工事とする。</p> <p>内 容：村民の居住環境の向上、村内商工業の活性化を図ることを目的として、村民のみなさんが自宅の新築・増築・改修工事などを行う場合の工事費用に対する補助制度。            ○補助の額            ・工事費（消費税除く。）10%以内で20万円を限度とする。            問合せ：《農林建設課》 Tel：0278-58-2113</p>
就業支援	<p><b>片品村起業支援事業補助金</b></p> <p>対象者：村内で新たに起業しようとする者または新たな産業等に取り組もうとしている者で、代表者が村内に住所を有し、村内に事業所を設置して5年以上継続して居住し、事業を行う見込みがある者</p> <p>内 容：各種経費の補助            ・事業所開設支援事業（事業所等開設に要する経費）            村内雇用者無し：2分の1以内 600,000円            村内雇用者有り：2分の1以内 900,000円            ・事業所等貸借事業（事業所等の貸借に要する経費）            村内雇用者無し：2分の1以内 月額50,000円            村内雇用者有り：2分の1以内 月額75,000円            対象期間：事業開始日から12ヵ月以内            ・雇用促進事業（事業所等の雇用促進を目的とする経費）            10分の10以内 月額75,000円            対象期間：事業開始日から12ヵ月以内            問合せ：《むらづくり観光課》 Tel：0278-58-2112</p>

分類	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p><b>子育て支援金事業</b></p> <p>対象者： ・支給時より6ヶ月以上前から本村に居住していること          ・出生時分については、村税等に滞納がないこと。          ・子どもとは、父又は母の前配偶者等との間に生まれた子どもで生計を一にしている者及び養子を含む。</p> <p>内 容： ・出生時（第1子100,000円、第2子200,000円、第3子・第4子300,000円、第5子1,000,000円）          ・小学校入学時 50,000円          ・中学校入学時 50,000円</p> <p>問合せ：《健康福祉課 福祉係》 TEL：0278-52-2111</p>
	<p><b>福祉医療制度</b></p> <p>対象者： 乳幼児及び中学校卒業までの児童          （中学校卒業の年の3月31日までの者）</p> <p>内 容： 医療費を無料。子育て支援策の一環として実施。</p> <p>問合せ：《健康福祉課 健康保険係》 TEL：0278-52-2111</p>
	<p><b>チャイルドシート貸し出し事業</b></p> <p>対象者： 川場村に住所を有する乳幼児を養育する保護者</p> <p>内 容： 原則1年以内          （在庫がある場合やその他特別な事情があると認められた場合には更新して貸し出し可能）貸し出し期間にかかわらず、毎年3月末に更新手続きをして頂く。          使用料：無料 ※返却時クリーニング必須</p> <p>問合せ：《総務課 総務係》 TEL：0278-52-2111</p>
	<p><b>高校生等通学定期券の購入費補助事業</b></p> <p>対象者： ・村内に住所を所有し、川場循環バス利用の定期券を購入して通学する高校生等          ・村税等に滞納がない世帯に属する者          ・村長が特に必要と認めた者</p> <p>内 容： 住所地の直近のバス停から沼田駅までの区間          定期券購入費の1/2補助</p> <p>問合せ：《むらづくり振興課 企画観光係》 TEL：0278-52-2111</p>
	<p><b>産後ケア事業</b></p> <p>対象者： 川場村に住所がある産後3か月未満のお母さんと赤ちゃんで          ・体調不良で回復に不安のある方          ・育児不安の高い方          ・産後に家族からの協力を得るのが難しい方          上記にかかわらず、村長が必要と認めた場合は利用可</p> <p>内 容： ・授乳や沐浴についての相談、指導          ・育児に関する相談・支援          ・お母さんのケア（乳房ケア、休息など）</p> <p>利用施設          利根中央病院 利用期間最大7日間（1泊2日：8,000円その後1日毎に4,000円増 ※食事つき）          小児医療センター 7日以内（1泊2日：8,000円 2泊3日：12,000円 3泊目から1泊ごと2,000円 日帰りは1回ごとに2,000円）</p> <p>問合せ：《健康福祉課 健康保険係》 TEL：0278-52-2111</p>
<p><b>不妊治療費助成事業</b></p> <p>対象者： ・法律上の婚姻関係にある夫婦          ・医師が不妊治療が必要であると判断した者          ・夫婦のいずれか又は、両方が、申請日の1年以上前から川場村に住所を有する者          ・医療保険の被保険者又は被扶養者          ・村税等の滞納をしていない者</p> <p>内 容： 当該年度内の不妊治療費自己負担額（医療保険の保険診療適用外の治療に限る）の1/2（千円未満切捨）群馬県の特定不妊治療支援事業の助成を受けた場合は、その助成額を差し引いた残額の1/2を助成助成額は、夫婦一組に対し一年度1回、上限10万円で通算5年間（5回）</p> <p>問合せ：《健康福祉課 健康保険係》 TEL：0278-52-2111</p>	

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p><b>住宅リフォーム助成事業</b></p> <p>対象者： ・村内に住民登録があり、対象住宅を所有していること。  ・世帯の中に村税及び使用料等を滞納している人がいないこと。  ・その他村が実施する住宅等の助成制度を利用していないこと。  ・住宅の機能や性能を維持又は向上させるために、修繕を行うこと。  ・村内施工業者により行われる工事であって、工事費が税込20万円以上であること。  ・併用住宅の場合は個人部分のみが対象。  ・本年度中に工事が完了し、報告書の提出が出来ること。  ・対象工事を行う住宅が村内にあること。</p> <p>内 容： 補助額 補助対象工事費用の10%（1,000円未満切り捨て）  補助額の上限 20万円</p> <p>問合せ： 《田園整備課 建設係》 TEL：0278-52-2111</p>
	<p><b>民間賃貸住宅家賃助成事業</b></p> <p>対象者： ①村内の民間賃貸住宅に、世帯全員が居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民登録を行っていること。  ②家賃が月額4万円以上であること。  ③同一世帯に住居手当の支給を受ける公務員がいないこと。  ④生活保護法(昭和25年法律第144号)による住宅扶助又は他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。  ⑤世帯全員に市区町村民税及び市区町村に納付すべき金銭に滞納がないこと。  ⑥地域社会貢献活動に参加すること。  ⑦川場村暴力団排除条例(平成24年川場村条例第16号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に該当する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する法人及び団体の構成員でないこと。  ⑧当該民間賃貸住宅の家賃を払っており、滞納がないこと。</p> <p>内 容： 補助金の額 家賃月額の25%で、1万5千円を限度。  補助金の交付期間 通算60月を限度。</p> <p>問合せ： 《むらづくり振興課 企画観光係》 TEL：0278-52-2111</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>保育料第2子以降無料化事業</b></p> <p>対象者： 本村に住所が有り、保育所等へ入所している第2子目以降の子ども。</p> <p>内 容： 第2子目以降の保育料の無料化。</p> <p>問合せ： 《保健福祉課 福祉係》 TEL：0278-24-5111（内131）</p>
	<p><b>子育て支援助成事業</b></p> <p>対象者： 本村に住所が有り、保育所等に児童を入所させている保護者。</p> <p>内 容： 保育料を完納した保護者に年間保育料の3割相当額を支給するもの。</p> <p>問合せ： 《保健福祉課 福祉係》 TEL：0278-24-5111（内131）</p>
	<p><b>おむつ等乳児日常生活用品購入費助成金事業</b></p> <p>対象者： 次に定めるすべての要件を満たした保護者。            ①2歳未満児を養育していること。            ②保護者及び対象乳児等が基準日（4月1日、10月1日）時点並びに支給決定時において本村の住民基本台帳に記載されていること。</p> <p>内 容： 対象乳児等の満2歳の誕生日の属する月まで、乳児等1人につき月額4,000を助成。</p> <p>問合せ： 《保健福祉課 福祉係》 TEL：0278-24-5111（内131）</p>
	<p><b>あかちゃん誕生祝金等支給事業</b></p> <p>対象者： 次のいずれにも該当する者。            ①誕生した児を出産した者とその配偶者で引き続き村に居住する者。            ②誕生した児及び出産した者とその配偶者が本村の住民基本台帳に記載されている者。</p> <p>内 容： 対象児1人につき10万円を支給。</p> <p>問合せ： 《保健福祉課 健康係》 TEL：0278-24-5111（内132）</p>
	<p><b>小中学校給食費一部補助</b></p> <p>対象者： 村内小学校または中学校に在籍している児童または生徒の保護者。</p> <p>内 容： 学校給食費の一部補助。</p> <p>問合せ： 《給食センター》 TEL：0278-24-6210</p>
	<p><b>昭和村立小中学校児童生徒の遠距離等通学費補助事業</b></p> <p>対象者： 本村に住所が有り、昭和村立小中学校に通学する児童生徒のうち、一定の距離以上から通学するもの。</p> <p>内 容： 自宅から学校までの通学距離に応じて補助金を支給するもの。また、路線バスを利用した場合にも定められた基準により支給する。</p> <p>問合せ： 《教育委員会事務局 学校教育係》 TEL：0278-24-5120</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅 支援	<p><b>空き家バンク</b></p> <p>対象者： 村内への定住等を目的とした閲覧申請者に対し、情報を提供するもの。</p> <p>内 容： 個人が住居を目的とした現に居住していない村内に存在する建物及び敷地等を登録し、村内への定住等を目的とした閲覧申請者に閲覧させるもの。</p> <p>問合せ： 《企画課 広報統計係》 TEL：0278-24-5111（内141）</p>
	<p><b>昭和村住宅リフォーム補助金制度</b></p> <p>対象者： ①昭和村に住民登録があり、対象住宅を所有している方。 ②住宅所有者及び全世帯員に村税等の滞納がない方。 ③工事について、村の他の助成制度等を受けない方。</p> <p>内 容： 村民の住環境の向上を図るために行う住宅の修繕、改築、増築等のリフォーム工事費用に対して補助を行うもの。</p> <p>問合せ： 《建設課整備係》 TEL：0278-24-5111（内161）</p>
	<p><b>昭和村定住に伴う新築住宅建設補助金制度</b></p> <p>対象者： ①世帯責任者（主として世帯の生計を維持している者）による申請で、配偶者を有していること。 ②世帯責任者が所有し、家族との住居を目的に新たに建設された住宅であること。 ③世帯全員が住民基本台帳に記載されていること。 ④新築住宅の総床面積が50平方メートル以上200平方メートル未満であること。 ⑤その世帯員に村税等の滞納がないこと。 ⑥申請者が新築住宅の引き渡しを受けた日において、45歳以下であること。 ⑦本村に10年以上定住すること。 ⑧簡易水道事業、農業集落排水事業（戸別浄化槽事業）に世帯責任者名義で加入していること。（母屋等からの分岐・接続は認められません。） ⑨昭和村景観条例に申請し、適合通知を受けていること。</p> <p>内 容： 昭和村に定住することを目的として村内に新築住宅を建設する者に対し補助を行うもの。</p> <p>問合せ： 《建設課 整備係》 TEL：0278-24-5111（内161）</p>
	<p><b>昭和村借上賃貸住宅事業</b></p> <p>対象者： 昭和村借上賃貸住宅事業において、借上賃貸住宅建て主決定通知書の交付を受けた賃貸住宅に入居している入居者。</p> <p>内 容： 入居者の家賃負担の軽減を図るため、入居者に対し家賃助成をするもの。</p> <p>問合せ： 《企画課 広報統計係》 TEL：0278-24-5111（内141）</p>
	<p><b>昭和村結婚新生活支援事業</b></p> <p>対象者： ①H31.1.1からR4.3.31までに婚姻届を提出し受理された世帯 ②夫婦の所得を合計した金額が400万円未満である世帯 ③夫婦共に婚姻時における年齢が39歳以下の世帯 ほか</p> <p>内 容： 結婚し、昭和村で新生活を始める方の住居費や引っ越し費用を補助するもの。</p> <p>問合せ： 《企画課 地域振興係》 TEL：0278-24-5111（内141）</p>
	農村 体験 ・ 就農 支援

分類	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p><b>出産祝金支給事業</b></p> <p>対象者：子の誕生日において6ヶ月以上みなかみ町の住民である父または母に支給します。</p> <p>内 容：次代を担う子どもの健全な育成と福祉の増進を図ることを目的として祝金を贈る制度です。</p> <p>第1子 7万円 第2子 7万円 第3子 15万円</p> <p>問合せ：《子育て健康課 子育て支援係》 TEL：0278-25-5009</p>
	<p><b>入学支援金支給事業</b></p> <p>対象者：町内に住所を有し、小中学校等に入学する児童等の保護者に支給します。</p> <p>内 容：子育て家庭の支援及び児童等の健全育成を図ることを目的として、児童等の保護者に対して入学支援金を贈る制度です。</p> <p>小学校入学 2万円の商品券 中学校入学 4万円の商品券</p> <p>問合せ：《子育て健康課 子育て支援係》 TEL：0278-25-5009</p>
	<p><b>要保護・準要保護児童生徒就学援助費支給事業</b></p> <p>対象者：町立小中学校に通学し、経済的な理由で就学が困難と認められる児童生徒に支給します。</p> <p>内 容：経済的な理由によって就学が困難な児童生徒について、学用品費・給食費など学校生活に必要な経費を援助軽減する制度。</p> <p>問合せ：《学校教育課 学校教育係》 TEL：0278-25-5024</p>
	<p><b>保育所第3子以降3歳未満児保育料免除事業</b></p> <p>対象者：保育園等に入園している保育認定児童第3子以降3歳未満児の保護者が対象です。</p> <p>内 容：子育てしやすい環境づくり及び仕事と子育ての両立支援を目的として、第3子以降3歳未満児の保育料を無料化する制度です。</p> <p>問合せ：《子育て健康課 子育て支援係》 TEL：0278-25-5009</p>
	<p><b>実費徴収に係る補足給付を行う事業</b></p> <p>対象者：公立・私立のこども園等に就園している生活保護世帯等の園児の保護者が対象です。</p> <p>内 容：経済的な理由によって就園が困難な児童について教材費、行事費など園生活に必要な経費を補助する制度です。</p> <p>問合せ：《子育て健康課 子育て支援係》 TEL：0278-25-5009</p>
	<p><b>遠距離通学費助成事業</b></p> <p>対象者：スクールバスを利用していない、指定区域内に居住する児童生徒の保護者が対象です。</p> <p>内 容：安全・安心に通学をすることができ、通学距離による保護者の負担の格差を解消するため、通学費の一部を助成する制度。</p> <p>問合せ：《学校教育課 学校教育係》 TEL：0278-62-2275</p>
	<p><b>子どもや障害者などの医療費の無料化(福祉医療費支給事業)</b></p> <p>対象者：①子ども：中学校卒業までの子(入院の場合は高校生世代まで) ②重度心身障害者 ③母(父)子家庭：所得税非課税で18歳年度末までの子と扶養している配偶者のいない女子または男子。</p> <p>内 容：子ども・重度心身障害者・母(父)子家庭に対し、医療機関で受診したときの医療費の自己負担分を支給する制度です。</p> <p>問合せ：《町民福祉課 窓口・医療係》 TEL：0278-25-5010</p>
	<p><b>実用英語技能検定(英検)検定料補助制度</b></p> <p>対象者：検定料の全額を負担して英検を受検した町内に住所を有する小中学生の保護者</p> <p>内 容：実用英語技能検定(英検)検定(公益財団法人日本語英語検定協会が実施)の検定料の半額を支給する制度です。</p> <p>問合せ：《学校教育課 学校教育係》 TEL：0278-25-5024</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p><b>住宅新築増改築・取得へ補助金支給(子育て家庭等住宅整備補助金交付事業)</b></p> <p>対象者： 町に住所を有する方、又は整備完了後から6か月以内に住民となる方で、次の各号のいずれにも該当する方が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生までの子育て家庭、又は妊婦がいる世帯の方、または婚姻届提出後3年以内かつ夫婦の年齢の合計が100歳未満の世帯の方。</li> <li>・住宅整備後、町内に3年以上居住する方。</li> <li>・町税等の滞納のない世帯に属する方。</li> <li>・他の補助制度等を受けないこと。</li> </ul> <p>内 容： 子育て家庭の住環境の整備に対し補助する制度です。1件あたり100万円または補助対象経費の10%のいずれか低い額を助成します。ただし、町外施行業者が工事を行う場合は1件あたり60万円又は補助対象経費の6%のいずれか低い額の助成となります。（町内施行業者が下請けで入った場合は前者の額となります。）</p> <p>問合せ： 《子育て健康課 子育て支援係》 TEL：0278-25-5009</p>
	<p><b>住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付事業</b></p> <p>対象者： 一定の要件を満たす町に住所を有する方が、当該設備を自宅に設置する場合に助成します。</p> <p>内 容： 省エネルギー設備の普及を促進し、家庭から排出される温室効果ガスの排出の抑制を図るため、①住宅用太陽光発電設備②高効率給湯設備③太陽熱温水器の設置等にかかる費用を補助する制度です。</p> <p>問合せ： 《生活水道課 環境政策室》 TEL：0278-25-5003</p>
	<p><b>生ゴミ処理容器等購入補助金交付事業</b></p> <p>対象者： 一定の要件を満たす町に住所を有する方が、生ゴミ処理容器等を購入場合に助成します。</p> <p>内 容： 家庭から排出される生ゴミの自己処理を行い、ごみの減量化及び再資源化の促進を図る制度です。一容器につき上限額5万円または購入に要した価格の4/5のいずれか低い額を助成します。</p> <p>問合せ： 《生活水道課 環境政策室》 TEL：0278-25-5003</p>
	<p><b>住宅用地の分譲(うらのの郷販売促進事業)</b></p> <p>対象者：</p> <p>内 容： ○うらのの郷住宅用地分譲中 自然に恵まれたみなかみ町では、町内で湧き出る豊富な温泉があります。また、年間を通してアウトドアスポーツなどの体験型観光なども楽しめます。</p> <p>問合せ： 《みなかみ町土地開発公社》 TEL：0278-25-5030</p>
	<p><b>町営住宅への入居(町営住宅運営事業)</b></p> <p>対象者：</p> <p>内 容： ○みなかみ町公営住宅 全46棟 戸数521戸 入居申し込み要件があり、家賃は建物の建築年次等によって異なります。駐車場あり。</p> <p>問合せ： 《群馬県住宅供給公社みなかみ支所》 TEL：0278-25-8423</p>
	<p><b>空き家バンク</b></p> <p>対象者： みなかみ町内で暮らしたい方（土地・建物を買いたい方・借りたい方、売りたい方・貸したい方）</p> <p>内 容： みなかみ町で暮らし続けたい方やみなかみ町内への移住を支援するため、町内にある空き家・空き地物件の情報をホームページ等で提供しています。</p> <p>問合せ： 《観光商工課 移住・交流推進係》 TEL：0278-25-5028</p>
	<p><b>空き家等活用促進事業</b></p> <p>対象者： 空き家バンクに登録された物件をみなかみ町に定住のため賃借する方又は購入する方で、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みなかみ町に住民登録されている夫婦（年齢の合計が90歳未満）</li> <li>・みなかみ町に転入した方</li> </ul> <p>内 容： 賃借及び購入等にかかる費用の一部を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家等の月額賃借費用の1/4（上限額有、土地のみは不可）</li> <li>・空き家等購入費用及び改修等費用1/10（上限額有、家財道具処分費用を含む）</li> </ul> <p>問合せ： 《観光商工課 移住・交流推進係》 TEL：0278-25-5028</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p><b>住宅新築改修等補助金</b></p> <p>対象者：次の各号のすべてを満たす方が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) みなかみ町に住民登録を行っている方。</li> <li>(2) 町内に建築された個人住宅及び併用住宅の所有者または町内に新築を予定している個人住宅及び併用住宅の建築主である方。</li> <li>(3) 町税等の滞納のない世帯に属している方。</li> <li>(4) 当該工事について他の補助制度等を受けていない方。ただし、他の補助金制度等の対象外となる工事は補助対象とする。</li> <li>(5) 個人住宅及び併用住宅の新築、改修、修繕、補修または増築工事をする方。</li> <li>(6) 町内に本社または本店を有する工事事業者を利用する方。</li> <li>(7) 工事費用が20万円以上であること。</li> </ol> <p>内容：町民の住環境の向上を図るとともに、町内商工業の活性化に資するため、住宅の新築・改修等の費用を補助する制度です。1件あたり20万円または補助対象経費の10%（千円未満は切り捨て）のいずれか低い額を助成します。</p> <p>問合せ：《観光商工課 商工振興係》 TEL：0278-25-5018</p>
	<p><b>薪ストーブ等購入費補助制度</b></p> <p>対象者：・町内に住所を有し、かつ居住している者または町内に本店、営業所または事業所を有する法人等で、適正に維持管理ができる者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該補助金の交付を一度も受けていないこと</li> <li>・町税等を滞納していないこと</li> <li>・他の補助制度等を受けないこと</li> </ul> <p>内容：薪ストーブ等本体(煙突を含む)を購入する経費(ただし、一基分の経費に限る)補助する制度です。購入経費の1/2以内(千円未満切り捨て)、補助金の最高額は20万円(40万円以上の購入に対する補助は一律20万円)</p> <p>問合せ：《農林課 林業振興係》 TEL：0278-25-8228</p>
移住・定住支援	<p><b>新幹線通勤費補助金</b></p> <p>対象者：次のいずれかに該当する場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成31年4月1日以降に本町に転入した方</li> <li>(2) 町内に新築住宅を購入し、住まわれる方</li> <li>(3) 町内に中古住宅を購入し、住まわれる方</li> <li>(4) 町内に賃貸住宅を契約し、住まわれる方</li> <li>(5) 申請者または同居する配偶者のいずれかの年齢が40歳未満の方</li> <li>(6) 中学生以下の子供を養育している方</li> <li>(7) 世帯全員に町税及び国民健康保険税の滞納がないこと</li> <li>(8) 世帯全員がみなかみ町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない者</li> </ol> <p>内容：本町への移住を促進し、定住人口の増加を図るため、本町へ転入し、新幹線を利用して群馬県外へ通勤するものに対し、補助金を交付する。</p> <p>上限額 3万円…(1)、(2)または(3)、(5)または(6)、(7)、(8)  上限額 2万円…(1)、(4)、(5)または(6)、(7)、(8)  上限額 1万円…(2)または(3)、(7)、(8)</p> <p>問合せ：《観光商工課 移住・交流推進係》 TEL：0278-25-5028</p>
	<p><b>大学生等新幹線通学費補助金</b></p> <p>対象者：次のいずれかに該当する場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本町の住民基本台帳に登録されている方(高等学校を卒業した年度の末日以前3年以上継続して本町に居住していること)</li> <li>(2) 学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校に通学している方</li> <li>(3) 世帯全員に町税及び国民健康保険税の滞納がないこと</li> <li>(4) 世帯全員がみなかみ町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない</li> </ol> <p>内容：大学等への進学を契機とする町外転出を抑制し、地域に暮らし続けることにより地域活動等への参加を促進し、地域の担い手となる者を育むため、町内から群馬県外の大学等に新幹線で通学する学生に対し、交付する。また、通学費補助金を受けた学生が卒業した後も本町に定住しながら働き続けることを応援するため、10年間にわたりみなかみ町定住応援奨励金を交付する。</p> <p>上限額 2万円(定期券の1/4)…(1)、(2)、(3)、(4)</p> <p>問合せ：《観光商工課 移住・交流推進係》 TEL：0278-25-5028</p>

分類	事業名（対象者・内容）
移住・定住支援	<p><b>移住支援補助金</b></p> <p>(新) 対象者： 次のいずれかに該当する場合。  (1)平成31年4月26日以降に本町に転入した方  (2)東京23区に5年以上在住・在勤している方又は東京圏(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県)の条件不利地域以外に在住し東京23区へ5年以上通勤した方  (3)群馬県が開設・運営する求人サイト「マッチングサイト」に掲載された対象求人枠に応募して採用された方または起業された方または東京の仕事を変えずにテレワーク移住された方等</p> <p>内 容： 国が「東京一極集中の是正」及び「地方の担い手不足の解消」を狙いとして策定した「わくわく地方生活実現政策パッケージ」に則り、地方創生推進交付金を活用して、中小企業と求職者のマッチング支援を行うとともに、これらの制度による就業者が東京圏からの移住者であった場合、移住支援金も支給する。平成31年度当初では、全国37道府県が事業実施。群馬県では全35市町村が事業実施する。  ○交付金額：2人以上の世帯 1,000千円(定額給付)  単身世帯 600千円(定額給付)</p> <p>問合せ：《観光商工課 移住・交流推進係》 TEL：0278-25-5028</p>
	<p><b>移住・テレワークに係るレンタカー借上料補助金</b></p> <p>(新) 対象者： (1) 町外に住所がある者  (2) 本町への移住検のための視察またはテレワークおよびワーケーションを目的としたテレワーク施設を利用する者</p> <p>内 容： 本町への移住検討・テレワーク目的にレンタカーを使用した場合、1回当たり1日3,000円、最大3日間。</p> <p>問合せ：《観光商工課 移住・交流推進係》 TEL：0278-25-5028</p>
就業支援	<p><b>起業支援事業</b></p> <p>対象者： 町内で起業する方のうち次のいずれにも該当する場合です。  (1) 代表者又は1名以上の従業員が町内に住所を有すること  (2) 町内に事業所を設置し5年以上継続して事業を行う見込みがあること  (3) 町内に住所を有している者を新規で1年以上雇用する見込みがあること</p> <p>内 容： みなかみ町内に事業所を設置等して事業を開始する場合に、かかる経費の一部を助成します。  (1) 事業所等開設に要する経費への補助(補助率1/2以内、上限100万円)  (2) 事業所等の賃借に要する経費への補助(補助率1/2以内、月上限5万円、期間12ヶ月)  (3) 人件費補助(補助率10/10以内月上限5万円、期間12ヶ月)  ※上記(1)～(3)は組み合わせにより100万円まで補助可能。  ※新規雇用者が雇用保険に加入できない場合、各補助上限を1/2とし、(1)～(3)の合計で50万円上限とする。  ※新規雇用者がいない場合、人件費補助は対象外。その他の補助上限は1/3とし、(1)～(3)の合計で30万円上限とする。</p> <p>問合せ：《観光商工課 商工振興係》 TEL：0278-25-5018</p>
	<p><b>ローカルベンチャー創出・育成・ステップアップ支援事業</b></p> <p>対象者： ・町内外で本町での起業を検討している方  ・都心で働きながら二拠点生活をしたい方  ・本町で副業を始めたい方  ・本町で仕事を見つけて移住したい方など</p> <p>内 容： 地方では実際にどのような地域資源があるか、地域住民との交流から新たな仕事生まれることがあります。そのため、本町で仕事をつくるためのプログラムに参加することで地域資源に触れたり、地域住民と交流することで地方起業の具体的なプランづくりや新たなコミュニティを構築するため、伴走型の支援を行います。</p> <p>問合せ：《総合戦略課 戦略推進係》 TEL：0278-25-5004</p>
農業体験・就農支援	<p><b>真沢ファーム交流施設</b></p> <p>対象者：</p> <p>内 容： ○農業体験希望者のご参加をお待ちしております。  昔ながらの棚田や段々畑で安心安全なお米や野菜を作ってみませんか。作業は経験豊富な地元農家の指導をいただけます。田んぼと畑の年間契約者募集中です。</p> <p>問合せ：《観光商工課 商工振興係》 TEL：0278-25-5018</p>

分類	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p><b>桐生ならではの特色ある教育</b></p> <p>対象者：            内 容： (1) サイエンスドクター事業(群馬大学理工学府の院生を中学校等へ派遣)            (2) 織物体験事業(伝統文化である織物を授業で体験)            (3) 未来創生塾(産・学・官・民が連携して実施する特別教育プログラム)            (4) 黒保根町国際理解推進事業(東京にある西町インターナショナルスクールとの交流や、外国人講師による保育園から小・中学校まで一貫した英会話活動を実施)</p> <p>問合せ： (1) 《教育支援室 教育支援係》 TEL：0277-46-1111 (内線688)            (2) 《学校教育課 指導係》 TEL：0277-46-1111 (内線647)            (3) 《生涯学習課 社会教育係》 TEL：0277-46-1111 (内線651)            (4) 《生涯学習課 黒保根公民館》 TEL：0277-96-2501</p>
	<p><b>第3子以降給食費補助事業(小・中学校)</b></p> <p>対象者： 第3子以降の小・中学生            内 容： 市内公立小・中学校における第3子以降の給食費の無償化            私立等小・中学校における第3子以降の給食費の補助金</p> <p>問合せ： 《教育委員会教育部総務課 学校給食中央共同調理場》 TEL：0277-45-0003</p>
	<p><b>保育園・認定こども園保育料無料化事業 【第3子以降保育料無料化】</b></p> <p>対象者： 第3子以降の保育園・認定こども園園児            内 容： 保育園・認定こども園における第3子以降の保育料の無料化</p> <p>問合せ： 《子育て支援課 園児サービス係》 TEL：0277-47-1152</p>
	<p><b>地域子育て支援センター【子育て支援センター】</b></p> <p>対象者： 子どもを養育している家庭            内 容： 市内に11ヶ所の支援センターを設置し、子育て中の親子が交流できる場の提供や交流の促進、育児相談、地域の子育て関連情報の提供を実施</p> <p>問合せ： 《子育て相談課 子育て支援センター》 TEL：0277-46-5031</p>
	<p><b>放課後児童健全育成事業【放課後児童クラブ】</b></p> <p>対象者： 仕事等で保護者が昼間家庭にいない小学生(6年生まで受入可)            内 容： 市内すべての小学校において、放課後から19時まで、学校の余裕教室などを利用し、遊びや生活の場を提供。第3子以降の保育料無料。</p> <p>問合せ： 《子育て支援課 子育て支援係》 TEL：0277-47-1152</p>
	<p><b>ファミリーサポートセンター事業</b></p> <p>対象者： 桐生市・みどり市に在住・在勤・在学の方で、手助けを必要とする方            内 容： 育児支援(0歳～小学校6年生まで)            ・保育園、認定こども園、幼稚園、小学校の登園登校前又は降園下校後の子どもの預かり            ・病児、病後児の預かりや保育施設までの送迎 など            介護支援            ・食事の準備や後片付け            ・買い物や薬の受け取り代行 など            利用料            1時間あたり(1人につき)700円から1,600円です。            利用日時などによって異なります。            ※利用料の助成有り</p> <p>問合せ： 《子育て支援課 子育て支援係》 TEL：0277-47-1152</p>
	<p><b>屋内遊戯場「キノピーランド」</b></p> <p>対象者： 0歳～小学校6年生まで(保護者同伴)            内容： 天候に左右されることなく子どもと保護者が交流しながら遊ぶことができる施設です。相談スタッフが常駐し、子育ての悩みを相談できます。            定員 70人程度            ※保護者1人につき子ども3人まで入場可            利用時間 平日9：20～17：05までの5区分(1区分75分)            土日10：15～15：45までの4区分(1区分75分)            利用料 子ども1人1区分につき100円(保護者無料)            休場日 毎週水曜日、祝日、年末年始            ※新型コロナウイルス感染症等の状況により変更等する場合があります。            最新の状況は桐生市のホームページでご確認ください。</p> <p>問合せ： 《子育て相談課 子育て支援センター》 TEL：0277-46-5031</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>奨学資金貸与</b></p> <p>対象者： 桐生市に住所を有する世帯の中で、就学意欲を持つ学生又は生徒であって経済的理由により修学困難な方（大学、短大、高専、高校、専修学校（修学年数2年以上の高等専修学校及び専門学校）に在学もしくは入学しようとする方）</p> <p>内 容： 就学意欲を持つ学生又は生徒であって経済的理由により修学困難な方に対して奨学金を貸与（金額は年額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学生：408,000円</li> <li>・短大生：300,000円</li> <li>・高校生：96,000円</li> <li>・専修学校生（専門課程）：300,000円</li> <li>・専修学校生（高等過程）：96,000円</li> <li>・高等専門学校生：180,000円</li> </ul> <p>※専修学校生（専門課程及び高等過程）：修学年数2年以上</p> <p>問合せ：《教育委員会教育部総務課 庶務係》 ☎：0277-46-1111（内線643）</p>
	<p><b>子ども医療費無料化</b></p> <p>対象者： 中学校卒業までの子ども</p> <p>内 容： 医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施（群馬県内の市町村で一律実施）</p> <p>問合せ：《医療保険課 医療助成係》 ☎：0277-46-1111（内線260）</p>
	<p><b>不妊治療費助成事業</b></p> <p>対象者： 不妊治療を行っていて次のいずれにも該当する夫婦</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夫か妻の一方又は両方が申請日の1年以上前から桐生市に住所を有する</li> <li>・医療保険に加入している</li> <li>・市税及び国保税の滞納がない</li> </ul> <p>内 容： 不妊治療に要する医療費の一部を助成（当該年度内の不妊治療に要する夫婦負担額（県の助成額を差し引いた額）の2分の1 上限：年額10万円）</p> <p>※助成金の申請：1年度（4月1日～翌年3月31日）につき1回</p> <p>問合せ：《子育て相談課 母子保健係》 ☎：0277-43-2003・43-2009</p>
	<p><b>不育症治療費助成事業</b></p> <p>対象者： 妊娠しても流産や死産を繰り返す、不育症の治療を行っていて次のいずれに該当する夫婦</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夫か妻の一方又は両方が申請日の1年以上前から桐生市に住所を有する</li> <li>・医療保険に加入している</li> <li>・市税及び国保税の滞納がない</li> </ul> <p>内 容： 不育症の治療に要する医療費の一部を助成（当該年度内の不育治療に要する治療費の2分の1 上限：年額20万円）</p> <p>※助成金の申請：1年度（4月1日～翌年3月31日）につき1回</p> <p>問合せ：《子育て相談課 母子保健係》 ☎：0277-43-2003・43-2009</p>
	<p><b>産婦健康診査事業</b></p> <p>対象者： 桐生市内に住所を有する産婦</p> <p>内 容： 医療機関や助産所で行う、産後2週間程度の健診。産婦の体の回復、精神状態の確認と赤ちゃんの発育、授乳状況の確認</p> <p>問合せ：《子育て相談課 母子保健係》 ☎：0277-43-2003・43-2009</p>
	<p><b>母乳外来助成事業</b></p> <p>対象者： ・桐生市に住所を有する、産後3ヶ月以内の方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母乳育児が困難で、母乳育児による不安が強い方</li> <li>・母乳外来による乳房マッサージを含む母乳育児指導を必要とする方</li> </ul> <p>内 容： 1回の母乳外来自己負担金に対して1,000円を助成（上限5回まで）</p> <p>※1回の自己負担金が1,000円に満たない場合はその金額を助成</p> <p>問合せ：《子育て相談課 母子保健係》 ☎：0277-43-2003・43-2009</p>
	<p><b>産後ケア事業</b></p> <p>対象者： 桐生市に住所を有する産後1年までの産婦とお子さんで、産後に心身の不調や強い育児不安のある方</p> <p>内 容： 委託医療機関で母子に対する心身のケアや育児のサポートを行う。継続支援を必要とする場合は7日を上限とする。</p> <p>利用者負担： ショートステイ（宿泊）型〈1泊〉 7,600円</p> <p style="padding-left: 2em;">デイサービス（日帰り）型〈1日〉 3,700円</p> <p style="padding-left: 2em;">デイサービス（日帰り）型〈半日〉 1,800円</p> <p style="padding-left: 2em;">アウトリーチ（訪問）型 1,200円</p> <p>問合せ：《子育て相談課 母子保健係》 ☎：0277-43-2003・43-2009</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<b>過疎地域定住促進奨励金【結婚祝金】</b>
	対象者：結婚後、黒保根町に10年以上定住することを誓約した方 内 容：1組あたり5万円の結婚祝金を支給 問合せ：《黒保根支所地域振興整備課 産業振興係》 TEL：0277-96-2113
	<b>過疎地域定住促進奨励金【出産祝金】</b>
	対象者：黒保根町に10年以上定住することを誓約したご夫婦 内 容：出産時に第1子5万円、第2子10万円、第3子以降15万円の出産祝金を支給 問合せ：《黒保根支所地域振興整備課 産業振興係》 TEL：0277-96-2113
住宅支援	<b>桐生市立黒保根中学校生徒休日通学費補助金</b>
	対象者：黒保根中学校の通学距離片道2キロメートル以上の生徒 内 容：休日に登校する際のデマンドタクシー乗車料金を補助 問合せ：《教育委員会教育部学校教育課 学事係》 TEL：0277-46-1111（内線649）
	<b>わたらせ渓谷鐵道高校生等通学費補助金</b>
対象者：黒保根町に居住し、わたらせ渓谷鐵道を利用して高等学校等へ通学する生徒の保護者 内 容：通学費（定期券代）の35%以内を助成 問合せ：《教育委員会教育部生涯学習課 黒保根公民館》 TEL：0277-96-2501	
住宅支援	<b>きりゅう暮らし応援事業（住宅取得応援助成）</b>
	対象者：桐生市内に住宅を取得し、5年以上定住する方 内 容：市内に住宅を建築又は購入する方に対して、最大200万円を補助 ・補助金額 「①基本補助」と「②加算補助」の合計 （上限：住宅取得金額の10%または200万円のいずれか低い金額） ①基本補助 住宅取得金額の3パーセント（上限：30万円） ②加算補助 ア 夫婦加算（夫婦ともに49歳以下の場合）：15万円 イ 三世同居加算（親・子・孫が同居する世帯）：10万円 ウ 移住加算：20万円 エ 子ども加算：1人につき15万円 オ 誘導区域加算：10万円 カ 市内業者加算（注文住宅のみ）：10万円 キ 空き家・空き地バンク加算：15万円 問合せ：《建築住宅課 住宅係》 TEL：0277-46-1111（内線633）
	<b>きりゅう暮らし応援事業（住宅リフォーム助成）</b>
対象者：桐生市内に住宅を所有し、居住している住宅のリフォーム工事を行う方 内 容：個人が所有し居住している住宅の改築やリフォーム工事を行う方に、工事費用の一部を補助 ・補助金額 「①基本補助」と「②性能向上加算補助」の合計 ①基本補助 対象工事費の10%（子育て世帯は、対象工事費の20%）、限度額20万円 ②性能向上加算補助 対象工事費の10%（子育て世帯は、対象工事費の20%）、限度額10万円 問合せ：《建築住宅課 住宅係》 TEL：0277-46-1111（内線633）	
住宅支援	<b>きりゅう暮らし応援事業（空き家利活用助成）</b>
対象者：桐生市内にある空き家のリフォーム工事を行う方 内 容：①市外からの移住者が耐震有の物件をリフォーム ・条件 1年以上居住していない物件で、リフォームした住宅に10年以上定住すること ・補助金額 上限100万円（工事費の2/3以内） ②その他の場合 ・条件 1年以上居住していない物件で、リフォームした住宅に5年以上定住すること ・補助金額 「基本補助」と「加算補助」の合計 上限70万円（工事費の1/2） 基本補助 20万円以上の工事対象工事費の30%、限度額20万円（工事費の30/100） 加算補助 ア 移住加算：20万円 イ 子ども加算：1人につき15万円 ウ 空き家・空き地バンク加算：15万円 エ 性能向上加算：10万円 オ ファミリー加算（2人以上の世帯の場合）：15万円 ※各種条件有り 問合せ：《定住促進室 定住促進係》 TEL：0277-46-1111（内線367）	

分類	事業名（対象者・内容）									
住宅支援	<p><b>過疎地域定住促進奨励金【新築等祝金】</b></p> <p>対象者：黒保根町に10年以上定住することを誓約した方</p> <p>内 容：住宅の新築若しくは増改築及び改修を行った場合に奨励金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新築           <ul style="list-style-type: none"> <li>延べ床面積が66㎡以上でかつ費用が1,000万円以上：15万円</li> <li>延べ床面積が33㎡以上でかつ費用が500万円以上：10万円</li> </ul> </li> <li>・増改築及び改修           <ul style="list-style-type: none"> <li>延べ床面積が33㎡以上でかつ費用が500万円以上：10万円</li> </ul> </li> </ul> <p>問合せ：《黒保根支所地域振興整備課 産業振興係》 TEL：0277-96-2113</p>									
	<p><b>空き家・空き地バンク</b></p> <p>対象者：桐生市内の土地・建物を買いたい（借りたい）方あるいは売りたい（貸したい）方</p> <p>内 容：空き家・空き地物件の情報をホームページなどで提供</p> <p>問合せ：《定住促進室 定住促進係》 TEL：0277-46-1111（内線367）</p>									
	<p><b>勤労者貸付事業（住宅資金貸付金）</b></p> <p>対象者：           <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一事業所等に1年以上継続して勤務している方</li> <li>・市内に自己の居住する住宅を新築、増改築しようとする勤労者、又は、建売住宅、中古住宅などを購入しようとする勤労者</li> </ul> </p> <p>内 容：必要経費の80%以内で1世帯あたり1,000万円まで融資（融資期間：20年以内、融資利率2.5%以内（固定金利））</p> <p>問合せ：《商工振興課 商業金融担当》 TEL：0277-46-1111（内線563）</p>									
	<p><b>ひまわり団地分譲事業</b></p> <p>対象者：契約締結日から3年以内に60㎡以上の専用住宅を建設し、生活の本拠とする方</p> <p>内 容：黒保根町の日当たりの良い高台の団地（9区画）の分譲販売 坪2万円台～ ※過疎地域定住促進奨励金（新築祝金）ときりゅう暮らし応援事業補助金も併用可</p> <p>問合せ：《黒保根支所地域振興整備課 建設係》 TEL：0277-96-2110</p>									
	<p><b>市営住宅の紹介</b></p> <p>対象者：持ち家がなく、現在住宅に困窮している方</p> <p>内 容：群馬県住宅供給公社ホームページにおける市営住宅の紹介・相談・受付など（群馬県住宅供給公社ホームページ：<a href="https://www.gunma-jkk.or.jp/kiryu/">https://www.gunma-jkk.or.jp/kiryu/</a>） ※相談・受付など：群馬県住宅供給公社桐生支所</p> <p>問合せ：《建築住宅課 住宅係》 TEL：0277-46-1111（内線632） 《群馬県住宅供給公社 桐生支所》 TEL：0277-46-1111（内線625）</p>									
	<p><b>新エネルギー設備設置補助金（蓄電池）（令和3年度環境都市推進補助金）</b></p> <p>対象者：自らが居住する市内の住宅に蓄電池を設置した方</p> <p>内 容：           <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">補助対象</td> <td style="width: 50%;">補助金額</td> </tr> <tr> <td>・蓄電池設備</td> <td>1キロワットアワーあたり1万円（上限5万円）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※条件有り</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・補助件数 40件程度（注：先着順。予算の範囲内で実施。1世帯につき1回限り）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・申請受付期間 令和3年5月6日（木）～令和4年3月31日（木）</td> </tr> </table> </p> <p>問合せ：《環境課 環境都市推進担当》 TEL：0277-46-1111（内線575・454）</p>	補助対象	補助金額	・蓄電池設備	1キロワットアワーあたり1万円（上限5万円）	※条件有り		・補助件数 40件程度（注：先着順。予算の範囲内で実施。1世帯につき1回限り）		・申請受付期間 令和3年5月6日（木）～令和4年3月31日（木）
補助対象	補助金額									
・蓄電池設備	1キロワットアワーあたり1万円（上限5万円）									
※条件有り										
・補助件数 40件程度（注：先着順。予算の範囲内で実施。1世帯につき1回限り）										
・申請受付期間 令和3年5月6日（木）～令和4年3月31日（木）										

分類	事業名（対象者・内容）
農業体験・就農支援	<p><b>貸し農園の設置(新里町ふれあい農園)</b></p> <p>対象者： 市内に居住し、農業に従事していない方            内容： 1区画60㎡の農園（全27区画）を年額5,000円で貸付（希望者は3年間継続利用可能）            ※申込：毎年2月            問合せ：《新里支所地域振興整備課 産業振興係》 TEL：0277-74-2217</p>
	<p><b>新規就農者支援</b></p> <p>対象者： 独立・自営就農時の年齢が50歳未満の農業経営に強い意欲を持っている新規就農者            内容： 最長5年間で年間最大150万円の補助金を支給（1年目～3年目 150万円 4～5年目 120万円）            （提出していただく経営開始計画が目標年次に生計が成り立つ実現可能な計画であること等が条件となります。前年の世帯所得が600万円（補助金を含む）を超えた場合などは支給停止になります。）            問合せ：《農林振興課 農業振興担当》 TEL：0277-46-1111（内線567）</p>
起業支援	<p><b>空き店舗活用型新店舗開設・創業促進事業補助金</b></p> <p>対象者： 個人の場合は市内在住、法人の場合は市内に法人登記を置くもの。            内容： 一定期間使用されていない店舗、事業所、工場や、一定期間居住していない住宅を利用して開業しようとする方に対し、改修工事費の1/2を補助する。補助上限額は以下のとおり。            ①中心市街地（※）の区域内での新店舗開設：100万円            ※市が指定した特定区域（本町一丁目～六丁目、末広町、錦町等）            ②中心市街地の区域外での新店舗開設：50万円            ②は、一定期間使用されていない店舗改修のみ補助対象。            ③中心市街地区域内での事業所開設：20万円            問合せ：《商工振興課 商業金融担当》 TEL0277-46-1111（内線563）</p>
	<p><b>中心市街地空き店舗活用支援資金融資制度</b></p> <p>対象者： (1)市内中心市街地の従前商業(営業)活動に使われていた建物で、現在利用されていない空き店舗を利用し開業する方            (2)中小企業信用保険法に定める業種を営むまたは営もうとする方で、次のいずれかに該当する方            ア 融資実行後1か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する方            イ 融資実行後2か月以内に新たに法人を設立し、事業を開始する具体的な計画を有する方            ウ 事業を開始してから1年未満の方            内容： 必要経費の90%以内で1,000万円以内            (融資期間8年以内(内据置1年)、融資利率1.0%以内(固定金利))            ※保証料は全額市が負担            問合せ：《商工振興課 商業金融担当》 TEL0277-46-1111（内線563）</p>
その他	<p><b>お試し暮らし助成事業</b></p> <p>対象者： 桐生市へ移住を希望または検討している方            内容： 移住を目的に市内の宿泊施設に泊まった場合に、1人1泊2,000円（2泊まで・2人まで）            問合せ：《定住促進室 定住促進係》 TEL：0277-46-1111（内線367）</p>
	<p><b>電動アシスト自転車等購入補助金（令和3年度環境都市推進補助金）</b></p> <p>対象者： 市内の販売店で電動アシスト自転車を購入する方            内容： ①電動アシスト自転車：購入金額の4分の1（上限15,000円）            ②①と同時に購入した自転車用チャイルドシート：購入金額の2分の1（上限5,000円）            ③チャイルドシート付電動アシスト自転車            チャイルドシート相当分：一律5,000円            自転車本体相当分：購入金額からチャイルドシート相当分の1万円を差引いた額の1/4（上限1万5千円）            ※各種条件有り            ・補助件数 110件程度（注：先着順。予算の範囲内で実施。1世帯につき1台限り）            ・申請受付期間 令和3年5月6日（木）～令和4年3月31日（木）            問合せ：《環境課 環境都市推進担当》 TEL：0277-46-1111（内線575・454）</p>

分類	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p><b>第3子以降子育て支援事業 ①出産祝金 ②保育所・認定こども園保育料免除</b></p> <p>対象者：【基本受給資格要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（婚姻をしているものを除く）のうち、その出生の早い者から順次数えて第3番目以降の子が生まれ、または養育する者</li> <li>・太田市の住民基本台帳に記録されている者</li> </ul> <p>※出産祝金は市内に1年以上の在住期間が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者及びその世帯員が、医療保険各法における被保険者または被扶養者であること。</li> <li>・対象者が市税等（市税等、認可保育園保育料、市立幼稚園保育料、学校給食費）に滞納がないこと</li> </ul> <p>※所得制限は設定しません。</p> <p>内 容： 1 出産祝金10万円支給 2 保育料を免除（市外保育施設や準認可保育施設は助成）</p> <p>問合せ：《こども課 児童給付係》 TEL：0276-47-1942</p>
	<p><b>第2子以降給食費助成事業</b></p> <p>対象者：【基本受給資格要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（婚姻をしているものを除く）を2人以上養育していること</li> <li>・申請者及び対象となる子どもが太田市に住民登録があること</li> <li>・対象者及びその世帯員が、医療保険各法における被保険者または被扶養者であること。</li> <li>・対象者が市税等、認可保育園保育料、市立幼稚園保育料、学校給食費に滞納がないこと。</li> </ul> <p>①小学校・中学校 第2子以降全額助成</p> <p>内 容：②認可保育所・認定こども園・私立幼稚園・市立幼稚園 第2子以降全額助成 ※2号認定の場合は年少以上が対象</p> <p>問合せ：小学校・中学校 《学校施設管理課 学校給食係》 TEL：0276-20-7086 認可保育園・認定こども園・私立幼稚園・市立幼稚園 《こども課 児童給付係》 TEL：0276-47-1942</p>
	<p><b>児童医療費を公費助成</b></p> <p>対象者：0歳から18歳までの者（18歳年度末まで）（ただし、婚姻したことがない者）</p> <p>内 容：子どもの医療費のうち保険診療の自己負担金相当額を公費で負担する医療費支給することにより、保護者の経済的負担の軽減を目的とする。</p> <p>問合せ：《医療年金課 医療助成係》 TEL：0276-47-1940</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>不妊治療助成事業</b></p> <p>対象者：・法律上の婚姻関係にある、夫婦のいずれか一方が本市に居住し、かつ助成金の交付の申請をする日において、本市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されていること。 ・日本国内の医療機関で、医師による不妊治療を行っていること。・助成金の交付の申請をする日において、市民税等を滞納していないこと。 ・医療保険各法における被保険者又は被扶養者であること。</p> <p>内 容：助成額： ①特定不妊治療（体外受精・顕微授精） ・助成金の交付は、1年度当たり2回に限る。 ・1回の特定不妊治療費の自己負担額（群馬県の助成を受けた場合は差し引いた額）について10万円を限度に、5年度分助成。 ②特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を除く治療 ・助成金の交付は1年度当たり1回に限る。 ・治療費の自己負担額について1年度当たり5万円を限度に、5年度分助成。 ※申請方法等詳しい内容については、各保健センターへお問い合わせください。</p> <p>問合せ：《太田市保健センター》 TEL：0276-46-5115 《新田保健センター》 TEL：0276-57-2651 《藪塚本町保健センター》 TEL：0277-20-4400</p>
	<p><b>不育症治療費助成事業</b></p> <p>対象者：・法律上の婚姻関係にある、夫婦のいずれか一方が本市に居住し、かつ助成金の交付の申請をする日において、本市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されていること。 ・日本国内の医療機関で、医師により不育症と診断され、不育症治療が必要とみとめられた者であること。 ・助成金の交付の申請をする日において、市民税等を滞納していないこと。 ・医療保険各法における被保険者又は被扶養者であること。</p> <p>内 容：医師の診断を受けた不育症に係る検査及び治療で、医療保険が適用されない医療費。 助成額： ・1回（1治療期間）の申請につき不育症治療に要した費用2分の1（千円未満の端数は切り捨て） ・1年度あたり上限30万円 申請時期 ・1回（1治療期間ごと）の治療が終了した日から3か月以内に必要書類を揃え、申請。 ・1回の治療が2年度以上にわたる場合は、治療が終了してから申請。 ※詳しい内容については、各保健センターへお問い合わせください。</p> <p>問合せ：《太田市保健センター》 TEL：0276-46-5115 《新田保健センター》 TEL：0276-57-2651 《藪塚本町保健センター》 TEL：0277-20-4400</p>
	<p><b>放課後児童クラブ</b></p> <p>対象者：仕事などにより昼間家に保護者がいない小学校に就学している児童。</p> <p>内 容：・放課後から夕方まで学校敷地内の施設や指定民家等において遊びや生活の指導を行います。 ※保護者の送迎が必要です。</p> <p>問合せ：《児童施設課 児童施設総務係》 TEL：0276-47-1924</p>
	<p><b>放課後児童支援事業【こどもプラッツ事業】</b></p> <p>対象者：・小学1年生から6年生まで。 ・保護者等が就労等による留守家庭の児童。</p> <p>内 容：○実施日時： ・平日は、月曜日から金曜日の放課後から午後5時45分まで ・長期休業日は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時45分まで ※土日祝日、お盆期間中、年末年始は休室。また学校行事によって休室になる場合があります。 ○活動場所： ・学校の敷地内（余裕教室等）や近隣の公共施設 ○負担金： ・月額3,500円（8月のみ6,000円）、おやつ無し。保険料は別途負担。 ○活動内容： ・学習（宿題）の時間あり。また異学年交流遊びなど。</p> <p>問合せ：《児童施設課 放課後児童支援係》 TEL：0276-47-3301</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>各種奨学資金制度</b></p> <p>対象者：進学等の意欲と能力がありながら経済的理由によって、高校及び大学の進学等困難な者</p> <p>内容：奨学金を貸与または給付し、有用な人材を育成することを目的とした制度です。</p> <p>①太田市奨学金（貸与型）  ○貸与金額：高校生等 月額13,000円、大学生・大学院生等 月額33,000円  ○返還方法：卒業後、1年を経過した年から貸与年数の2倍に相当する期間内に割賦返還。</p> <p>②太田市笹川清奨学資金（給付型）  ○給付金額：高校生 年額100,000円</p> <p>③太田ロータリークラブ奨学資金（給付型）  ○給付金額：高校生 年額180,000円</p> <p>④ソニック・大雄建設奨学資金（一部給付型）  ○貸与金額：大学生・大学院生 年額420,000円  ○返還：最終学校を卒業した13ヶ月後の月を返還開始月とし、月々10,000円を貸与年数と同等の期間返還することで返還終了となる。</p> <p>※対象者や貸与条件等は制度ごとに異なります、詳細は下記までお問い合わせください。</p> <p>問合せ：《教育総務課 総務係》 TEL：0276-20-7080</p>
住宅支援	<p><b>太陽光発電システム導入報奨金</b></p> <p>対象者：・自己が所有し居住する市内の住宅に、発電出力2kw以上の太陽光発電システムを設置し、電力会社と電力供給契約を締結した太田市に住民登録のある個人。  ・報奨金申請時において、市税等の滞納がないこと。  ※設置期間等の指定がありますので、事前にお問い合わせください。</p> <p>内容：○支給金額：  ・2kw以上 30,000円  ※太田市金券で支給します。</p> <p>問合せ：《環境政策課 環境企画係》 TEL：0276-47-1953</p>
農村体験・就農支援	<p><b>市民農園事業</b></p> <p>対象者：・太田市に在住または在勤の人</p> <p>内容：区画数：69区画 面積：1区画約50m<sup>2</sup>利用料：1m<sup>2</sup>あたり200円  農園内の施設と設備  ・農機具庫（1区画1室）・堆肥置場・小型耕運機（1時間200円）  ・散水栓・給水所・東屋</p> <p>問合せ：《農村整備課 施設管理係》 TEL：0276-20-9713</p>
起業支援	<p><b>創業経営安定資金</b></p> <p>対象者：創業予定、又は創業して1年未満の方で、市内在住または市内在勤3年以上で市税等を完納している人（保証協会の創業・創業等関連保証を付けること）</p> <p>内容：資金使途 運転資金（6年以内・据え置き1年以内）、  設備資金（8年以内・据え置き1年以内）  融資限度額 500万円以内  融資利率 年1.5%以内  保証料 市が全額負担</p> <p>問合せ：産業政策課 経営支援係 TEL0276-47-1834</p> <p><b>女性起業支援（おたなでしこ未来塾）</b></p> <p>対象者：市内で創業予定の人</p> <p>内容：「起業に興味があるけど何をしたらいいの?」「女性ならではの悩みとは?」自分らしい働き方の一つである「起業」について一歩を踏み出すためのセミナーや講義（講師は現役の女性起業家です）</p> <p>時期：6～11月にプレセミナー含め全6回（申し込みは6/25まで）</p> <p>問合せ：産業政策課 経営支援係 TEL0276-47-1834</p>

分類	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p><b>子ども医療費無料化</b></p> <p>対象者：①中学校卒業までの子ども ②高校生世代（18歳の年度末まで）</p> <p>内 容：①保険診療（入院・通院）の自己負担分を助成する。 ②保険診療（入院のみ）の自己負担分を助成する。</p> <p>問合せ：《保険年金課 給付年金係》 TEL：0276-47-5140</p>
	<p><b>国民健康保険及び後期高齢者医療短期人間ドック健診費助成</b></p> <p>対象者：国民健康保険及び後期高齢者医療被保険者</p> <p>内 容：短期人間ドック健診費助成。 助成額 ⇒ 日帰り：20,000円</p> <p>問合せ：《保険年金課 国保係》 TEL：0276-47-5138 《保険年金課 給付年金係》 TEL：0276-47-5140</p>
	<p><b>第3子以降利用者負担額等の無料化(保育園・認定こども園・幼稚園の保育料及び副食費)</b></p> <p>対象者：保育園・認定こども園・幼稚園を利用する第3子以降の子ども</p> <p>内 容：館林市内に住民登録を有する同一の扶養義務者によって監護されている18歳以下の児童が3人以上おり、そのうち3人目以降の児童が施設型給付・地域型保育給付施設を利用している場合、利用者負担額及び副食費を無料とする。</p> <p>問合せ：保育園・認定こども園：《こども福祉課 保育係》 TEL：0276-47-5136 幼稚園：《学校教育課 学事係》 TEL：0276-47-5168</p>
	<p><b>産前産後サポート事業</b></p> <p>対象者：① 妊産婦及び新生児 ② 妊婦又は産後4か月未満の産婦 ③ 妊産婦及び就学前の子どもの保護者</p> <p>内 容：① 妊娠中と出産後28日までに妊産婦宅を訪問し、妊娠中・育児期の不安解消や相談支援を行う。 ② 産前・産後の体調不良等のため、家事を行うことが困難な方に、産前産後サポーター（有償ボランティア）を派遣し、食事の準備や衣類の洗濯、掃除等の家事援助を行う。（有料） ③ 子育て支援モバイルサービス（多言語対応）により、妊娠中から子育て期に関する様々な情報を提供する。</p> <p>問合せ：《健康推進課 母子保健係》 TEL：0276-74-5155又は0276-80-1152</p>
	<p><b>産後ケア事業</b></p> <p>対象者：産後3か月未満の産婦及び乳児</p> <p>内 容：出産直後の産婦の健康面の悩みや育児への不安などを軽減するため、助産師により心身のケアや休養等の支援を行う（有料）。</p> <p>問合せ：《健康推進課 母子保健係》 TEL：0276-74-5155又は0276-80-1152</p>
	<p><b>放課後児童クラブ保育料軽減事業</b></p> <p>対象者：放課後児童クラブを利用する児童の保護者</p> <p>内 容：放課後児童クラブを利用する世帯の所得状況に応じて、保育料の一部を補助する。（月額3,000円を限度）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 在籍する年度の市町村民税が非課税の世帯：児童クラブの定める保育料の2割</li> <li>② ①に属する母子等の世帯：児童クラブの定める保育料の3割</li> <li>③ 在籍する年度の市町村民税が均等割のみ課税の世帯：児童クラブの定める保育料の1割</li> <li>④ ③に属する母子等の世帯：児童クラブの定める保育料の2割</li> </ol> <p>問合せ：《こども福祉課 子育て支援係》 TEL：0276-72-4111（内671）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>定住促進通学支援金</b></p> <p>対象者：次のすべてに該当する方            ①市内に住民登録がある、25歳以下の方            ②学校教育法に規定された大学等に通う方            ③東京都又は東京都を経由する地域に鉄道を使い通学している方</p> <p>内容：通学定期券の購入金額補助（1会計年度につき上限2万円）</p> <p>問合せ：《企画課 政策推進係》 TEL：0276-47-5103</p>
住宅支援	<p><b>市営住宅の紹介</b></p> <p>対象者：市営住宅入居希望者</p> <p>内容：市ホームページにて家賃、間取り等の情報を掲載している。</p> <p>問合せ：《群馬県住宅供給公社 館林支所》 TEL：0276-76-7871            《建築課 住宅施設係》 TEL：0276-47-5156</p>
	<p><b>空き家情報登録制度(空き家バンク)</b></p> <p>対象者：市内の空き家を購入もしくは賃借をしたい方</p> <p>内容：市の空き家台帳に登録してある空き家物件情報の提供</p> <p>問合せ：《企画課 政策推進係》 TEL：0276-47-5103</p>
	<p><b>空き家利活用助成金</b></p> <p>対象者：空き家台帳に登録された空き家を購入又は賃借された方</p> <p>内容：① 市内在住のかたで、空き家を購入する場合上限20万円を助成、賃借する場合は1か月の家賃の1/3、上限2万円（最長12か月）を助成。            ② 市への転入者のかたで空き家を購入する場合上限40万円を助成、賃借する場合は1か月の家賃の1/2、上限4万円（最長12か月）を助成。            ③ 空き家バンクへ登録（重点エリア内）2万円を助成。            ④ 空き家バンクへ登録（重点エリア外）1万円を助成。</p> <p>問合せ：《企画課 政策推進係》 TEL：0276-47-5103</p>
	<p><b>移住促進まちなか新築住宅取得支援金</b></p> <p>(新) 対象者：市内のまちなか再生重点エリア内に新築住宅を取得した方</p> <p>内容：①次のいずれかに該当する場合に30万円を交付            ・市外からの転入者            ・市内のまちなか再生重点エリア外に居住で自新が所有する住宅を所有していない方            ②夫婦のいずれかが40歳未満の場合5万円上乗せ            ③15歳以下の子どもを扶養している場合子ども1人につき5万円上乗せ            ④市内業者により建築した場合5万円上乗せ            ※②～④の上乗せにより50万円を超える場合は、上限50万円</p> <p>問合せ：《企画課 政策推進係》 TEL：0276-47-5103</p>
	<p><b>①住宅リフォーム資金助成金 ②移住定住促進リフォーム助成金 ③多世代同居支援助成金</b></p> <p>対象者：① 市内に住民登録があり、市内に住宅を所有し、かつ、その住宅に居住している方            ② 当該年度中に市内の物件を個人住宅用に取得し、市外から転入のうえ住民登録をし、かつ居住する方            ③ 住宅リフォーム資金助成金を利用し、多世代同居した方</p> <p>内容：① 市内に本店がある施工業者による増改築工事で、工事費の10%（上限3万円）助成            ② 市外からの転入者については、工事費の3分の1（上限30万円）を助成            ③ 住宅リフォーム資金助成金に15万円上乗せ支給            ※①～③全て館林金券で補助</p> <p>問合せ：《商工課 工業振興係》 TEL：0276-47-5148</p>

分類	事業名（対象者・内容）																			
住宅支援	<p><b>勤労者住宅資金融資</b></p> <p>対象者：市内に自己居住用の住宅建設（購入）、又は土地を取得しようとする勤労者            内容：住宅建設、中古住宅購入（建築後20年以内の建物）、土地購入（500平方メートル以下で、取得日から3年以内に住宅建設完了のこと）のための資金融資            ・融資限度額：1,000万円            ・融資期間：20年以内            ・融資利率：年2.3%            問合せ：《市内金融機関又は商工課 工業振興係》 TEL：0276-47-5148</p>																			
	<p><b>雨水貯留及び浸透施設設置補助金</b></p> <p>対象者：市内の専用住宅または併用住宅（居住部分が1/2以上）にお住まいの方            内容：200リットル以上の雨水貯留施設を設置、又は口径300mm以上の雨水浸透柵を新たに3基以上設置した場合に、設置工事費用の1/2を館林市金券にて補助（上限30,000円）            問合せ：《地球環境課 環境保全係》 TEL：0276-47-5125</p>																			
	<p><b>合併処理浄化槽維持管理費補助金</b></p> <p>対象者：市内の専用及び併用住宅に接続している浄化槽を管理している方            ※補助の対象とならないエリアがございます            内容：同一浄化槽に対して1回限り、5人槽：10,000円、7人槽：12,000円、10人槽：14,000円を補助（申請の際に必要な書類がございます）            問合せ：《地球環境課 環境保全係》 TEL：0276-47-5125</p>																			
	<p><b>ごみ減量化器具購入費助成金(①生ごみ処理機②生ごみ処理槽・生ごみ処理容器)</b></p> <p>対象者：① 市内在住で、市内の店舗で購入した方            ② 市内在住で、指定店で購入した方            内容：① 生ごみをたい肥化または消滅させる機種で、1基当たり購入費の2分の1の額を助成（上限額20,000円。1,000円未満の端数は切り捨て）            ※市内登録店舗で使用できる館林市金券で交付。            ② 生ごみ処理槽(コンポスト)：容量130ℓ以上のもので、1基当たり3,000円を助成            生ごみ処理容器(EMぼかし容器)：容量14ℓ以上のもので、1基当たり1,000円を助成            ※購入時には印鑑をご持参ください。助成金額を差し引いて販売いたします。</p> <p><b>【指定店】</b></p> <table border="0"> <tr><td>1 邑楽館林農協本所(赤生田町847)</td><td>TEL：74-5111</td></tr> <tr><td>2 カンセキ館林店(緑町二丁目3-1)</td><td>TEL：72-8111</td></tr> <tr><td>3 坂田金物店(本町三丁目2-28)</td><td>TEL：74-0149</td></tr> <tr><td>4 佐竹商店(本町二丁目9-34)</td><td>TEL：72-0301</td></tr> <tr><td>5 島田建商(仲町9-27)</td><td>TEL：72-0795</td></tr> <tr><td>6 せきいストア(本町一丁目10-12)</td><td>TEL：72-3358</td></tr> <tr><td>7 館林市社会福祉協議会(苗木町2452-1)</td><td>TEL：75-7111</td></tr> <tr><td>8 成塚商店(仲町7-15)</td><td>TEL：74-2323</td></tr> <tr><td>9 ビバホーム館林店(高根町743-8)</td><td>TEL：76-2111</td></tr> <tr><td>10 マルタカ金物店(松原一丁目3-7)</td><td>TEL：74-6324</td></tr> </table> <p>問合せ：《地球環境課 資源対策係》 TEL：0276-47-5126</p>	1 邑楽館林農協本所(赤生田町847)	TEL：74-5111	2 カンセキ館林店(緑町二丁目3-1)	TEL：72-8111	3 坂田金物店(本町三丁目2-28)	TEL：74-0149	4 佐竹商店(本町二丁目9-34)	TEL：72-0301	5 島田建商(仲町9-27)	TEL：72-0795	6 せきいストア(本町一丁目10-12)	TEL：72-3358	7 館林市社会福祉協議会(苗木町2452-1)	TEL：75-7111	8 成塚商店(仲町7-15)	TEL：74-2323	9 ビバホーム館林店(高根町743-8)	TEL：76-2111	10 マルタカ金物店(松原一丁目3-7)
1 邑楽館林農協本所(赤生田町847)	TEL：74-5111																			
2 カンセキ館林店(緑町二丁目3-1)	TEL：72-8111																			
3 坂田金物店(本町三丁目2-28)	TEL：74-0149																			
4 佐竹商店(本町二丁目9-34)	TEL：72-0301																			
5 島田建商(仲町9-27)	TEL：72-0795																			
6 せきいストア(本町一丁目10-12)	TEL：72-3358																			
7 館林市社会福祉協議会(苗木町2452-1)	TEL：75-7111																			
8 成塚商店(仲町7-15)	TEL：74-2323																			
9 ビバホーム館林店(高根町743-8)	TEL：76-2111																			
10 マルタカ金物店(松原一丁目3-7)	TEL：74-6324																			
就農支援	<p><b>新規就農支援事業</b></p> <p>対象者：市内在住の新規就農者又は農業後継者            内容：生産に係る経費、小作料、農業用資材、経理用品（会計ソフト等）、研修に係る経費、旅費、負担金、教材費等のうち            1年目 対象経費の10分の7以内の額（上限50万円）            2年目 対象経費の10分の5以内の額（上限30万円）            3年目 対象経費の10分の3以内の額（上限20万円）            問合せ：《農業振興課 農業振興係》 TEL：0276-47-5143</p>																			

分類	事業名（対象者・内容）
就労支援	<p><b>移住定住促進通勤支援金</b></p> <p>対象者：次の全てを満たす方  (1) 次のいずれかに該当する  ア 平成30年4月1日（以下、「基準日」という）前から市内に住民登録がある場合：  雇用開始日が基準日以降である  イ 基準日以降に市内に転入した場合：転入日前1年以上、市外に居住していた  (2) 雇用開始日又は転入日から6月以内に東武鉄道特急列車又はJR東日本普通列車グリーン車を利用して東京圏に通勤を開始した  (3) 賃金が月給で支給され、正規雇用されている  (4) 支給申請初年度における年齢が50歳未満である  (5) 特急券又はグリーン券に係る手当が勤務する会社から支給されていない  (6) 対象者本人及び世帯構成員に暴力団員がいない  (7) 本市に3年以上定住する意思がある  (8) 対象者本人及び世帯構成員に市税の滞納がない  (9) 要件を満たしてから30日以内に申請する</p> <p>内 容：該当する市民に対し、通勤に特急又はグリーン車を利用した実費の2分の1（1か月当たり上限1万円）を最大3年間支給※千円未満は切り捨て</p> <p>問合せ：《商工課 工業振興係》 TEL：0276-47-5148</p>
	<p><b>本社機能誘致移住奨励金</b></p> <p>対象者：市内へ本社機能に移転し、かつ本社機能部門に勤務する従業員で市内へ新たに住民登録をする方  ※群馬県の地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定施設（本社機能）に勤務又は勤務が確実であること</p> <p>内 容：本市に移住した場合に奨励金支給（転入時と1年経過後の2回に分け支給）  ・1世帯当たり20万円  ・18歳以下の者（学生又は未就学児に限る）又は妊婦がいる場合（申請者本人が妊婦である場合含む）は、1人につき5万円を加算支給（上限15万円）</p> <p>問合せ：《商工課 工業振興係》 TEL：0276-47-5148</p>
	<p><b>UIターン支援奨励金</b></p> <p>対象者：【対象労働者】  次の全てを満たす方  (1) 雇用開始日が平成29年4月1日以降で、賃金が月給で支給され、6か月以上継続して正規雇用されている50歳未満である  (2) 本市の住民基本台帳に登録され、雇用開始前3か月以内又は雇用開始後1か月以内に本市に居住し、その後継続して6か月以上居住する日本国籍、特別永住権又は永住権を有する（進学等により住所の移動をせずに1年以上市外に居住していたことを証明できる場合を含む）  (3) 雇用する事業者又は関連会社との間で過去3年間に離職した者、再雇用された者又は事業者内の異動により市内事業所に転勤した者でない  (4) 労働者派遣事業者により派遣される派遣労働者でない  (5) 勤務場所以が市内の事業所である  (6) UIターン支援奨励金及び障がい者雇用奨励金の支給対象労働者になったことがない  (7) 市税の滞納がない</p> <p>【対象事業者】  次の全てを満たす事業者  (1) 対象労働者を雇用する  (2) 市内に事業所を有し、雇用保険法施行規則第141条の規定により、館林公共職業安定所に届出を提出している  (3) 館林市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに該当しない  (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業を営んでいない  (5) 奨励金の支給申請及び実績報告に必要な労働関係帳簿（出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等）を整備し、保管している  (6) 市税の滞納がない</p> <p>内 容：対象労働者及び対象事業者に対し次のとおり奨励金を支給  労働者に15万円（館林市金券での支給）  事業者に5万円  ※18歳以下の者がともに転入した場合には、1人につき5万円（上限10万円）を加算して労働者に支給</p> <p>問合せ：《商工課 工業振興係》 TEL：0276-47-5148</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>家族づくり応援事業</b></p> <p>対象者：みどり市に住民登録している方</p> <p>内容：出産祝金として現金1万円を贈呈、併せて希望する方に赤ちゃんの名入りストラップ（市産材）を贈呈</p> <p>問合せ：《市民課 市民係》 TEL：0277-76-0972</p>
	<p><b>子育て支援紙おむつ給付事業</b></p> <p>対象者： <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一世帯の18歳（18歳到達後最初の3月31日までの間）以下の児童を3人以上養育し、かつ、2歳未満の児童がいること。</li> <li>・児童及び保護者がみどり市に住所があること。さらに、外国人の場合は在留期間が1年以上であること。</li> <li>・市税、保育園保育料などの滞納がないこと。</li> </ul> </p> <p>内容：子育て世帯を支援するため、対象児童を養育する世帯に対して、紙おむつを給付することにより、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図る。 給付要件を満たす世帯に対し、市の指定店で紙おむつを購入できる紙おむつ等給付券（1ヵ月につき1,000円券を2枚）を交付する。</p> <p>問合せ：《こども課 こども福祉係》 TEL：0277-76-0995</p>
	<p><b>第3子以降保育料無料化事業</b></p> <p>対象者：以下の全てに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一世帯で18歳（18歳到達後最初の3月31日までの間）以下の児童を3人以上扶養していて、3歳未満児が第3子以降で、認可保育園等に入所している。</li> <li>・市税と保育料に滞納がないこと。</li> </ul> </p> <p>内容：対象児童の保育料無料</p> <p>問合せ：《こども課 子育て支援係》 TEL：0277-76-0995</p>
	<p><b>第3子以降副食費助成事業</b></p> <p>対象者：以下の全てに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一世帯で18歳（18歳到達後最初の3月31日までの間）以下の児童を3人以上扶養していて、3歳以上児が第3子以降で保育園・認定こども園・幼稚園に入所している。</li> <li>・市税と保育料に滞納がないこと。</li> </ul> </p> <p>内容：対象児童の副食費（月額上限4,500円）助成</p> <p>問合せ：保育所・認定こども園：《こども課 子育て支援係》 TEL：0277-76-0995 幼稚園：《学校教育課 学事係》 TEL：0277-76-9845</p>
	<p><b>子ども医療費助成事業</b></p> <p>対象者：義務教育終了前の子ども（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども）</p> <p>内容：医療保険自己負担分及び入院時食事療養費標準負担額を助成する。</p> <p>問合せ：《市民課 医療助成係》 TEL：0277-76-0972</p>
	<p><b>わたらせ渓谷鐵道高校生等通学費補助事業</b></p> <p>対象者：わたらせ渓谷鐵道を利用し東町から高等学校等へ通学する生徒の通学定期券を購入している生徒の保護者</p> <p>内容：みどり市東町から高等学校及び養護学校へ通学する生徒の通学費に対し負担の軽減を図り過疎地域における定住を促進するため、通学費の一部に対し補助金を交付する。 （補助額） 東町各駅からの通学定期代が、上神梅駅～桐生駅間の通学定期代を超える部分の金額</p> <p>問合せ：《東市民生活課 市民福祉係》 TEL：0277-76-0984</p>
	<p><b>奨学金貸与事業</b></p> <p>対象者：次のいずれにも該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的な理由により修学が難しい方</li> <li>・市内に1年以上住所を有する世帯の中で、大学院、大学、短大、専修学校の専門課程、高校（中等教育学校の後期課程や特別支援学校の高等部を含む）、高等専門学校、専修学校の高等課程に在学する方</li> <li>・学力優秀・品行方正であって、卒業した、または在学する学校長が推薦する方</li> <li>・他の奨学金を受けていない方</li> </ul> </p> <p>内容：在学又は入学する学校の正規の修学期間内を貸与期間とし、無利子で貸与します。貸与月額の上限は次のとおりです <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院・大学・短大・専修学校専門課程（自宅外）：30,000円</li> <li>・大学院・大学・短大・専修学校専門課程（自宅）：20,000円</li> <li>・高校生・専修学校高等課程・高等専門学校：10,000円</li> </ul> </p> <p>問合せ：《教育総務課 施設係》 TEL：0277-76-9844</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>学校給食費無料化</b></p> <p>対象者：みどり市立の小・中学校に在籍する児童生徒</p> <p>内 容：みどり市立の小・中学校で児童生徒に提供される給食を無料化します。          食育の教材となる給食の食材費用は市が負担し、保護者からは徴収しません。また、無料化に際し、特に条件は設けません。</p> <p>問合せ：《教育総務課 大間々学校給食センター》 TEL：0277-46-9491</p>
	<p><b>学校給食費補助事業【食物アレルギー対応補助金交付事業】</b></p> <p>対象者：食物アレルギーのため給食を食べられず、代替措置として恒常的にお弁当を持参している、無料化対象児童生徒の保護者          ※お弁当の持参については、学校長の承認・決定が前提となります。また、一部お弁当持参の場合は対象外です。</p> <p>内 容：対象となる児童生徒が在籍する学校において、学校給食の代わりに持参したお弁当を食した回数1回あたりにつき以下の金額を補助します。</p> <p>①小学校 244円          ②中学校 287円</p> <p>問合せ：《教育総務課 大間々学校給食センター》 TEL：0277-46-9491</p>
	<p><b>不妊治療費助成事業</b></p> <p>対象者：不妊治療を行っている夫婦で下記要件をすべて満たす人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の婚姻関係にある夫婦</li> <li>・申請日の1年以上前から市内に住民登録がある</li> <li>・医療保険に加入している</li> <li>・市税の滞納がない</li> </ul> <p>内 容：不妊治療に要した医療費の自己負担額の2分の1とし上限は20万円（千円未満切り捨て）※県の助成を受けている場合はその額は差し引かれます。          助成回数：申請は1年につき1回とし通算5回まで          助成対象期間：1月1日～12月31日までの治療分          申請期間：助成対象期間の年の4月1日～翌年1月31日</p> <p>問合せ：《健康管理課》 TEL：笠懸保健センター 0277-76-2510          大間々保健センター 0277-72-2211          東支所（東保健センター）0277-76-0984</p>
	<p><b>不育症治療費助成事業</b></p> <p>対象者：不育症の治療を行っている夫婦で下記要件をすべて満たす人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の婚姻関係にある夫婦</li> <li>・申請日の1年以上前から市内に住民登録がある</li> <li>・医療保険に加入している</li> <li>・市税の滞納がない</li> </ul> <p>内 容：医師が認めた不育症治療に要した医療費の自己負担額の2分の1とし上限は20万円（千円未満切り捨て）          助成回数：申請は1年につき1回とし通算5回まで          助成対象期間：1月1日～12月31日までの治療分          申請期間：助成対象期間の年の4月1日～翌年1月31日</p> <p>問合せ：《健康管理課》 TEL：笠懸保健センター 0277-76-2510          大間々保健センター 0277-72-2211          東支所（東保健センター）0277-76-0984</p>
	<p><b>産婦健康診査事業</b></p> <p>対象者：みどり市内に住所を有する産婦</p> <p>内 容：産後間もない時期の健康状態を確認し、安心して育児が出来るようサポートするため、産婦健康診査（2回分）の費用を一部助成します。          健診実施時期：産後2週間頃、産後1か月頃</p> <p>問合せ：《健康管理課》 TEL：笠懸保健センター 0277-76-2510          大間々保健センター 0277-72-2211          東支所（東保健センター）0277-76-0984</p>
	<p><b>母乳外来助成事業</b></p> <p>対象者：みどり市内に住所を有する、出産後4か月までに母乳外来を利用した産婦</p> <p>内 容：産科医療機関や助産院の母乳外来にかかる費用を一部助成します。          助成回数：出産1回につき5回まで          助成額：1回につき上限1,000円（費用が上限に満たない場合はその金額）          申請方法：出産後6か月になるまで</p> <p>問合せ：《健康管理課》 TEL：笠懸保健センター 0277-76-2510          大間々保健センター 0277-72-2211          東支所（東保健センター）0277-76-0984</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>産後ケア事業</b></p> <p>対象者：みどり市に住所を有する産後3か月までの産婦とお子さんで次の条件に該当する方  <ul style="list-style-type: none"> <li>・心身の不調や強い育児不安がある</li> <li>・家族等から家事や育児等への支援が受けられない</li> <li>・母子ともに病院等への入院治療を必要としない</li> </ul> </p> <p>内 容：協力医療機関で助産師等の専門スタッフから、こころとからだ、育児のサポートを受けることが出来ます。（利用時自己負担金あり）</p> <p>利用者負担：宿泊型（1泊） 8,400円  日帰り型（1日） 4,000円  日帰り型（半日） 2,000円</p> <p>問合せ：《健康管理課》 ℡：笠懸保健センター 0277-76-2510  大間々保健センター 0277-72-2211  東支所（東保健センター）0277-76-0984</p>
	<p><b>妊婦歯科健診</b></p> <p>対象者：みどり市に住所を有する母子健康手帳の交付を受けた妊婦</p> <p>内 容：妊娠中に1回、歯科健診の費用を助成します。  受診方法：登録歯科医院に予約をして受診  健診内容：問診・口腔内診査・結果説明</p> <p>問合せ：《健康管理課》 ℡：笠懸保健センター 0277-76-2510  大間々保健センター 0277-72-2211  東支所（東保健センター）0277-76-0984</p>
住宅支援	<p><b>定住促進住宅事業</b></p> <p>対象者：みどり市東町地域に定住する意志を有する者  <ul style="list-style-type: none"> <li>・税の滞納のない者</li> <li>・身元引受人を1名つけられる者</li> <li>・家賃を支払う収入がある者</li> <li>・暴力団員でない者</li> </ul> </p> <p>内 容：市内の東町地域の産業振興、教育・文化及び地域の活性化のため、定住を希望する者に、市の所有する集合住宅（沢入住宅）を賃貸する。</p> <p>問合せ：《建設課 住宅政策係》 ℡：0277-76-1904</p>
	<p><b>定住促進住宅用地分譲事業</b></p> <p>対象者：自ら居住する住宅を建築するため、宅地を必要としている者  <ul style="list-style-type: none"> <li>・3年以内に住宅を建築（東町並分譲地：100㎡以上 浅原分譲地：70㎡以上）し、生活の本拠とする者</li> <li>・同居の家族、または同居予定の家族のいる者</li> <li>・税の滞納の無い者</li> <li>・分譲代金を指定期日までに完納できる者</li> </ul> </p> <p>内 容：浅原分譲地(1区画)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・面積（登記面積）301.98㎡、（敷地有効面積）253.88㎡</li> <li>・価格 1,087(千円)</li> </ul> 東町並分譲地(3区画)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・面積 253.36～278.39㎡</li> <li>・価格 1,292～1,503(千円)</li> </ul> </p> <p>問合せ：《都市計画課 都市計画係》 ℡：0277-76-1903</p>
	<p><b>勤労者資金貸付事業</b></p> <p>対象者：同一事業所に1年以上継続して勤務し、市内に居住する若しくは、居住しようとする勤労者。</p> <p>内 容：住宅を建築・増改築、または既設住宅を購入するための費用及びそれに必要な宅地（400㎡以下）を購入するための資金  範囲：住宅の用に供する延べ面積は50㎡以上165㎡以下であること  増改築は、増改築面積が10㎡以上（補修は除く）  中古住宅は築後10年以内であること  融資条件：利率（固定）年2.5%  限度額 資金総額の80%以内で1,000万円以下  返済期間 20年以内</p> <p>問合せ：《商工課 商工労政係》 ℡：0277-76-1938</p>
	<p><b>みどり市空き家バンク制度</b></p> <p>対象者：みどり市内の空き家物件を買いたい（借りたい）方あるいは売りたい（貸したい）方。</p> <p>内 容：市内への移住や定住を促進するため、所有者からの申請に基づき市内の空き家物件を空き家バンクに登録し、ホームページ等で賃貸または購入希望者へ空き家情報を提供する。</p> <p>問合せ：《建設課 住宅政策係》 ℡：0277-76-1904</p>

分類	事業名（対象者・内容）															
援 宅 支	<p><b>住宅環境補助事業</b></p> <p>対象者：みどり市に住民登録がある建物所有者で、世帯全員に市税等の滞納がないこと。 施工業者が市内業者であること。</p> <p>内 容：市内に存在する一般住宅に対して、住宅の一部又は全部の増改築、修繕又は模様替え、機能向上など10万円以上の工事費に対し補助率1/10上限10万円の補助事業。</p> <p>問合せ：《建設課 住宅政策係》 TEL：0277-76-1904</p>															
	<p><b>空き家改修補助事業</b></p> <p>対象者：空き家を購入した者、空き家の所有者から補助対象空き家を購入しようとする者又は補助対象空き家の所有者の法定相続人で、空き家を改修し5年以上居住する見込みがある者。市税の滞納のない者。施工業者が市内業者であること。</p> <p>内 容：市内に存在するおおむね1年以上使用されていない空き家の改修工事費用に対し、補助率2分の1の額で上限60万円。補助対象者が転入して補助対象空き家に居住する場合は転入者1人につき5万円を加算。加算の上限は20万円。</p> <p>問合せ：《建設課 住宅政策係》 TEL：0277-76-1904</p>															
	<p><b>住宅用新エネルギーシステム等設置補助事業(太陽光発電システム、リチウムイオン蓄電池、木質ペレットストーブ、薪ストーブ)</b></p> <p>対象者：・自らが居住する市内の住宅などに「太陽光発電システム」「リチウムイオン蓄電池」「木質ペレットストーブ」「薪ストーブ」を設置しようとする人。 ・住宅の用に供する床面積が、延べ床面積の1/2以上である人。 ・市税（国民健康保険税を含む）を滞納していない人。 ・市から過去に同一システムの補助金の交付を受けていない人。</p> <p>内 容：【太陽光発電システム】 (対象システム) ・太陽電池モジュールの最大出力が10kW未満であり、未使用であること。 ・同一年度内に電力需給を開始するもの。 (補助金額) ・最大出力1kWあたり3万円(上限5万円) 【リチウムイオン蓄電池】 (対象システム) ・蓄電容量が1kWh以上であり、未使用であること。 ・保証書の保証開始日が同一年度内であること。 (補助金額) ・一基あたり15万円 ※対象となる太陽光発電システムとリチウムイオン蓄電池を同時に設置する場合、合算した補助金額に5万円加算。 【木質ペレットストーブ】 (対象システム) ・木質ペレットを燃料として使用する設計及び仕様となっている、未使用の暖房機器であること。 ・保証書の保証開始日が同一年度内であること。 (補助金額) ・本体等購入費+設置工事費の1/2以内の額（上限15万円） 【薪ストーブ】 (対象システム) ・薪を燃料として使用する設計及び仕様となっている、未使用の暖房機器であること。 ・保証書の保証開始日が同一年度内であること。 (補助金額) ・本体等購入費+設置工事費の1/2以内の額（上限15万円）</p> <p>問合せ：《生活環境課 環境政策係》 TEL：0277-76-0985</p>															
	<p><b>浄化槽設置整備補助金</b></p> <p>対象者：・公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業供用開始区域を除く区域に、10人槽以下の環境配慮型浄化槽を専用住宅に設置する方 ・市税の滞納がない方 ・浄化槽を設置する前に補助金申請を行い、同年度内に設置工事が完了できる方 ・その他、浄化槽設置整備補助金交付要綱にある要件を満たしている方</p> <p>内 容：単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽）に切り替える工事に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するもの。単独処理浄化槽からの転換については、配管工事費も補助対象 ※建物の新築・建替えによる工事は対象外 (補助金額)</p> <table border="0"> <tr> <td>【単独転換】</td> <td></td> <td>【くみ取り転換】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5人槽</td> <td>690,000円</td> <td>5人槽</td> <td>490,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>756,000円</td> <td>6～7人槽</td> <td>556,000円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>858,000円</td> <td>8～10人槽</td> <td>658,000円</td> </tr> </table> <p>※補助予算額には限りがあるため、先着順での受付</p> <p>問合せ：《都市計画課 下水道係》 TEL：0277-76-1903</p>	【単独転換】		【くみ取り転換】		5人槽	690,000円	5人槽	490,000円	6～7人槽	756,000円	6～7人槽	556,000円	8～10人槽	858,000円	8～10人槽
【単独転換】		【くみ取り転換】														
5人槽	690,000円	5人槽	490,000円													
6～7人槽	756,000円	6～7人槽	556,000円													
8～10人槽	858,000円	8～10人槽	658,000円													

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p><b>公共下水道接続促進補助金</b></p> <p>対象者：・公共下水道排水設備等工事計画確認申請書を提出している方 ・市税の滞納がない方 ・公共下水道受益者負担金及び分担金の滞納がない方</p> <p>内 容：くみ取り槽の水洗化や浄化槽を廃止して、公共下水道に接続する方に補助金を交付する。 ※建物の新築・建替えによる工事は対象外（補助金額） 接続工事に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）に相当する額（その額に1,000円未満の額が生じたときは、その端数を切り捨てた額）上限5万円 ※補助予算額には限りがあるため、先着順での受付</p> <p>問合せ：《都市計画課 下水道係》 TEL：0277-76-1903</p>
農業体験・就農支援	<p><b>貸し農園の設置(浅原体験村)</b></p> <p>対象者：農業体験を行いたい方</p> <p>内 容：面 積 1区画約40㎡ 区画数 110区画 利用料 年額8,000円 申 込 随時受付（利用期間は、1年間）</p> <p>○その他の施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コテージ（10人用、8人用、4人用）5棟 1棟12,000円から</li> <li>・食堂、直売所、管理棟（シャワー、トイレ付き）</li> <li>・そば打ち体験道場 そば打ち体験1名1,100円</li> <li>・バーベキューハウス</li> <li>・貸出用農機（耕うん機）</li> <li>・屋外トイレ</li> <li>・駐車場70台分</li> </ul> <p>問合せ：《農林課 林政係》 TEL：0277-76-1937</p> <p><b>市民農園の設置(諸町市民農園)</b></p> <p>対象者：市内在住・在勤者</p> <p>内 容：面 積 1区画約20㎡ 区画数 132区画 利用料 年額4,000円 申 込 随時受付（利用期間は、1年間）</p> <p>○その他の施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休憩ハウス</li> <li>・簡易トイレ</li> <li>・水道</li> <li>・駐車場33台分</li> </ul> <p>問合せ：《農林課 農政係》 TEL：0277-76-1937</p> <p><b>農業次世代人材投資事業</b></p> <p>対象者：独立・自営就農時の年齢が50歳未満の次世代を担う農業者となることについて、強い意欲を持っている新規就農者</p> <p>内 容：最長5年間で経営開始1～3年まで150万円／年、経営開始4～5年目まで120万円／年の資金を交付します。 認定新規就農者であることなど一定の交付要件があります。</p> <p>問合せ：《農林課 農政係》 TEL：0277-76-1937</p>
就業支援	<p><b>起業家チャレンジ資金貸付事業</b></p> <p>対象者：新たに創業する者、新たな事業に業種転換する者で具体的な計画を有する者または事業開始後1年未満の者で、市税等に未納のないもの</p> <p>内 容：資金使途：創業または業種転換のための運転資金及び設備資金 融資条件：利率（固定） 年1.7％ 限度額 1,000万円 融資期間 運転資金：5年以内、設備資金：10年以内 運転・設備併用：10年以内 取扱金融機関（申し込み先）：市内の銀行、信用金庫、信用組合</p> <p>問合せ：《商工課 商工労政係》 TEL：0277-76-1938</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>福祉医療費支給事業</b></p> <p>対象者： 中学校卒業までの子ども、高校生世代の方</p> <p>内 容： 中学校卒業までの子どもについては、外来の医療費及び入院時にかかった医療費と食事代が無料（群馬県内の市町村で一律実施）。また、高校生世代のかたについては、入院時にかかった医療費と食事代が無料。 ※医療費は保険診療分の自己負担額。</p> <p>問合せ： 《健康介護課 保険医療係》 TEL：0276-82-6136</p>
	<p><b>不妊・不育症治療費助成事業</b></p> <p>対象者： 法律上の婚姻関係がある夫婦で、次の要件をすべて満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 夫婦または夫婦のいずれか一方が町内に1年以上住所があること（申請日が基準日）</li> <li>2. 同一世帯の全員が町税及び国民健康保険税の滞納がないこと</li> <li>3. 医療保険各法における被保険者又は被扶養者であること</li> <li>4. 交付決定時に町内に住所があること（交付決定まで約1か月程度）</li> </ol> <p>内 容： 専門の医療機関で受けた不妊症及び不育症の保険医療対象外の治療及びその治療に係る検査に要した費用の自己負担額の2分の1を助成する。</p> <p>助成金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般不妊治療 1年度当たり5万円を限度</li> <li>・特定不妊治療 1回の治療につき10万円を限度</li> <li>・男性不妊治療 1回の治療につき15万円を限度</li> <li>・不育治療 1年度当たり30万円を限度</li> </ul> <p>※特定不妊治療、男性不妊治療については、「群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業」による助成の対象となる場合、治療費からその助成額を差し引いた額に対する2分の1以内の額。</p> <p>問合せ： 《健康介護課 健康推進係》 TEL：0276-82-3757（板倉町保健センター）</p>
	<p><b>0歳児紙おむつ券給付事業</b></p> <p>対象者： 町内に住所があり、0歳児を養育している方。ただし、板倉町において生活実態のない方は対象外。</p> <p>内 容： 月額2,000円の紙おむつ給付券を交付する。対象期間は出生した月から1歳の誕生月の前月分までとし、最大24,000円分支給される。また、転入されたかたは、町に住居登録をした日の属する月から1歳の誕生月の前月分までとする。交換ができる町指定の店舗にて利用が可能。</p> <p>問合せ： 《福祉課 子育て支援係》 TEL：0276-82-6134</p>
	<p><b>チャイルドシート購入費補助事業</b></p> <p>対象者： 町内に住所があり、1歳未満の乳児を養育する方</p> <p>内 容： 自動車に乗車中の幼児の安全確保と健やかな成長を支援するため、チャイルドシートの購入者に対して、その費用の一部を補助する。補助金額はシート1台につき1万円を上限として、購入価格（税込み額）の2分の1を乗じた額。交付要件は国土交通省の認証マークが有るシートを購入後、1年未満であること。乳児1名につき申請は1回までで、出生後に申請を受け付けている。</p> <p>問合せ： 《福祉課 子育て支援係》 TEL：0276-82-6134</p>
	<p><b>子育て支援金支給事業</b></p> <p>対象者： 町内に住所があり、引き続き本町に在住する見込みがある方のうち、次のいずれかに該当する方（生活実態のない方、生活保護を受けている方は除く）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新たに子を出産し、その子を養育している方</li> <li>2. 次年度に小学校に入学するお子さんを養育している保護者の方</li> </ol> <p>内 容： 町内に住所を有する方が、子どもを出産した時及びその方の子どもが小学校に入学する時に、その子どもの区分により支援金を支給する。</p> <p>支給額</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第1子 60,000円（出生時30,000円 入学時30,000円）</li> <li>2. 第2子 80,000円（出生時40,000円 入学時40,000円）</li> <li>3. 第3子以降 120,000円（出生時60,000円 入学時60,000円）</li> </ol> <p>問合せ： 《福祉課 子育て支援係》 TEL：0276-82-6134</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>産後ケア事業</b></p> <p>対象者：町内に住所があり、産後2カ月未満であるお母さんと赤ちゃん</p> <p>内容：出産直後の産婦の健康面の悩みや育児への不安などを軽減するため、助産師により心身のケアや休養等の支援を行う（有料／館林厚生病院へ委託）。</p> <p>個人負担額 1回につき2,000円（1人につき7回まで利用可能）</p> <p>問合せ：《健康介護課 健康推進係》 TEL：0276-82-3757（板倉町保健センター）</p>
	<p><b>奨学金の貸与</b></p> <p>対象者：以下の要件に該当し、出身学校長又は在学学校長が適当と認め、推薦された方。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 町内に1年以上居住する世帯の子弟</li> <li>2. 学力優秀・品行方正・身体強健な方</li> <li>3. 専門学校以上の学校に入学する者及び在学する方</li> <li>4. 経済的理由により学資の支出が困難な世帯にある子弟</li> </ol> <p>内容：貸与額：専門学校・短期大学・大学に在学する方 月額50,000円以内 貸与期間：奨学資金の貸与期間は在学又は入学する学校の正規の修学期間</p> <p>問合せ：《教育委員会事務局 総務学校係》 TEL：0276-82-6153</p>
	<p><b>小中学校児童生徒給食費の無料化</b></p> <p>対象者：町内小中学校に在籍する児童生徒の保護者 町立小中学校に在籍する食物アレルギーを持つ児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 食物アレルギーのため、弁当対応をする児童生徒の保護者</li> <li>2. 食物アレルギーのため、学校給食の牛乳のみ支給を受ける児童生徒の保護者</li> <li>3. 牛乳アレルギーのため、学校給食の牛乳の支給を受けることができない児童生徒の保護者</li> </ol> <p>内容：子どもを育てる保護者が抱える経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境の整備と食育の充実を図るため、町立小中学校に在籍する児童生徒の学校給食費の無料化を実施している。また、食物アレルギー等の理由で、給食の代わりに弁当を持参をしている児童生徒についても、その経費（学校給食費相当額）を補助している。</p> <p>問合せ：《教育委員会事務局 総務学校係》 TEL：0276-82-6153</p>
	<p><b>英語検定料の半額助成</b></p> <p>対象者：町内に住所を有する高校生以下の児童・生徒で、英語検定3級以上を受験した方（英語検定試験申込後に試験を欠席した場合は対象外）</p> <p>内容：英語検定の受験の機会を増やし、英語力及び学習意欲の向上を図るため、英語検定料の半額を助成する。同一年度内で2回まで助成を受けることが出来る（ただし、2回目の申請は、同一年度内に英語検定3級以上に合格し、さらに上位の級を受験する場合に限る）。</p> <p>問合せ：《教育委員会事務局 総務学校係》 TEL：0276-82-6153</p>
住宅支援	<p><b>町営住宅の紹介</b></p> <p>対象者：1. 町内に住んでいる又は勤めていて、住宅にお困りの方 2. 住民税の滞納のない方 3. 同居を予定している親族がいる方 ※単身者でも、次のいずれかに該当する場合、申込みが可能 ア) 60歳以上の方 イ) 生活保護を受けている方 ウ) その他</p> <p>内容：入居資格</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 敷金(家賃の3か月分)を納入できる方</li> <li>2. 連帯保証人1人を立てられる方</li> <li>3. 入居可能日から15日以内に入居できる方</li> <li>4. 前年中の収入(同居予定親族の収入を含む)が、国の定める収入基準に当てはまる方</li> </ol> <p>※家賃は団地ごとに、入居者の収入や世帯状況により決定される。</p> <p>問合せ：《都市建設課 計画管理係》 TEL：0276-82-6151</p>

分類	事業名（対象者・内容）																					
住宅支援	<p><b>勤労者住宅建設資金融資</b></p> <p>対象者：町内に居住又は勤務先を有する勤労者で、町内に自己の居住する住宅を建築又は取得しようとするもの （増築及び改築の場合の面積は、現在居住する居宅の2分の1以上で、33平方メートルを下らないものとする。）</p> <p>内 容：融資条件  1. 融資限度額 500万円以内  2. 融資利率 年率3.6%（年率7%以内で町長が定める利率）  3. 融資期間 20年以内  4. 最終返済年齢 65歳まで</p> <p>問合せ：《産業振興課 商工観光係》 TEL：0276-82-6139</p>																					
	<p><b>住宅リフォーム支援事業</b></p> <p>対象者：以下のすべてを満たす方  1. 町内に居住し、住民基本台帳に記載されている方  2. 世帯の中に町税等を滞納している人がいないこと  3. 令和2年4月1日以降の本制度による補助金交付額が10万円に達していない方又はその他板倉町で実施する住宅の改造等に係る補助金等の交付を受けていない方</p> <p>内 容：町内建築関連業者を中心とした経済の活性化及び住環境の質の向上を図るため、町内施工業者により一定の条件に基づく個人住宅等のリフォーム工事を行った方へ、工事費の10%（限度額10万円）を、板倉町商工会の商品券で助成する。令和2年4月1日以降に交付を受けた補助金額を合計して、10万円に達するまで何度でも利用可能。</p> <p>問合せ：《産業振興課 商工観光係》 TEL：0276-82-6139</p>																					
	<p><b>住宅取得支援事業</b></p> <p>対象者：以下のすべてを満たす方  1. 転入日から前2年間は町内に住んでいない方  2. 板倉町に転入した、またはこれから転入し、住宅を建築または購入した方  3. その住宅の所有者（共有者がいる場合は代表者1人）  4. その住宅に住む全員が、町税等を滞納していないこと  5. その住宅に5年以上継続して住む方  6. この要綱に基づく補助金を初めて受ける方  7. 令和4年3月31日までに、取得した住宅に住民票を移動する方</p> <p>内 容：移住及び定住を促進して地域を活性化するため、町内に居住する住宅を建築・購入する個人の方に対して、費用の一部を補助する。補助額は住宅取得価格（併用住宅にあっては、うち居住部分の金額）の3%で、上限30万円まで。</p> <p>問合せ：《都市建設課 計画管理係》 TEL：0276-82-6151</p>																					
農業体験・就農支援	<p><b>貸し農園の設置（ふれあいファームいたくら）</b></p> <p>対象者：借用を希望する方（町内外在住不問）</p> <p>内 容：都市と農村の交流事業を通じ作物を作る喜びや農業への関心を深めてもらうことを目的とする。利用期間は1年間とし、1世帯につき2区画まで貸し出しが可能。</p> <p>利用区画数及び年間利用料金</p> <table border="0"> <tr> <td>15㎡</td> <td>2区画</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>24㎡</td> <td>18区画</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>28㎡</td> <td>2区画</td> <td>2,800円</td> </tr> <tr> <td>30㎡</td> <td>66区画</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>45㎡</td> <td>1区画</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>52㎡</td> <td>1区画</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">計90区画</td> </tr> </table> <p>問合せ：《産業振興課 農業振興係》 TEL：0276-82-6137</p>	15㎡	2区画	1,500円	24㎡	18区画	2,400円	28㎡	2区画	2,800円	30㎡	66区画	3,000円	45㎡	1区画	4,500円	52㎡	1区画	5,200円	計90区画		
	15㎡	2区画	1,500円																			
24㎡	18区画	2,400円																				
28㎡	2区画	2,800円																				
30㎡	66区画	3,000円																				
45㎡	1区画	4,500円																				
52㎡	1区画	5,200円																				
計90区画																						
就業支援	<p><b>創業支援事業</b></p> <p>対象者：町内で創業を目指す方（創業後5年未満の方も含む）</p> <p>内 容：産業振興課商工観光係内に創業支援に関する連絡窓口を設置し個別相談を実施するとともに、必要に応じて町商工会、町内金融機関及び群馬県商工会連合会等の関係機関と連携し、町内で創業を希望する方へそれぞれの段階に応じた適切な創業支援策を提供する。</p> <p>問合せ：《産業振興課 商工観光係》 TEL：0276-82-6139</p>																					

分類	事業名（対象者・内容）
その他	<p><b>移住支援金の支給</b></p> <p>対象者：東京圏（一部を除く埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）から板倉町に移住し、諸要件を満たす方</p> <p>内容：東京圏から板倉町への移住に係る一時的な経済負担を軽減することで、板倉町への移住促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保する。支給額は、単身の場合は60万円、2人以上の世帯の場合は100万円。また、諸要件（移住元要件、移住先要件、地域の担い手としての要件等）のうち、自治体独自で設定できる関係人口に関する要件は以下のとおり</p> <p>（ア）から（ウ）までの全てに該当すること</p> <p>（ア）次に掲げる事項のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町へのふるさと応援寄附をしている方</li> <li>・本町への居住歴がある方</li> <li>・本町への通勤歴がある方</li> <li>・本町への通学歴がある方</li> <li>・本町に民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族が居住している方</li> </ul> <p>（イ）次に掲げる事項のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給申請者の年齢が50歳未満であること</li> <li>・支給申請者の配偶者の年齢が50歳未満であること</li> <li>・支給申請者が、同一世帯において15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育していること</li> </ul> <p>（ウ）次に掲げる事項のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・板倉町住宅取得支援事業補助金交付要綱（平成27年板倉町告示第69号）第10条に規定する補助金額の確定を受けた方</li> <li>・新たに就農する個人で、次に掲げる1から3までの全ての事項に該当すること</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地や資金等を独自に調達し、新たに農業経営を開始する方又は3親等以内の親族の農業経営を継承する意志のある方</li> <li>2. 農作業に従事する日数が年間150日以上であること</li> <li>3. 法人等と雇用契約を締結している被雇用者でないこと</li> </ol> <p>その他の要件や必要書類、申請方法等については、群馬県移住・定住サイト「ぐんまな日々」または町公式ホームページに掲載。</p> <p>問合せ：《企画財政課課 企画調整係》TEL：0276-82-6125</p>

分類	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p><b>出産祝金支給事業</b></p> <p>対象者： お子さんを出産した方に、町より祝金が支給されます。町税を滞納していない方、明和町に1年以上の居住がある方が対象となります。また、出産時に1年に満たない方でも、町民となって1年を経過すれば申請可。それぞれ60日以内の申請が必要。</p> <p>内 容： 第1子10万円、第2子20万円、第3子以降30万円を段階的に支給します。</p> <p>問合せ： 《健康子ども課 子ども支援係》 TEL：0276-84-3111（内線172）</p>
	<p><b>不妊治療費助成事業</b></p> <p>対象者： 特定不妊治療費：特定不妊治療費（体外受精および顕微授精）の医療保険適用外の検査費および診療費を補助するもの。 一般不妊治療費：医師の診断を受けた不妊治療で、特定不妊治療（体外受精等）を除く検査費および治療費、薬剤投与費（男性不妊も含む）を補助するもの。 両治療費とも戸籍上の夫婦であって、1年以上明和町に居住している方。町税の滞納のない方。</p> <p>内 容： 特定不妊治療費：治療費の1/2で上限額15万円（年度あたり） 一般不妊治療費：治療費の1/2で上限額10万円（年度あたり）</p> <p>問合せ： 《健康子ども課 健康づくり係》 TEL：0276-84-3111（内線172）</p>
	<p><b>不育症治療費助成事業</b></p> <p>対象者： 不育症（妊娠するが、流産・死産などにより子どもに恵まれない状態）の検査費及び治療費、薬剤投与費を補助するもの。 1年以上明和町に居住している方。町税の滞納のない方。</p> <p>内 容： 治療費の1/2補助（上限30万円）※年度あたり</p> <p>問合せ： 《健康子ども課 健康づくり係》 TEL：0276-84-3111（内線172）</p>
	<p><b>産後ケア事業</b></p> <p>対象者： 産後3ヶ月未満の母親のうち、家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられない方。育児に対する不安が強い方。</p> <p>内 容： 産婦の母体管理及び生活面の指導 授乳や乳房ケア等の母乳育児指導 沐浴等の育児指導に関することなど</p> <p>利用回数7回まで 1回につき2,000円</p> <p>問合せ： 《健康子ども課 健康づくり係》 TEL：0276-84-3111（内線172）</p>
	<p><b>乳幼児用補助装置購入費補助金</b></p> <p>対象者： 明和町に住所を有し、町税を滞納していない方で、0歳以上6歳未満の乳幼児のため国土交通省の定める安全基準に適合するチャイルドシートを購入した保護者。</p> <p>内 容： チャイルドシート購入時の費用を1/2補助（上限1万5,000円） ※乳幼児1人につき1台・1回限り</p> <p>問合せ： 《健康子ども課 子ども支援係》 TEL：0276-84-3111（内線172）</p>
	<p><b>子どものインフルエンザ予防接種助成</b></p> <p>対象者： 1歳～15歳の子どもがインフルエンザ予防接種を受けた場合。</p> <p>内 容： 1回につき費用の1/2（上限2,000円）を助成する。 ※2回まで申請可能</p> <p>問合せ： 《健康子ども課 健康づくり係》 TEL：0276-84-3111（内線172）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>福祉医療費(子ども医療費)支給事業</b></p> <p>対象者：①子ども（中学校卒業まで） 【入院・外来】 ②高校生世代（18歳の年度末まで） 【入院のみ】</p> <p>内 容：①子ども（中学校卒業まで）：医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施（群馬県内の市町村で一律実施） ②高校生世代（18歳の年度末まで）：医療費（入院のみ）について無料化を実施</p> <p>問合せ：《住民保険課 保険年金係》 Tel：0276-84-3111（内線144）</p>
	<p><b>認定こども園 明和こども園(ハローイングリッシュ事業)</b></p> <p>対象者：①0歳から就学前の保育に欠ける児童（長時間保育） ②3歳から就学前の児童（短時間保育）</p> <p>内 容：3歳以上児について、人間形成の基礎を培う幼児教育を、保護者の就労形態等に区分されない一元化した教育・保育として提供する。 英語による保育を重視し、専任の外国人講師を置き、自然で無理のない環境の中で英語の基礎づくりを行う。</p> <p>問合せ：《明和町立明和こども園》 Tel：0276-80-7711</p>
	<p><b>多子軽減の拡充</b></p> <p>対象者：保護者及び対象児童が明和町に住所を有し、子どもを3人以上扶養していること。</p> <p>内 容：3歳未満児における第3子以降の児童に係る保育料を、申請により無料にする。（小学校就学前までの範囲を無制限とする。）</p> <p>問合せ：《明和町立明和こども園》 Tel：0276-80-7711</p>
	<p><b>奨学金の貸与</b></p> <p>対象者：以下の要件に該当し、出身学校長又は在学学校長が適当と認め、推薦された方。 ①町内に1年以上居住する世帯の子弟 ②品行方正で進学の意欲と能力を有する者 ③経済的理由により学資の支出が困難な世帯にある子弟（所得制限あり）</p> <p>内 容：高等学校 月額1万円、高等専門学校 月額2万円、大学 月額4万円を貸与する。 学校卒業後、1年を経過した年の翌月から貸与年数の2倍に相当する期間内に、月賦または年賦で返済する。</p> <p>問合せ：《学校教育課 総務係》 Tel：0276-84-3111（内線242）</p>
	<p><b>英語検定補助事業</b></p> <p>対象者：明和町に住所を有し、英検(実用英語技能検定)3級以上を受験した小中学生の保護者の方</p> <p>内 容：検定料の自己負担分1,000円を引いた全額を助成します。1人につき受験年度1回の助成を行います。3級以上に合格して、その年度にさらに上位級を受験する場合は、さらにもう1度助成</p> <p>問合せ：《学校教育課 学校教育係》 Tel：0276-84-3111（内線242）</p>
住宅支援	<p><b>町営住宅の斡旋</b></p> <p>対象者：町営住宅入居希望者</p> <p>内 容：町のホームページにて入居資格・申込方法を掲載。</p> <p>問合せ：《都市建設課 都市開発係》 Tel：0276-84-3111（内線135）</p>
	<p><b>住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金</b></p> <p>対象者：自ら居住する住宅（併用住宅含む）に対象システムを設置した方、又は町内に自ら居住するため建売住宅供給者等から対象システム付き住宅を購入した方。 ①住民基本台帳に記録されていること。 ②対象者の属する世帯全員に町税等に滞納がないこと。 ③申請の日が電力会社との電気供給契約の日から1年を経過していないこと。</p> <p>内 容：1万円×太陽電池モジュールkw（小数点第3位を四捨五入）千円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てる。（上限10万円） 1万円×定置型蓄電池kwh（小数点第3位を四捨五入）千円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てる。（上限6万円）</p> <p>問合せ：《産業環境課 環境保全係》 Tel：0276-84-3111（内線125）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p><b>雨水浸透柵設置費補助金</b></p> <p>対象者：自ら居住する住宅（併用住宅含む）に雨水浸透柵を設置した方。  ①住民基本台帳に記録されていること。  ②対象者の属する世帯全員に町税等に滞納がないこと。  ③設置工事が完了した日から1年を経過していないこと。</p> <p>内 容：6千円/1基（上限6万円）</p> <p>問合せ：《産業環境課 環境保全係》 TEL：0276-84-3111（内線125）</p>
	<p><b>住宅リフォーム補助金</b></p> <p>対象者：町内の施工業者によるリフォーム工事を行う方で、次の要件全てに該当する方。  ①明和町に1年以上住所を有する方  ②住宅を自ら所有し、かつ居住している方  ③町税及び使用料等を完納している方  ④当該工事について、町で実施している他の住宅改造補修費補助金等の交付を受けていない方</p> <p>内 容：自己用住宅の修繕・増築等で工事金額が20万円以上（消費税を除く）の場合が対象となり、工事費の10%（但し千円未満は切り捨て）、補助金の最高額は10万円。  ※該当住宅につき1回限り</p> <p>問合せ：《産業環境課 商工係》 TEL：0276-84-3111（内線124）</p>
農業体験・就農支援	<p><b>農業次世代人材投資資金</b></p> <p>対象者：独立・自営就農時期の年齢が原則50歳未満であり、農業経営者となることについて強い意欲を有している方。  ①農地の所有権又は利用権を交付対象者が有しており、原則として交付対象者の所有と親族以外からの賃借が主であること。  ②主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。  ③生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。  ④交付対象者の農産物等の売上や経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。  ⑤所有権を交付対象者に移転することを確約すること。</p> <p>内 容：経営開始直後の新規就農者に対して農業次世代人材投資資金を交付する。  1人あたり年間150万円 交付期間は最長5年間</p> <p>問合せ：《産業環境課 農政係》 TEL：0276-84-3111（内線122）</p>
	<p><b>就農研修制度</b></p> <p>対象者：町の特産である「梨」の就農を希望する方  ※「きゅうり」の就農を希望する方も別途制度あり</p> <p>内 容：1～2年間地元農家の元で研修を行い、栽培技術、販売技術を学ぶ。  梨園の幹旋、住まいの幹旋、販路の幹旋、農機具の幹旋等、町、群馬県、JA、指導農家との協議会による研修から就農までのトータル支援を実施。  地域おこし協力隊として活動することも可（一定報酬。一部条件あり）。</p> <p>問合せ：《産業環境課 農政係》 TEL：0276-84-3111（内線122）</p>
	<p><b>果樹園芸関係補助金</b></p> <p>対象者：町の特産である「梨」の就農者及び就農をする方</p> <p>内 容：①果樹園流動化促進整備補助金 果樹園賃借料の1/2補助（上限3万円）  ②果樹園芸施設整備補助金 施設の整備費用の1/2補助（上限40万円）</p> <p>問合せ：《産業環境課 農政係》 TEL：0276-84-3111（内線122）</p>
	<p><b>ふれあい家庭菜園</b></p> <p>対象者：明和町内に在住する農業者以外の方</p> <p>内 容：町では農業者以外の方が、野菜や花等を栽培して農業に対する理解を深めるために、一区画30平方メートルの農園の貸付を行う。  ・使用料：1区画3,000円/年  ・貸付期間：1年</p> <p>問合せ：《産業環境課 農政係》 TEL：0276-84-3111（内線122）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
就労支援	<p><b>勤労者生活資金</b></p> <p>対象者：町内に1年以上居住し、同一事業所に1年以上継続して勤務している方（町税を完納している方）</p> <p>内容：医療費、冠婚葬祭費、教育費、耐久消費財購入費等に貸付（融資限度額100万円）。融資期間5年以内、利率年2.1%</p> <p>問合せ：《産業環境課 商工係》 TEL：0276-84-3111（内線124）</p>
	<p><b>明和Mターン促進奨励金</b></p> <p>対象者：①新規に住宅を取得した方（新築住宅又は中古住宅を購入して平成30年4月1日以降に転入した者） ②借家等に転入し、町内に就労・就農した方（平成30年4月1日以降に転入した町内在勤者又は就農者） ③町内転入者、新規就労者を雇用した事業者</p> <p>内容：町の雇用促進及び定住人口の増加を図るため、上記該当者に奨励金を交付します。 ①30万円②15万円③5万円</p> <p>問合せ：《産業環境課 商工係》 TEL：0276-84-3111（内線124）</p>
	<p><b>介護施設就労者支援事業</b></p> <p>対象者：明和町Mターン促進奨励金の①②に該当し、介護サービス事業所に介護職員として勤務する方（町税を完納している方）</p> <p>内容：5万円を支給します。</p> <p>問合せ：《介護福祉課 介護保険係》 TEL：0276-84-3111（内線154）</p>
	<p><b>創業支援事業</b></p> <p>対象者：町内で創業を目指す方</p> <p>内容：産業環境課内に創業支援に関する連絡窓口を設置し個別相談を実施するとともに、必要に応じて町商工会、町内金融機関及び群馬県商工会連合会等の関係機関と連携し、町内で創業を希望する方へそれぞれの段階に応じた適切な創業支援策を提供する。</p> <p>問合せ：《産業環境課 商工係》 TEL：0276-84-3111（内線124）</p>
その他	<p><b>先進安全自動車購入補助金</b></p> <p>対象者：①新車登録日及び申請日に、町内に住所を有している満65歳以上の方 ②非営利かつ自ら使用する目的で新車を購入した方 ③自動車運転免許証（有効期限内）を保有している方 ④町税を滞納していない方 以上の全てを満たす個人の方（一人一回限り）</p> <p>内容：先進安全自動車（①衝突被害軽減ブレーキ②車線維持支援制御装置、車線逸脱警報装置又はふらつき注意喚起装置③ペダル踏み間違い時加速抑制装置の3つ全てを備えた新車）の購入に定額5</p> <p>問合せ：《総務課 危機管理係》 TEL：0276-84-3111（内線217）</p>
	<p><b>ごみ収集指定袋の一部無料化</b></p> <p>対象者：町内に住民登録のある方、又は、町外から新規に転入し住民登録をされた方（転入条件によっては該当しない場合もあります。）</p> <p>内容：ごみ収集指定袋と交換できる引換券を配布することで、引換券と交換できる枚数分を無料化するもの。 引換券は1人当たり年間3枚を限度として世帯主に配布する。（なお、新規転入については、転入時期により枚数が変わります。） 引換券1枚で大きいごみ袋（40リットル）10枚、又は小さいごみ袋（20リットル）20枚と交換できる。引換券の有効期間は当該年度の年度末3月31日まで。</p> <p>問合せ：《産業環境課 環境保全係》 TEL：0276-84-3111（内線125）</p>
	<p><b>防災行政無線の戸別受信機の貸出し</b></p> <p>対象者：明和町に居住している方で、貸出しを希望している世帯</p> <p>内容：上記対象者に防災行政無線の戸別（家庭用）受信機を保証金1万円にて貸し出す。 なお、65歳以上の単身世帯の方等、保証金が免除されます。</p> <p>問合せ：《総務課 危機管理係》 TEL：0276-84-3111（内線217）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>子ども医療費無料化</b></p> <p>対象者：（１）中学校卒業までの子ども （２）高校生世代の子ども</p> <p>内容：（１）医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施。（群馬県内の市町村で一律実施） （２）入院費を助成（婚姻したことのない方）。（町単独事業）</p> <p>問合せ：《住民福祉課 保険年金係》 TEL：0276-86-7001（直通）</p>
	<p><b>産後ケア事業</b></p> <p>対象者：産婦及びその乳児（利用できる期間は委託施設で異なる）</p> <p>内容：出産直後の産婦の健康面の悩みや育児への不安などを軽減するため、助産師等により心身のケアや休養等の支援を行う（有料：委託施設にて実施）</p> <p>問合せ：《健康子ども課 健康推進係》 TEL：0276-86-5411</p>
	<p><b>不妊治療助成事業</b></p> <p>対象者：申請日において夫若しくは妻のいずれか一方又は双方が千代田町に住所があり、1年以上経過している。法律上の夫婦であること。町税及び国民健康保険税の滞納がない者。</p> <p>内容：不妊治療を行う方を対象に費用の一部を助成。 ○対象となる治療：医師の診断を受けた不妊治療で、医療保険対象以外の検査費及び治療費 ○助成額：1年度当たり上限10万円（治療費の1/2以内）ただし県の助成を受ける場合はその助成額を減じた額の1/2（上限10万円）助成期間は連続する5年度まで。</p> <p>問合せ：《健康子ども課 健康推進係》 TEL：0276-86-5411</p>
	<p><b>不育治療助成事業</b></p> <p>対象者：申請日において夫若しくは妻のいずれか一方又は双方が千代田町に住所があり、1年以上経過している。法律上の夫婦であること。町税及び国民健康保険税の滞納がない者。</p> <p>内容：不育治療を行う方を対象に費用の一部を助成 ○対象となる治療：医師の診断を受けた不育治療で医療保険対象以外の検査費及び治療費 ○助成額：1年度当たり上限30万円（治療費の1/2以内）助成期間は5年度まで。</p> <p>問合せ：《健康子ども課 健康推進係》 TEL：0276-86-5411</p>
	<p><b>子育て支援事業（一時預かり事業）</b></p> <p>対象者：千代田町に住所を有し家庭において乳幼児を養育している方（保育園・幼稚園・こども園などの施設に通っている家庭は利用不可。）</p> <p>内容：病気・冠婚葬祭・育児疲れなどにより、一時的に保育を必要とする場合、町立東・西こども園で乳幼児を預かり保育をします。事前に園へ、利用申込書の提出が必要になります。</p> <p>問合せ：《健康子ども課 子育て支援係》 TEL：0276-86-5411 《健康子ども課 東こども園》 TEL：0276-86-3226 《健康子ども課 西こども園》 TEL：0276-86-4154</p>
	<p><b>子育て世代包括支援センターの設置</b></p> <p>対象者：妊娠期から子育て期にある子育て世代の方。</p> <p>内容：健やかに安心して妊娠期を過ごし、安心して出産・子育てができるように、さまざまな悩みや質問にお答えする相談窓口を開設しました。子育てに関するあらゆる相談をワンストップで対応します。</p> <p>問合せ：《健康子ども課 健康推進係》 TEL：0276-86-5411</p>
	<p><b>第3子以降3号認定子どもの利用者負担額(保育料)無料化</b></p> <p>対象者：3人以上の子どもを養育する保護者のうち、第3子以降の子どもが3号認定子ども（保育の利用児）である保護者</p> <p>内容：第3子以降の利用者負担額（保育料）を無料化</p> <p>問合せ：《健康子ども課 子育て支援係》 TEL：0276-86-5411（保健センター）</p>
	<p><b>子育て育児用品購入費助成</b></p> <p>対象者：千代田町に住所を有する乳児の保護者であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。 ・申請日に、当該乳児及び保護者が本町に住所を有していること。 ・保護者が町税を滞納していないこと。</p> <p>内容：○助成対象物品（平成31年4月1日以後に購入したもの） 町内の小売販売店において購入した次に掲げる物品とする。 ・紙おむつ、おしり拭き ・粉ミルク、哺乳瓶その他の授乳関連用品 ・離乳食等の乳児用食品（加工済みの製品として販売されている物に限る）、乳児用衣類、寝具その他の育児用品 ※但し、以下のものは除く ・一般の利用に供し得る物品 ○助成金額 乳児が満1歳になるまでに保護者が購入した物品に要した経費。 乳児（令和2年4月1日以降出生児）1人につき上限12,000円。</p> <p>問合せ：《健康子ども課 子育て支援係》 TEL：0276-86-5411（保健センター）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>町立こども園給食費の軽減</b></p> <p>対象者：町立東・西こども園に通う子どもの保護者</p> <p>内容：町立東・西こども園の給食費を軽減することによって、子育て家庭の経済的支援を図ります。</p> <p>○軽減内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2子 = 半額免除 要件：小学校3年生から数えて第2子であること・所得制限なし</li> <li>・第3子以降 = 全額免除 要件：年齢上限なしで数えて第3子以降であること・所得制限なし</li> </ul> <p>問合せ：《健康子ども課 子育て支援係》 TEL:0276-86-5411</p>
	<p><b>産前産後サポーター派遣事業</b></p> <p>対象者：千代田町に住所登録があり、居住している妊娠中または産後4か月未満（多胎出産の場合は産後1年未満）の方で、体調不良等のため家事を行うことが難しく、かつ、同居の家族やそれ以外の親族からの援助が受けられない方</p> <p>内容：（1）家事に関すること ・食事の準備及び片付け、・衣類の洗濯、・住居の掃除及び整理整頓、・生活必需品の買い物代行、・その他の必要な家事援助 （2）育児に関すること ・授乳介助、・おむつ交換支援、・沐浴介助、・適切な育児環境の整備、・その他の必要な育児援助</p> <p>【利用できる日数・時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）利用日数 10日（多胎出産の場合は30日）</li> <li>（2）利用時間 1時間単位（1日の利用限度は2時間以内）</li> <li>（3）利用できる時間帯 月曜日から金曜日 午前9時～午後5時（土日祝・年末年始・派遣対応困難日除く）</li> </ul> <p>【利用料金】 1時間につき500円</p> <p>問合せ：《健康子ども課 健康推進係》 TEL：0276-86-5411</p>
	<p><b>健康相談事業</b></p> <p>対象者：千代田町民</p> <p>内容：千代田町健康ダイヤル いつでもどこからでも、千代田町民の方のみサービスを利用でき（国内のみ）、健康、医療、育児、介護、メンタルヘルス、医療機関情報等の相談に24時間体制で応じる電話相談。相談料及び通話料（フリーダイヤル）は、無料です。</p> <p>問合せ：《住民福祉課 保険年金係》 TEL：0276-86-7001（直通）</p>
	<p><b>奨学金貸与事業</b></p> <p>対象者：高校卒業後、大学・短大等に進学する方または在学中の方で、勉学の意欲と能力を有するにもかかわらず、経済的理由により就学困難な方</p> <p>○対象 次の（1）（2）（3）に該当し、出身学校長又は在学学校長が適当と認め、推薦した者でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）保護者又は本人が町内に1年以上居住していること</li> <li>（2）学力優秀、品行方正及び心身健全であること</li> <li>（3）経済的な理由により、修学が困難であること（収入基準あり）</li> </ul> <p>内容：町の予算の範囲内において、必要な資金「奨学金」を貸与して、有為な人材を育成しています。</p> <p>○貸与金額 ・月額 5万円以内（無利子）</p> <p>○返済期間 ・貸与終了後1年据え置き、貸与期間の2倍に相当する期間以内（正当な理由なく返済が遅滞した場合は、延滞金を徴収）</p> <p>問合せ：《教育委員会 総務係》 TEL：0276-86-7008（直通）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>英語検定補助事業</b></p> <p>対象者：中学生            内容：生徒の英語力及び学習意欲の向上を目的に英語検定の検定料を補助する。            ○検定料の全額を補助（1回の検定につき一つの級に限る）            問合せ：《教育委員会 総務係》 TEL：0276-86-7008（直通）</p>
	<p><b>電車による遠距離通学者助成事業</b></p> <p>対象者：高等学校、大学若しくは専修学校等に通う学生            内容：保護者の経済的負担の軽減、学生の通学意欲の醸成による定住化、電車の利用促進を図り、持続可能なまちづくりを目的に、町内に在住する学生の遠距離通学のために必要な定期券（電車）の購入に係る費用の一部を補助します。            ○1ヶ月当りの定期券購入額の1/2とし、補助の月額上限は5,000円とします。            ○令和3年度～令和7年度までの時限措置            問合せ：《企画財政課 企画調整係》TEL0276-86-7007（直通）</p>
住宅支援	<p><b>定住促進住宅用地分譲事業</b></p> <p>対象者：            内容：「ふれあいタウンちよだ」住宅団地分譲中            ・東武伊勢崎線 川俣駅から車で約10分            ・高崎線 熊谷駅から車で約30分            ・ジョイフル本田（千代田店）が徒歩圏内            ・分譲価格 4,862,900円～            問合せ：《ふれあいタウンちよだ現地案内所》TEL:0276-86-7500</p>
	<p><b>勤労者住宅資金利子補給事業</b></p> <p>対象者：以下の融資対象に該当する者            内容：勤労者の住宅建築資金に対し利子補給の措置を講じ、住宅建築を促進し、勤労者福祉の増進と生活の安定を図ります。            ○融資対象：次のいずれかに該当し、町内9町内に自己の居住の用に供する住宅の建築又は購入をしようとする勤労者で町税等を完納している者            ・町内に1年以上居住又は事業所に1年以上勤務            ・群馬県企業局及び西邑楽土地開発公社が分譲する住宅団地内に土地を取得            ・舞木土地区画整理地内に土地を取得又は借地            ○融資条件：            ・融資限度額 700万円以内            ・融資利率 町と金融機関で協議            ・融資期間 20年以内            ・償還方法 元利均等の月賦償還又は半年賦併用月賦償還            ・最終返還年齢 満65歳まで            ○利子補給：            ・融資利率のうち1%を限度とする            ・利子補給は、融資開始から10年以内            ○住宅の規模、程度：            ・床面積33㎡～165㎡以内            ・増築改築の場合は現在居住する居宅の1/2以上であること            ・専用住宅であること（店舗・車庫・物置等は対象外）            問合せ：《産業観光課 商工観光係》TEL0276-86-7005（直通）</p>
	<p><b>町営住宅の紹介</b></p> <p>対象者：町営住宅への入居を申し込むには、下記の入居資格を全て満たす必要があります。            1. 現在同居中か、または同居予定の親族がいること（内縁、婚約者を含む）。            2. 申込者と、同居（予定）者の合計収入が月額15万8千円以下であること。            3. 市町村税等を滞納していないこと。            4. 現に住宅に困窮していることが明らかであること。            5. 次の要件を満たすこと。            (1) 指定日までに敷金（家賃の3ヶ月分）を納入できること。            (2) 連帯保証人1名を立てられること            (3) 入居可能日から15日以内に入居し、住民票を異動できること。            ※上記の要件は、世帯の状況により変わりますので、詳しくはお問合せください。            内容：町営住宅は、住宅に困っている比較的所得の低い方に、安価な家賃で賃貸する住宅です。            問合せ：《建設環境課 土木管理係》 TEL：0276-49-5200（直通）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p><b>住宅リフォーム補助金事業</b></p> <p>対象者：住民登録をしている町内在住者で次の条件を満たす方  ・世帯全員が町税及び国民健康保険税を滞納していないこと。  ・当該工事について、町で実施している他の制度による住宅の改造、補修に係る補助金等の交付を受けていないこと。</p> <p>内容：建築関連産業を中心とした地域経済の活性化と住環境の質の向上を図るため、住宅リフォームに要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付します。</p> <p>○対象となるリフォーム工事  ・工事金額が20万円以上（消費税分除く）  ・町内施工業者による住宅リフォーム工事  ※暴力団または暴力団員等が経営若しくは関係する業者を除く。  ・当該工事を行う住宅の築年数が10年以上</p> <p>○補助金額  ・消費税を除いた総工事金額の10%（ただし、千円未満は切り捨て）  ・補助金限度額20万円</p> <p>問合せ：《産業観光課 商工観光係》TEL0276-86-7005（直通）</p>
	<p><b>移住者住宅取得費等補助金交付事業</b></p> <p>対象者：過去5年間以上本町に住所を有しない（ただし、初めて町外から町内の賃貸アパートに在住の方は除く）40歳以下の世帯</p> <p>内容：本町へ移住する方の住宅の新築又は購入、中古住宅の購入に要する経費に対し、補助金を交付し移住促進を推進します。</p> <p>○基本額  住宅の新築費又は中古住宅購入費等の経費の1/2以内（ただし限度額は、新築30万円、中古20万円とします。）</p> <p>○加算額  中学生以下の子どもがいる世帯10万円、ふれあいタウンちよだ分譲地の購入者20万円を加算します。）</p> <p>○令和3年度～令和7年度までの時限措置</p> <p>問合せ：《都市整備課 都市計画係》TEL0276-86-7003（直通）</p>
	<p><b>三世代めくもり家族住宅取得等応援事業</b></p> <p>対象者：親世帯または子世帯のうち、住宅を新築、購入及び増改築工事に係る契約を締結する者</p> <p>内容：新たに三世代（親と子と孫）が同居（敷地内同居含む）するために、住宅の新築、購入又は増改築工事に要する費用の一部を補助することにより、世代間で相互に支えながら生活する多世代家族の形成を推進するとともに、高齢者の孤立防止及び子育て支援等の家族の絆の再生を図り、本町の定住人口の増加をめざします。</p> <p>○補助金額  新築・改築・増築した費用の1%相当額（上限10万円）を補助。</p> <p>○令和3年度～令和7年度までの時限措置</p> <p>問合せ：《企画財政課 企画調整係》TEL0276-86-7007（直通）</p>
	<p><b>千代田町結婚新生活支援補助金</b></p> <p>対象者：結婚を機に町内で新たに生活を始める新婚夫婦</p> <p>主な要件  ・令和3年1月1日から令和4年3月31日までに婚姻届を提出し受理された夫婦  ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下  ・夫婦の所得合算が400万円未満  ・他の公的な補助を受けていないこと  ・申請時の3年以内に町外へ転出する予定がないこと</p> <p>内容：新婚世帯に対して、アパートの家賃、敷金・礼金等の手数料、住居取得費、引越費用等を助成する。</p> <p>補助額：最大30万円</p> <p>問合せ：《健康子ども課 子育て支援係》TEL：0276-86-5411</p>
農業体験・就農支援	<p><b>ふれあい農園</b></p> <p>対象者：千代田町内に在住する農業者以外の町民</p> <p>内容：町では農業者以外の方が、気軽に野菜や花等を栽培して、自然とふれあい、農業に対する理解を深めるために、一区間50平方メートルの農園を貸出しております。</p> <p>・区画：34区画（一区画あたり50㎡）  ・使用料：1区画5,000円/年  ・貸付期間：3年</p> <p>問合せ：《産業観光課 農政係》TEL：0276-86-7005（直通）</p>
	<p><b>農業次世代人材投資資金事業</b></p> <p>対象者：一定の要件を満たし、かつ、独立・自営就農時の年齢が49歳以下であり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を持っている新規就農者</p> <p>内容：最長5年間で年間150万円以内（本人前年所得により変動）の資金を交付します。</p> <p>問合せ：《産業観光課 農政係》TEL：0276-86-7005（直通）</p>
就労支援	<p><b>創業支援事業</b></p> <p>対象者：町内で創業を目指す方</p> <p>内容：創業支援等事業計画に基づき、産業観光課内に創業支援相談に関する相談窓口を設け、県・商工会・町内金融機関等と連携し、創業希望者に対して適切な支援を行います。</p> <p>問合せ：《産業観光課 商工観光係》TEL：0276-86-7005（直通）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>子ども医療費無料化</b></p> <p>対象者：①出生から中学校卒業までの子ども（群馬県内の市町村で一律実施） ②中学校卒業から18歳の年度末までの子ども（市町村民税非課税等一定の要件あり）</p> <p>内 容：入院・外来ともに保険診療の医療費を無料化</p> <p>問合せ：《国民健康保険課 国民健康保険係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p>
	<p><b>子どものインフルエンザ予防接種費用助成</b></p> <p>対象者：接種日に町内に住所を有する中学3年生相当の人及び高校3年生相当の人</p> <p>内 容：上限2,000円で1人につき1回まで助成します。</p> <p>問合せ：《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-62-2121（代表）</p>
	<p><b>保育料等補助 ①保育料の免除 ②副食費の免除</b></p> <p>対象者：①18歳までの子どもが3人以上いる家庭の3人目以降で、町から保育認定を受け、保育園・認定こども園等に通う3歳児未満の子ども ②18歳までの子どもが3人以上いる家庭の3人目以降で、町から保育認定を受け、保育園・認定こども園等に通う3歳児以上の子ども</p> <p>内 容：①3人目以降の子どもの保育料を無料化 ②3人目以降の子どもの副食費を無料化</p> <p>問合せ：《こども課 教育保育係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p>
	<p><b>子育て育児用品購入費等助成事業</b></p> <p>対象者：次のすべての要件を満たす保護者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に住所を有する乳児（1歳未満児）を現に監護していること</li> <li>・町内に住所を有する人</li> <li>・本町の町税を完納していること</li> </ul> <p>内 容：乳児の誕生日から満1歳となる日までの間に、保護者が町内の小売販売店等において購入または利用した次の子育て育児用品の購入経費等を対象として、乳児1人につき1回限りで10,000円を上限額として助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・おむつ関連用品</li> <li>・授乳関連用品</li> <li>・加工済みの乳児用食品や乳児用衣類、寝具、ベビーカーその他の育児用品</li> <li>・大泉町ファミリー・サポート・センターにおけるママヘルプ事業に係る各種サービス</li> </ul> <p>問合せ：《こども課 子育て支援係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p>
	<p><b>子育て援助活動支援事業（大泉町ファミリー・サポート・センター事業）</b></p> <p>対象者：・援助を受けたい人：お願い会員…生後6ヶ月から小学6年生までの子どもの保護者 ・援助を行いたい人：まかせて会員…心身共に健康で、講習会を受講していただいた人 ・両方を行いたい人：どっちも会員…お願い会員、まかせて会員の両方を兼ねる人</p> <p>内 容：子育て中の保護者の日常生活を支援するため、援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、センターを通じて育児の助け合いを有料で行います。</p> <p>○事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園、幼稚園、小学校等への送迎</li> <li>・放課後の預かり</li> <li>・夏休み、冬休みの終日預かり</li> <li>・冠婚葬祭や保護者の病気、その他急用の場合の預かり</li> <li>・買い物など、外出の際の預かり</li> <li>・病児、病後児の緊急預かり</li> </ul> <p>○利用料等</p> <p>利用料については、援助の内容や曜日などにより、1時間当たり700円～1,600円（援助の時間が30分未満である場合は、その半額）となり、援助の終了後に「お願い会員」から「まかせて会員」へ直接お支払いいただきます。</p> <p>問合せ：《こども課 子育て支援係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>ママヘルプ事業(大泉町ファミリー・サポート・センター事業)</b></p> <p>対象者：・出産の予定日の1ヶ月前（多胎妊娠の場合においては、出産の予定日の2ヶ月）から出産の日後1年を経過する日の前日までの女性  ・大泉町ファミリー・サポート・センターへ利用登録の届け出を行った人  ・次のすべての要件を満たす人  ①本町に居住し、本町の住民基本台帳に記録されていること  ②入院等をしていないこと  ③1日の全部または一部において、育児や家事などを代わりに行う家族がいない状態であること</p> <p>内 容： 妊娠中や産後の身体や心が疲れている時期に、有料で家事援助や育児補助を行う事業です。利用希望者からの依頼に応じて、大泉町ファミリー・サポート・センターが次の育児や家事等の必要なサービスを提供する人（まかせて会員）を紹介します。  ・乳児の沐浴介助その他の育児の補助  ・食事の準備及び後片付け  ・居室等の掃除及び整理整頓  ・衣類の洗濯など、育児や家事等の必要な援助</p> <p>○利用料等  利用料については、初回2時間まで（多胎妊娠の場合は2回4時間まで）の利用は無料となりますが、その後の利用は1時間当たり700円（土・日・祝日は800円）となり、サービスの終了後に、「お願い会員」から「まかせて会員」へ直接お支払いいただきます。</p> <p>問合せ：《こども課 子育て支援係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p>
	<p><b>学童保育学習サポート事業</b></p> <p>対象者： 各児童館の学童保育を利用している児童（小学1年生～6年生）</p> <p>内 容： 学童保育の時間の中で、学校の宿題等の学習支援を行います。（週3回）</p> <p>問合せ：《こども課 子育て支援係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p>
	<p><b>子育て世代包括支援センター</b></p> <p>対象者： 妊娠期から子育て期にある子育て世代の人</p> <p>内 容： 妊娠期から子育て期のさまざまな相談に対し、切れ目のない支援を行う総合的な窓口の開設。健康づくり課では主に、妊娠・出産・子どもの健康に関する相談を受けます。こども課では主に、入園や、子どもに関する各種手当などの相談を受けます。</p> <p>問合せ：《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-62-2121（代表）  《こども課 子育て支援係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p>
	<p><b>不妊・不育症治療費助成制度</b></p> <p>対象者： 不妊症・不育症と診断された、次に定めるすべての要件を満たす夫婦  ・夫または妻のいずれか一方または双方が、町内に住所を有し、1年以上経過していること  ・世帯において町税の滞納がないこと</p> <p>内 容： 医療保険適用以外の治療費の2分の1を助成  ・不妊症：1年度あたり10万円を上限とし、連続する5年度まで  ・不育症：1回あたり30万円を限度とし、夫婦一組につき5回まで</p> <p>問合せ：《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-62-2121（代表）</p>
	<p><b>ブックスタート事業</b></p> <p>対象者： 7か月児健康診査を受診する全ての乳児及びその保護者</p> <p>内 容： 7か月児健康診査時に、絵本などが入ったブックスタートバックを配布します。</p> <p>問合せ：《町立図書館》 TEL：0276-63-6399（代表）</p>
	<p><b>産前・産後サポート事業</b></p> <p>対象者： 町内に住所を有する妊婦、産婦及びその家族</p> <p>内 容： 出産間近な妊婦や出産後間もない母子及びその家族に対して保健師等による相談・訪問を行い、子育てに必要なサービスを紹介し、妊産婦及び家族の出産前後の不安を解消できるようサポートを行います。  ・妊産婦等の悩みや産前産後の心身の不調に関する相談支援  ・保健師等による訪問指導  ・産婦健康診査を医療機関にて実施（産後約2週間）  ・地域の子育て支援サービス等の紹介</p> <p>その他、妊娠中の買い物や健診等において、デマンド交通の利用が可能となっています。（町内片道300円）</p> <p>問合せ：《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-62-2121（代表）</p>
	<p><b>産後ケア事業</b></p> <p>対象者： 町内に住所を有する生後2ヶ月未満の乳児及びその母親</p> <p>内 容： 母乳相談、授乳指導、乳房ケア、沐浴指導など育児に関する相談、産婦が休養できる場の提供など  （利用料金1日2,000円（昼食代含む））  ※委託施設にて実施</p> <p>問合せ：《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-62-2121（代表）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p><b>勤労者住宅資金融資</b></p> <p>対象者：次のすべてを満たす人  <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤労者であること</li> <li>・町内に自己の居住の用に供する住宅を新築、取得または増改築しようとする人</li> <li>・町の町税を完納していること</li> </ul> </p> <p>内 容： 勤労者に対し、住宅の新築等に必要資金を融資することにより、勤労者の福祉の増進と生活の安定を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の新築、取得に必要な資金</li> <li>・住宅の増改築に必要な資金</li> <li>・担保などは取扱金融機関の定めによる</li> </ul> </li> <li>○限度額 <ul style="list-style-type: none"> <li>新 築：1,000万円以内</li> <li>増改築：400万円以内（前々年度以降土地取得した場合は、300万円以内で加算できません。）</li> </ul> </li> <li>○期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>新 築：20年以内</li> <li>増改築：10年以内 （それぞれ3ヶ月以内の据え置き可）</li> </ul> </li> <li>○利率 <ul style="list-style-type: none"> <li>年3.3%（ただし中央労働金庫のみ2.7%）</li> <li>※別途保証料が必要です。</li> </ul> </li> </ul> <p>問合せ：《経済振興課 商工振興係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p>
	<p><b>住宅リフォーム補助制度</b></p> <p>対象者：次のすべてを満たす人  <ul style="list-style-type: none"> <li>・リフォーム工事を行う住宅に居住している人、または工事完了後に居住する予定の人（申請時に町外に住んでいる場合は、申請年度内に町内に住民票を移す必要があります。）</li> <li>・大泉町の住民基本台帳に記録されている人</li> <li>・世帯において町税の滞納がないこと</li> </ul> </p> <p>内 容：○対象となる建物  建築後10年以上経過している建物  （補助対象者が所有する住宅または集合住宅で補助対象者が居住している部分に限ります。）</p> <p>○対象となる工事  <ul style="list-style-type: none"> <li>・税込20万円以上のリフォーム工事</li> <li>・町内施工業者（大泉町小規模契約希望者または大泉町商工会建設部会加入事業者）による工事</li> <li>・大泉町の他の補助金の交付を受けていない工事（移住支援金を除きます。）</li> </ul> </p> <p>○補助金額  補助対象経費となる工事にかかった経費の10分の1（上限5万円、千円未満切り捨て）  （ただし、町外の業者が施工した部分は対象経費に含まれません。）  ※補助金は全額大泉スタンプ商品券での交付となります。（1申請者あたり1回）</p> <p>問合せ：《経済振興課 商工振興係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p>
	<p><b>町営住宅の紹介(HP)</b></p> <p>対象者：住宅に困っている収入の低い人（町ホームページに詳細の入居資格要件あり）  （町営住宅入居資格：  <a href="https://www.town.oizumi.gunma.jp/s022/kurashi/010/010/040/20200826161243.html">https://www.town.oizumi.gunma.jp/s022/kurashi/010/010/040/20200826161243.html</a>）</p> <p>内 容：町営住宅について町ホームページで紹介（町営住宅一覧表：  <a href="https://www.town.oizumi.gunma.jp/s022/kurashi/010/010/030/20200826160737.html">https://www.town.oizumi.gunma.jp/s022/kurashi/010/010/030/20200826160737.html</a>）</p> <p>問合せ：《都市整備課 施設建築係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p>
定住支援	<p><b>大人の風しん予防接種費用助成</b></p> <p>対象者：接種日に町内に住所を有し、妊婦を希望する夫婦または妊婦の夫（ただし、婚姻の有無は問わない）</p> <p>内 容：いずれかのワクチンについて、1人につき1回まで助成します。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・風しんワクチン：上限3,000円</li> <li>・麻しん風しん混合ワクチン：上限5,000円</li> </ul> </p> <p>問合せ：《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-62-2121（代表）</p>
	<p><b>人間ドック検診費の助成</b></p> <p>対象者：①大泉町国民健康保険の加入者で、国民健康保険税を完納している世帯に属する人間ドック受診者  ②大泉町在住の群馬県後期高齢者医療制度の加入者で、後期高齢者医療保険料を完納している人間ドック受診者</p> <p>内 容：・日帰りドック：20,000円を上限に検診費用の6割に相当する金額を助成（1年度に1回）  ・一泊ドック：30,000円を上限に検診費用の6割に相当する金額を助成（1年度に1回）  ・脳ドック：30,000円を上限に検診費用の6割に相当する金額を助成（5年度に1回）</p> <p>問合せ：《国民健康保険課 国民健康保険係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
定住支援	<p><b>生ごみ処理機器購入費補助金</b></p> <p>対象者：次のすべてを満たす人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の店舗で生ごみ処理機器を購入すること</li> <li>・町内で生ごみ処理機器を使用すること</li> <li>・世帯において町税の滞納がないこと</li> </ul> <p>内 容：生ごみ処理機器の購入額の2分の1に相当する金額（100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ処理機（電気式のもの）：上限20,000円</li> <li>・生ごみ処理容器（コンポスターなど）：上限2,000円</li> </ul> <p>問合せ：《環境整備課 環境整備係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p>
農業体験・就農支援	<p><b>農園の貸出し</b></p> <p>対象者：町内に住所を有し、世帯全員が町税を滞納していない人</p> <p>内 容：町民の皆さんが余暇を活用し、土に親しみながら農業への理解を深めることを目的に、一区画16.38平方メートル（約5坪）の農園の利用者を募集しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区 画：44区画（1世帯1区画まで）</li> <li>・使用料：1区画3,000円/年</li> <li>・貸付期間：令和3年3月1日（月曜日）から令和4年2月28日（月曜日）まで</li> </ul> <p>問合せ：《農業振興課 農業振興係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p>
就労支援	<p><b>創業支援事業</b></p> <p>対象者：町内で創業を目指す人</p> <p>内 容：経済振興課内に創業支援相談に関する相談窓口を設け、商工会・町内金融機関と連携し、適切な創業支援の提供を行います。</p> <p>問合せ：《経済振興課 商工振興係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p> <p><b>店舗リニューアル補助制度</b></p> <p>対象者：個人または法人登記上の本店の所在地が町内にある営利を目的とする法人で、町税の滞納がなく、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の店舗において、現に事業を営んでいること</li> <li>・町内の空き店舗において、事業を営もうとしていること</li> </ul> <p>内 容：○対象となる建物 店舗部分の床面積が1,000㎡未満の店舗または空き店舗（店舗の場合は建築後10年以上経過しているもの） 卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業を営む店舗または空き店舗</p> <p>○対象となる工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税込20万円以上の店舗改装工事</li> <li>・町内施工業者（大泉町小規模契約希望者または大泉町商工会建設部会加入事業者）による工事（町外に居住する個人が申請する場合は、施工業者の要件はありません）</li> </ul> <p>○対象経費 空き店舗等の改修または改装に伴う備品の購入に係る経費の10分の1以内の額（上限50万円、千円未満切り捨て）</p> <p>問合せ：《経済振興課 商工振興係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p> <p><b>介護職員研修補助事業</b></p> <p>対象者：町内に住所を有し、町税の滞納をしていない人</p> <p>内 容：教材費を除く研修受講に要した費用を補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員初任者研修課程：上限30,000円</li> <li>・生活援助従事者研修課程：上限15,000円</li> </ul> <p>問合せ：《高齢介護課 介護保険係》 TEL：0276-62-2121（代表）</p>
就学支援	<p><b>大泉町看護職員入学金補助金</b></p> <p>対象者：保健師助産師看護師法の規定により指定された学校または保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所、准看護師養成所に入学した人で次のいずれかに該当する人（ただし、世帯において町税の滞納ある場合は対象外です。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学時、町内に住所を有する人</li> <li>・通学のため町外に転出した人</li> </ul> <p>内 容：学校などに支払った入学金の2分の1に相当する額とし、上限10万円まで補助します。 ※補助金の交付は補助対象者1人につき1回限りです。 ※退学および資格取得できなかった場合、補助金の返還が生じる場合があります。</p> <p>問合せ：《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-62-2121（代表）</p>



分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>邑楽町高等学校等就学援助費支給事業</b></p> <p>対象者： 次のいずれにも該当する者  ○町内に住所を有し、高等学校等に在学している生徒の保護者  ○生活保護受給者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者</p> <p>内 容： ○経済的な理由により高等学校等に就学することが困難な生徒の保護者に対し、就学援助費を支給する事業  ○金額 在学生徒1人につき月額 2万円</p> <p>問合せ： 《学校教育課 学校教育係》 TEL：0276-47-5041</p>
	<p><b>英語検定料助成事業</b></p> <p>対象者： 次のいずれかに該当する者  ○邑楽町立の中学校に在籍している生徒の保護者  ○町内に住所を有し、町外の中学校に在籍している生徒の保護者</p> <p>内 容： 中学生の英語力と学習意欲の向上を図るため、英語検定の検定料に対して助成金を交付する  ○対象検定：日本英語検定協会の実用英語技能検定（英検）3級以上  ○助成金：本会場で受験した場合の英語検定3級の検定料を限度とする  ○交付回数：中学生1人につき年度内1回まで</p> <p>問合せ： 《学校教育課 学校教育係》 TEL：0276-47-5041</p>
	<p><b>子ども医療費無料化</b></p> <p>対象者： 中学校卒業までの子ども。高校生世代（入院のみ）</p> <p>内 容： 中学校卒業までの子どもの医療費（入院・外来ともに）と高校生世代（入院のみ）について無料化を実施。</p> <p>問合せ： 《住民課 国民健康保険係》 TEL：0276-47-5020</p>
	<p><b>産後ケア事業</b></p> <p>対象者： 町内に住所を有し、家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられない産後1年未満の母親及びその乳児で、次のいずれかに該当する方  ①産後の身体機能の回復に不安を持ち、保健指導を必要とすること  ②育児に対する不安が強く、保健指導を必要とすること等</p> <p>内 容： 産婦の健康面の悩みや育児への不安などを軽減するため、助産師により心身のケアや休養等の支援を行う。  ○利用期間 原則として7日間以内  ○利用料金 1回につき2,000円（ただし、多胎児加算500円/人）</p> <p>問合せ： 《保健センター》 TEL：0276-88-5533</p>
	<p><b>不育症治療費助成事業</b></p> <p>対象者： 不育治療を行っているご夫婦で、次の要件を満たす方  ①法律上の婚姻関係にあること  ②夫婦の一方または双方が1年以上町内に住所を有すること  ③町税の滞納がないこと</p> <p>内 容： ○対象となる治療  医師の診断を受けた不育症治療で、医療保険が適用されていない検査及び診療  ○内容  不育症治療に要する医療費の一部を助成（当該年度内の不育治療に要する自己負担額の2分の1 上限：年額30万円）  ※助成金の申請：1年度につき1回（通算助成回数：5回）</p> <p>問合せ： 《保健センター》 TEL：0276-88-5533</p>
	<p><b>不妊治療費助成事業</b></p> <p>対象者： 次の全ての要件を満たすご夫婦  ①法律上の婚姻関係にあること  ②夫婦の一方または双方が1年以上町内に住所を有すること  ③町税の滞納がないこと</p> <p>内 容： ○対象となる治療  ①特定不妊治療…体外受精または顕微授精について行われる検査及び診療（これに伴う男性不妊治療を含む）  ②一般不妊治療…特定不妊治療以外の不妊治療について行われる検査及び診療  ○内容  ①特定不妊治療に要した費用の1/2の金額で上限10万円までの助成  ②一般不妊治療に要した費用の1/2の金額で上限5万円までの助成  ※助成金の申請：1年度につき1回（通算助成回数：5回）</p> <p>問合せ： 《保健センター》 TEL：0276-88-5533</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p><b>勤労者住宅金融貸事業</b></p> <p>対象者： 町内に居住又は勤務先を有する勤労者であって、町内に自己の居住の用に供する住宅を建築又は取得しようとする者</p> <p>内 容： (1)融資限度額 500万円以内 (2)融資利率 年7.5パーセント以内（現状 2.3パーセント） (3)融資期間 20年以内 (4)償還方法 元金均等月賦償還 (5)担保及び保証人 金融機関の定めるところによる。 (6)最終返済年齢 満65歳までとする。</p> <p>問合せ：《商工振興課 商工労政係》 TEL：0276-47-5026</p>
	<p><b>住宅リフォーム補助金交付事業</b></p> <p>対象者： 次の各号すべてに該当する者 (1)町内に居住し、かつ、住民登録をしている者 (2)町税を完納している者 (3)申請するリフォーム工事について、町で実施している他の制度による住宅の改造及び補修に係る補助金等の交付を受けていない者 (4)リフォーム工事を行おうとする住宅を2以上の者で共有している場合にあっては、すべての共有者から、リフォーム工事を行うこと及び当該リフォーム工事について補助金申請を行うことの同意を得た者</p> <p>内 容： ・補助の対象となる住宅 (1)自らが町内に所有し、かつ、居住する住宅 (2)住宅に居住部分以外の部分がある場合は、自らが居住する部分 (3)区分所有する住宅の場合は、自らが占有し、かつ、居住する部分 ・対象となる工事 (1)工事金額が20万円以上のもの (2)町内に事業所を有する法人又は個人事業者が行う工事であること ○補助金額： 工事金額の100分の10に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)で、最大20万円（1住宅で1回限り）</p> <p>問合せ：《商工振興課 商工労政係》 TEL：0276-47-5026</p>
	<p><b>町営及び県営住宅の紹介(HP)</b></p> <p>対象者： 住宅に困窮する所得の少ない方（その他入居申込者の資格要件あり）</p> <p>内 容： ホームページでの町営住宅の紹介（邑楽町 公営住宅ホームページ： <a href="http://www.town.ora.gunma.jp/li/020/060/010/index.html">http://www.town.ora.gunma.jp/li/020/060/010/index.html</a>）・県営住宅の紹介（群馬県住宅供給公社ホームページ：<a href="http://www.gunma-jkk.or.jp/danchi/中野">http://www.gunma-jkk.or.jp/danchi/中野</a>） ※相談・受付など：町営住宅：邑楽町都市建設課都市整備係・県営住宅：群馬県住宅供給公社管理部管理課</p> <p>問合せ：《邑楽町役場 都市建設課都市整備係》 TEL：0276-47-5031 《群馬県住宅供給公社 管理部管理課》 TEL：027-223-5811</p>
農村体験・就農支援	<p><b>空家等バンク事業</b></p> <p>(新) 対象者： どなたでも</p> <p>内 容： 町内への移住・定住を支援するため、地域内にある空き家物件に関する情報を町ホームページで公開する。（令和3年8月運用開始予定）</p> <p>問合せ：《都市建設課 都市整備係》 TEL：0276-47-5031</p>
	<p><b>農業次世代人材投資事業</b></p> <p>対象者： 独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満の次世代を担う農業者となることについて強い意欲を持っている新規就農者であって、一定の要件を満たす者</p> <p>内 容： 交付期間 最長5年間 交付額 経営開始1年目から3年目まで…年間150万円 経営開始4年目及び5年目 …年間120万円</p> <p>問合せ：《農業振興課 農政係》 TEL：0276-47-5025</p>
就労支援	<p><b>創業支援事業</b></p> <p>対象者： 町内で創業を目指す方</p> <p>内 容： 商工振興課内に創業支援相談に関するワンストップ相談窓口を設け、商工会・町内金融機関と連携し、様々な創業時の課題を解決する。</p> <p>問合せ：《商工振興課商工労政係》 TEL：0276-47-5026</p>

## 群馬県のオンライン相談窓口

### 市町村オンライン相談デスク

各市町村の担当者とオンラインで移住相談ができます。

<https://gunmagurashi.pref.gunma.jp/soudandesk/>



### 県総合オンライン相談

移住先市町村を決めかねている方、  
県全体のことを相談したい方はこちら

<https://timerex.net/s/gunma.pref.smoutsoudan/d58a1c29>



## 都内の県総合 対面相談窓口

### ぐんま暮らし支援センター

場所： 千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階  
(ふるさと回帰支援センター内)

営業： 火～日曜日 10:00～18:00  
(休業：月、祝、年末年始、夏季休業あり)

<https://www.furusatokaiki.net/consultation/gunma/>

電話： 080-8870-2756 (移住)  
070-4851-1647 (移住②)  
03-6256-0440 (就職)

専門の相談員が  
移住・就職に関する  
ご相談に応じます



詳細・相談予約はこちら↑

### 群馬県東京事務所

場所： 千代田区平河町2-6-3 都道府県会館8階  
営業： 月～金曜日 8:30～18:15(休業：土、日、祝、年末年始)  
電話： 03-5212-9102

## ぐんま暮らしポータルサイト

「はじめまして、暮らしまして、ぐんまな日々。」

<https://gunmagurashi.pref.gunma.jp>

◎群馬県への移住を希望される方向けのポータルサイト

- 群馬県や県内市町村の紹介
- 移住までの流れ・Q&A、移住者インタビュー
- 仕事・住まい・体験等の情報
- 相談会等のイベント情報 など、  
群馬県での暮らしに必要な情報が掲載されています。



作成

群馬県地域創生部

ぐんま暮らし・外国人活躍推進課 移住促進係

027-226-2371